

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT111-9 r. 4. 1
提出年月日	令和4年12月20日

## 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

令和4年12月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
<b>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b>			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの : 下記3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」の撤去及び「代替給水ピット」の設置に伴う変更。【例：比較表 p 1.11-13】</li> <li>・屋外に設置する自主対策設備であるろ過水タンク及び2次系純水タンクの溢水対策に伴い、タンクの耐震化、タンク容量の見直しに伴う2次系純水タンクの設置数の見直し（4基⇒2基）等の変更を行ったため、関連する資料を修正した。【添付資料 1.11.3】</li> <li>・防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる可搬型設備の屋外ホース敷設ルート図の変更。【例：比較表 p 1.11-114】</li> </ul>			
<b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</b>			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料構成は、炉型が同じである大飯3 / 4号炉の対応手段及び操作手順の参照を基本とした上で、配管・弁の流路等を含めた設備の選定方針、文章構成や記載表現については、女川2号炉の審査実績を反映している。また、各図面においても、女川2号炉の審査実績を踏まえた資料構成や記載の充実化等の見直しを行っている。</li> </ul> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
<b>1-3) バックフィット関連事項</b>			
<p>a. 技術的能力審査基準 1.11 解釈変更に伴う適合方針は、「添付資料 1.11.22 使用済燃料ピットから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への影響」にて整理している（KK6/7 審査知見反映）。</p>			
<p>技術的能力審査基準 1.11 解釈変更内容抜粋</p> <p>【解釈】 2 b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）を設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、SFPから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。</li> <li>・燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は、SFP監視設備であるが、高温及び高湿度の環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度 100℃、湿度 100%）で設計することとしている。</li> <li>・さらに、想定事故1、2の有効性評価において、SFP水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にはならない。</li> </ul>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</p>			
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	<p>【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 3淡水タンク</li> </ul>	<p>【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・<u>2次系補給水ポンプ</u></li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-12）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉は、No. 3淡水タンクの淡水をポンプを使用せず重力注水により使用済燃料ピットへ注水する。</li> <li>・泊3号炉は、2次系純水タンクの淡水を2次系補給水ポンプを起動して使用済燃料ピットへ注水する。</li> <li>・設備は相違するが、淡水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、<b>自主対策設備</b>による対応手段の相違。</li> </ul>
②	<p>【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 2淡水タンク（屋内消火栓又は<u>屋外消火栓を使用</u>）</li> </ul>	<p>【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過水タンク（屋内消火栓を使用）</li> <li>・<u>電動機駆動消火ポンプ</u></li> <li>・<u>ディーゼル駆動消火ポンプ</u></li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-12）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉は、No. 2淡水タンクの淡水を屋内消火栓又は屋外消火栓から重力注水により使用済燃料ピットへ注水する。</li> <li>・泊3号炉は、ろ過水タンクの淡水を消火ポンプを起動して屋内消火栓から使用済燃料ピットへ注水する。</li> <li>・設備は相違するが、淡水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、<b>自主対策設備</b>による対応手段の相違。</li> </ul>
③	<p>【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ車</li> <li>・No. 3淡水タンク</li> <li>・No. 2淡水タンク</li> </ul>	<p>【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・代替給水ピット</li> <li>・原水槽</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・2次系純水タンク</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉は、No. 3淡水タンク又はNo. 2淡水タンクの淡水をポンプ車により使用済燃料ピットへ注水し、海水を注水する場合は送水車を用いる。</li> <li>・泊3号炉は、淡水である代替給水ピット及び原水槽を注水する場合と海水を注水する場合はいずれも可搬型大型送水ポンプ車を使用する。なお、淡水である2次系純水タンク及びろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。</li> <li>・設備は相違するが、淡水又は海水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、淡水を注水する手段を<b>自主対策設備</b>、海水を注水する手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備する設計方針に相違なし。</li> </ul>
	<p>【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（海水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車</li> </ul>	<p>【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（海水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> </ul>	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p> <p>※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-1) 設備の相違</b>（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</p>				
No.	大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
④	— (泊3号炉との比較対象なし)	<p>【使用済燃料ピットへのスプレイに使用する設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・可搬型スプレイノズル</li> <li>・代替給水ピット</li> <li>・原水槽</li> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・ろ過水タンク</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-17）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車により淡水である代替給水ピット及び原水槽を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備している。なお、淡水である2次系純水タンク及びろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。</li> <li>・設計方針は異なるが、自主対策設備による対応手段の相違であり、海を水源として使用済燃料ピットへスプレイする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備する設計方針に相違なし。</li> </ul>	
⑤	<p>【使用済燃料ピットの監視で使用する多様性拡張設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型水位、水温計</li> <li>・携帯型水温計</li> <li>・携帯型水位計</li> </ul>	<p>【使用済燃料ピットの監視で使用する自主対策設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計</li> <li>・携帯型水温計</li> <li>・携帯型水位計</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-21）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉の携帯型水位、水温計は、可搬型のロープ式計器であり、水位及び温度の測定が可能。</li> <li>・泊3号炉の使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計は、水位のみ測定できる手段であるが、携帯型水温計により温度測定が可能。</li> <li>・設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの水位を水温を監視できる手段を整備していることに相違はなく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。</li> </ul>	
⑥	<p>【1.11.2.1 (1) 「燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準】</p> <p>「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m以下まで低下している場合。」</p>	<p>【1.11.2.1 (1) a. 「燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準】</p> <p>「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m以下まで低下している場合。」</p>	<p>【設計方針の相違（使用済燃料ピット警報設定値）】（例：比較表p 1.11-28）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による水位低警報設定値の相違。</li> <li>・泊3号炉の使用済燃料ピット温度高警報設定値は、設計上の冷却温度より高くなったことを検知し、コンクリート保護のための制限温度に余裕を見て設定している。（伊方3号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と同様）</li> <li>・大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が使用済燃料ピット冷却器における除熱量を上回ることが考えられる水温を管理の目標値として設定している。</li> <li>・使用済燃料ピット警報設定値は異なるものの、泊3号炉においても有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において、使用済燃料ピット水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するまでに十分な時間余裕を持って重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ海水を注水することが可能である。</li> </ul>	
⑦	<p>【使用済燃料ピットからの漏えい緩和に使用する資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴムシート</li> <li>・鋼板</li> <li>・防水テープ</li> <li>・吸水性ポリマー</li> <li>・補修材</li> <li>・ロープ（吊り降ろし用）</li> </ul>	<p>【使用済燃料ピット漏えい緩和に使用する資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガasket材</li> <li>・ガasket接着剤</li> <li>・ステンレス鋼板</li> <li>・吊り下ろしロープ</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.11-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯3/4号炉は、使用済燃料ピット漏えい緩和対策として、鋼板による使用済燃料ピット内側からの漏えい緩和を行う手段に加えて、防水テープ、吸水性ポリマー及び補修材による使用済燃料ピット冷却配管からの漏えい緩和の資機材を配備している。</li> <li>・泊3号炉の鋼板による対応手段を使用済燃料ピット漏えい緩和対策とする方針は、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。なお、使用済燃料ピット冷却配管からの漏えいに対して、使用済燃料ピット入口側はサイフォンブレーカの機能により、使用済燃料ピット出口側は配管の設置位置により使用済燃料等の流れに十分な必要な水位で漏えいが停止する設計である。</li> </ul>	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p> <p>※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>				



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 運用の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）						
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
①	<p>【使用済燃料ピットへの注水の優先順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水は第7優先</li> </ul>	<p>【使用済燃料ピットへの注水の優先順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水は第3優先</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-31）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピットへの注水は、設計基準対象施設の水源による注水手段が可能であれば、燃料取替用水ピット、2次系純水タンク（大飯3/4号炉は「No.3淡水タンク」）の順で注水する手順に相違はないが、第3優先以降の水源の選択に相違がある。</li> <li>大飯3/4号炉の第3優先以降の水源は、容量の大きい淡水タンクからの注水を優先し、複数ある淡水タンクの注水手段のうち準備時間の早い手段から注水する手順であり、容量の小さい1次系純水タンクの優先順位は第7優先としている。</li> <li>泊3号炉は、準備時間が早い水源から優先する手順であり、1次系純水タンクからの注水は第3優先としている。1次系純水タンクの容量は少ないものの、約2時間の連続注水が可能である。</li> <li>優先順位の考え方は相違するが、いずれも自主対策設備による対応手段の相違であり、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車（大飯3/4号炉は「送水車」）により継続して使用済燃料ピットへ海水を注水する手段を整備していることに相違なし。</li> </ul>			
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-3) 記載方針の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）						
No.	大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
①	<p>【「1.11.1 (2) d. 手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長<sup>*2</sup></u>、<u>当直課長</u>、<u>運転員等<sup>*3</sup></u>及び<u>緊急安全対策要員<sup>*4</sup></u>の対応として、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の<u>手順等に定める</u>（第1.11.1表～第1.11.3表）。</p> <p>※ 2 <u>発電所対策本部長</u>：<u>重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</u></p> <p>※ 3 <u>運転員等</u>：<u>運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</u></p> <p>※ 4 <u>緊急安全対策要員</u>：<u>重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</u></p>	<p>【「1.11.1 (2) d. 手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電課長（当直）</u>、<u>運転員</u>、<u>災害対策要員及び運転班員</u>の対応として、<u>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順等に定める</u>（第1.11.1表）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪3/4号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。（例：比較表p 1.11-24）</li> <li>・泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。</li> </ul>			
②	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.6</u>で整備する。</li> </ul>	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.13</u>で整備する。</li> <li>・可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.12</u>で整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪3/4号炉の送水車及び大容量ポンプは、代替格納容器スプレーや格納容器内自然対流冷却で使用する重大事故等対処設備でもあることから、技術的能力1.6にて燃料補給の手順を整備している。（例：比較表p 1.11-69）</li> <li>・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、重大事故等対策の水源となる燃料取替用木ビット及び補助給水ビットへの海水の補給等でも使用する重大事故等対処設備であり、燃料補給の手順を技術的能力1.13にて整備している。（例：比較表p 1.11-69）また、泊3号炉の可搬型大容量海水送水ポンプ車は、大気への拡散抑制で使用する重大事故等対処設備であり、格納容器内自然対流冷却等では可搬型大型送水ポンプ車を用いることから、可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順は技術的能力1.12で整備している。（例：比較表p 1.11-69）</li> <li>・大阪3/4号炉と手順の記載条文は異なるが、燃料補給が必要な重大事故等対処設備に対して燃料補給の手順を整備していることに相違なし。</li> </ul>			
③	<p>【可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の推定】</p> <p>「複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。」</p>	<p>【使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の推定】</p> <p>「あらかじめ設定している設置場所での線量率を評価し、指示値と比較・評価することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。」</p>	<p>【記載方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.11-64）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型エリアモニタの設置場所での線量率を評価しておき、その線量率と指示値を比較して空間線量率を推定する手順であることに相違なし。</li> </ul>			

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-4) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）</b>			
大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・多様性拡張設備	・自主対策設備	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-10） ・女川審査実績の反映	
・使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）	・使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-8） ・女川審査実績の反映	
・原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）	・燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-9） ・使用済燃料ピットを設置し、周辺建屋と区画したエリアであることに相違ないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・ポンプ車	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-36） ・大阪3/4号炉のポンプ車は淡水を水源とした手段に使用する多様性拡張設備。設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・送水車	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-16） ・大阪3/4号炉のポンプ車は海水を水源とした手段に使用する重大事故等対処設備。設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・スプレイヘッダ	・可搬型スプレイノズル	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-16）	
・大容量ポンプ（放水砲用）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-19）	
・ゴムシート ・鋼板 ・ロープ（吊り降ろし用）	・ガasket材、ガasket接着剤 ・ステンレス鋼板 ・吊り下ろしロープ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-18） ・資機材の仕様は異なるが、機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する	
・可搬式使用済燃料ピット水位	・使用済燃料ピット水位（可搬型）	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・使用済燃料ピット監視カメラ	・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。）	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	・使用済燃料ピットエリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・空冷式非常用発電装置	・代替非常用発電機	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・可搬型ホース	・消防ホース	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-33）	
【使用済燃料ピットへの注水の手順名称】 ・燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水 ・1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ・海水から使用済燃料ピットへの注水	【使用済燃料ピットへの注水の手順名称】 ・燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 ・1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 ・海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-11～13） ・大阪3/4号炉と手順に相違はないが、手順項目の名称の記載方針に相違がある。 ・大阪3/4号炉は、使用済燃料ピットへ注水するための水源に着目とした名称。（～タンクによる～への注水） ・泊3号炉は、他条文と記載を統一するため、使用済燃料ピットへ注水するためのポンプに着目した名称としている。（～ポンプによる～への注水）	
・使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の手順	・使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順	・手順名称の相違（例：比較表p 1.11-24）	
・定期検査	・定期事業者検査	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-14）	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-5) 相違識別の省略（以下については、各対応手順の共通の相違理由のため、本文中の相違識別と相違理由は省略する）</b></p>			
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当直課長</li> <li>・運転員等</li> <li>・発電所対策本部長</li> <li>・緊急安全対策要員</li> </ul>	<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電課長（当直）</li> <li>・運転員</li> <li>・災害対策要員</li> <li>・<b>運転班員</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応要員、要員名称の相違（例：比較表 p 1.11-52）</li> <li>・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長（当直）の指示により運転員、災害対策要員及び<b>運転班員</b>にて対応するため、発電所対策本部長へ依頼する作業はない。また、可搬型設備を取り扱う災害対策要員は、運転班の要員であることから、運転員と災害対策要員は連携して対応が可能である。</li> <li>・大阪3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。</li> <li>・大阪3/4号炉の本審査項目で整理する操作手順は、当直課長の指示により運転員等が対応するとともに、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。なお、手順着手は当直課長が判断し、運転員等と発電所対策本部長へ作業開始を指示する。</li> <li>・操作手順の比較において、これら要員名称の相違、作業開始指示及び完了報告に関する事項の相違識別は省略する。</li> </ul>	
<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等○名、現場にて1ユニット当たり運転員等○名により作業を実施し、所要時間は約○分と想定する。」</p>	<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の操作は、運転員（中央制御室）○名、運転員（現場）○名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから○分開始まで○分以内で可能である。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、「1ユニット当たり」の記載は必要ない。（例：比較表 p 1.11-29）</li> <li>・対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の相違識別は省略する。（例：比較表 p 1.11-29）</li> <li>・なお、第1.11.1表「重大事故等における対応手段と整備する手順」の「設備分類b（37条に適合する重大事故等対策用設備）」に該当する対応手段については、重大事故対策の有効性評価における各事故シーケンスにおいて、重大事故等対策の成立性を確認しており、各対応手段が要求される時間までに実施可能であることに相違はない。</li> </ul>	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p><b>3-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</b></p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	<p>【常設配管を使用した可搬型設備による使用済燃料プールへの注水・スプレー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</li> <li>燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</li> </ul>	<p style="text-align: center;">=</p> <p style="text-align: center;">（女川2号炉と比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.1.11-11,13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉は、想定事故2の「評価条件の不確かさの影響評価」において、事象発生直後から沸騰による燃料プール水の低下が開始すると想定した場合に、遮蔽が維持される最低水位までの時間約10時間に対し、屋外から燃料プール代替注水系（常設配管）により注水可能となる時間を約13時間後としている。約10時間後から原子炉建屋燃料取替床の線量率が10mSv/hを超えることから、その現場における長時間の作業は困難となるため、燃料プール周辺の線量率上昇を考慮して常設配管による燃料プール代替注水設備を重大事故等対処設備として位置付けている。</li> <li>泊3号炉は、想定事故2の「評価条件の不確かさの影響評価」において仮に事象発生直後から沸騰が開始するとした場合に、遮蔽が維持される最低水位までの約0.7日に対し、有効性評価で注水可能となる時間を約5.7時間後としており、使用済燃料ピットへの注水操作は高線量環境下での作業とならないため、常設配管による対応は不要である。</li> </ul>
②	<p>【燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水（スプレー）で使用する主な設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大容量送水ポンプ（タイプ1）</li> <li>淡水貯水槽（No.1）</li> <li>淡水貯水槽（No.2）</li> <li>ホース・注水用ヘッダ・接続口</li> <li>スプレーノズル</li> </ul>	<p>【可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水（スプレー）で使用する主な設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>可搬型スプレーノズル</li> <li>代替給水ピット</li> <li>原水槽</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備及び自主対策設備）】（例：比較表p.1.11-16）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川2号炉は、淡水である淡水貯水槽を水源として大容量送水ポンプ（タイプ1）から注水用ヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水（スプレー）する。また、水源として淡水貯水槽だけではなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</li> <li>泊3号炉は、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車から可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ送水する手順であり、注水用ヘッダは使用しない。また、淡水である代替給水ピット又は原水槽を水源とした手順を自主対策の手順として整備している。</li> <li>設備は異なるが、使用済燃料ピット（プール）へ注水（スプレー）する機能に相違なし。</li> </ul>
③	<p>【消防車による使用済燃料プールへのスプレー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレー</li> </ul>	<p style="text-align: center;">=</p> <p style="text-align: center;">（女川2号炉と比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p.1.11-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊3号炉は、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレーする手順であり、消防車は火災に備えて待機させる観点から使用済燃料ピットへのスプレーの手段として使用しない。自主対策設備の相違であり、消防車を使用しない方針は大飯3/4号と相違なし。</li> </ul>
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p> <p>※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
④	<p>【使用済燃料プールの状態監視に使用する常設設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）</li> <li>・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</li> </ul>	<p>【使用済燃料ピットの状態監視に使用する可搬設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット水位（可搬型）</li> <li>・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</li> <li>・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.11-21）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉の使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は常設設備であり、重大事故等時において設置作業が不要。</li> <li>・泊3号炉の使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置はすべて可搬設備であり、重大事故等時に設置等を行う。これら設備は有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットの注水を開始するまでに設置が完了できるとともに、設置が完了するまでの間は、常設の重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視が可能である。</li> <li>・常設設備と可搬設備により使用済燃料ピットの状態監視を行う設計方針はPWR各社と相違なし。</li> </ul>	
⑤	<p>【使用済燃料プールの状態監視に使用する常用設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FPCポンプ入口温度</li> <li>・原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ</li> <li>・燃料取替エリア放射線モニタ</li> </ul>	<p>—</p> <p>（女川2号炉と比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（設計基準対象施設）】（例：比較表 p 1.11-63）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）</li> <li>・女川2号炉は、燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊3号炉（大飯3/4号炉も同じ）では設置許可基準規則第十六条第3項の要求への対応として使用済燃料ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。</li> </ul>	
⑥	<p>【代替淡水源（措置）】</p> <p>「淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」【解釈】1b）項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。」</p>	<p>—</p> <p>（女川2号炉と比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.11-14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉は、自主対策設備である淡水貯水槽の淡水を優先して注水する設計方針であり、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」においては大容量送水ポンプ（タイプ1）により淡水貯水槽を水源として使用済燃料プールへ注水し7日間運転継続する手順である。</li> <li>・泊3号炉は、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において期待する水源は海であり、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプにより海水を使用済燃料ピットへ注水し運転を継続する手順であることから、自主対策設備である代替給水ピット、原水槽等の代替淡水源は期待していないため「代替淡水源（措置）」として位置付けていない。</li> </ul>	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
⑦	<p>【燃料プールのスプレー系による使用済燃料プールへの注水又はスプレーで使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプI）</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・ホース</li> </ul>	<p>【可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水又はスプレーで使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.11-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉のホース延長・回収車（送水車用）は可搬型ホースが常時積載されており、特殊な機能を有するものではなく一般的な運搬車両と同様であるため、その他設備（自主的に所有している設備）と分類している。（島根と同様）</li> </ul>			
⑧	<p>【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプII）</li> <li>・放水砲</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・ホース</li> </ul>	<p>【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>・放水砲</li> <li>・可搬型ホース</li> </ul>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.11-19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉は、大気への放射性物質の拡散抑制手段において、放水砲の運搬やホースの敷設を行うために使用するホース延長・回収車（放水砲用）をその他設備（自主的に所有している設備）と分類している。（島根と同様）</li> </ul>			

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 上記比較において説明の対象外となる設備（水源、流路、燃料補給設備）の記載は除く。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>3-2) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）</b>			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・使用済燃料プール	・使用済燃料ビット	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-8）	
・燃料プール代替注水	・使用済燃料ビットへの注水	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-10）	
・燃料プールのスプレイ	・使用済燃料ビットへのスプレイ	・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-16）	
・燃料プール冷却浄化系	・使用済燃料ビットポンプ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-9）	
・残留熱除去系（燃料プール水の冷却）	・使用済燃料ビット冷却器等の使用済燃料ビット水浄化冷却設備	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ビット（女川：使用済燃料プール）を浄化・冷却する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・残留熱除去系（燃料プール水の補給）	・燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水ビット	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-9）	
・復水補給水系	・2次系補給水ポンプ、2次系純水タンク	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ビット（女川：使用済燃料プール）へ水を補給する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・ろ過水ポンプ	・電動機駆動消火ポンプ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-12）	
・ろ過水タンク	・ディーゼル駆動消火ポンプ	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ビット（女川：使用済燃料プール）へ常設の設備にて淡水を補給する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・シール材	・ガスケット材	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-18）	
・接着剤	・ガスケット接着剤		
・使用済燃料プール監視カメラ	・使用済燃料ビット監視カメラ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21）	
・燃料貯蔵プール水位	・使用済燃料ビット水位	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-63）	
・燃料貯蔵プール水温度	・使用済燃料ビット温度	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-63）	
・燃料交換フロア放射線モニタ	・使用済燃料ビットエリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-63）	
・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）	・使用済燃料ビット水位（AM用） ・使用済燃料ビット温度（AM用）	・設備名称の相違（例：比較表p 1.11-21） ・泊3号炉は水位計と温度計を各々設置しているが、機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・貯留堰			
・取水口	・非常用取水設備	・設備名称・記載表現の相違（例：比較表p 1.11-19）	
・取水路			
・海水ポンプ室			

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。



灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容は、灰色ハッチングとする。
<目次>	<目次>	<目次>	
1.11.1 対応手段と設備の選定	1.11.1 対応手段と設備の選定	1.11.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定結果	(2) 対応手段と設備の選定結果	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段と設備	a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備	a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
	(a) 燃料プール代替注水	(a) 使用済燃料ピットへの注水	【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)
	(b) 漏えい抑制	(b) 漏えい抑制	
	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段と設備	b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備	b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
	(a) 燃料プールのスプレイ	(a) 使用済燃料ピットへのスプレイ	【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)
	(b) 漏えい緩和	(b) 漏えい緩和	
	(c) 大気への放射性物質の拡散抑制	(c) 大気への放射性物質の拡散抑制	
	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段と設備	c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備	c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段及び設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
	(a) 使用済燃料プールの監視	(a) 使用済燃料ピットの監視	【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)
	(b) 代替電源による給電	(b) 代替電源による給電	【女川】記載方針の相違 泊は自主対策設備を整備している。
	(c) 重大事故等対処設備	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	【女川】 BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)
d. 手順等	d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備	d. 手順等	
	(a) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱		
	(b) 重大事故等対処設備		
	e. 手順等		
1.11.2 重大事故等時の手順等	1.11.2 重大事故等時の手順	1.11.2 重大事故等時の手順	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等	1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順	【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)
	(1) 燃料プール代替注水	(1) 使用済燃料ピットへの注水	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(2) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(3) No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>(4) No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）</p> <p>(5) ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(6) ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(10) 優先順位</p>	<p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p>	<p>a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>d. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由①）</p> <p>・上段の泊の記載場所にて比較する。</p> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <p>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>・上段の泊の記載場所にて比較する。</p> <p>【大阪】</p> <p>文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所にて比較する。</p> <p>【大阪】</p> <p>文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所にて比較する。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</p> <p>(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p> <p>(4) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(5) 優先順位</p>	<p>1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 燃料プールのスプレイ</p> <p>a. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>b. 燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>(2) 漏えい緩和</p> <p>a. 使用済燃料プール漏えい緩和</p>	<p>1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水</p> <p>(2) 漏えい緩和</p> <p>a. 使用済燃料ピット漏えい緩和</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <p>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】文章構成の相違</p> <p>・女川は「1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順」にて大気への拡散抑制の手順を技術的能力1.12へリンクさせる記載としている。</p> <p>・泊は手順着手の判断基準までを本審査項目に記載し操作手順を技術的能力1.12へリンクさせる構成としており、技術的能力1.12でも手順着手の判断基準を含めて手順を整理している。（大阪と同様）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視                      (2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>1.11.2.4 使用済燃料ピット監視計器の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等</p>	<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料プールの状態監視</p> <p>a. 代替電源による給電</p> <p>1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順</p> <p>(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>添付資料 1.11.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.11.3 重大事故等対策の成立性</p> <p>1.燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>2.燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プー</p>	<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視                      b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>c. 代替電源による給電</p> <p>1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>1.11.2.5 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>添付資料 1.11.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.11.3 自主対策設備仕様</p> <p>添付資料 1.11.4 使用済燃料ピットの水位低下及び遮蔽に関する評価について</p> <p>添付資料 1.11.5 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.6 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④） ・泊は常設と可搬による状態監視の手段を整備しているため、項目を分けて手順を整理している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 BWR固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯は1.11.2.1(9)及び1.11.2.2(4)にて同等の内容を整理している。</p> <p>【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯は1.11.2.1(10)及び1.11.2.2(5)にて同等の内容を整理している。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(資料名称の相違)</p> <p>・泊の添付資料1.11.4は、有効性評価まとめ資料の添付資料7.3.1.2と同じであるため、有効性評価まとめ資料と名称を統一している。</p> <p>【女川】 ・現場作業の成立性を示す資料に相違はないが、当該資料における泊との比較対象は炉型が同じである大飯とする。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.11.10 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>ルへの注水</p> <p>3.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>4.燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>5.燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>6.化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p>	<p>添付資料 1.11.7 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.8 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.9 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.10 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.11 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.12 使用済燃料ピットへの注水方法について</p> <p>添付資料 1.11.13 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について</p> <p>添付資料 1.11.14 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>添付資料 1.11.15 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>添付資料 1.11.16 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>添付資料 1.11.17 使用済燃料ピット漏えい緩和</p>	<p>【大阪】 記載箇所の相違 ・運用の相違（相違理由①）による掲載順序の相違。（大阪の添付資料1.11.10に相当）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違 ・比較対象は泊の添付資料1.11.7参照</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊の手順名称と記載を統一。</p>
<p>添付資料 1.11.6 No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>添付資料 1.11.7 No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）</p> <p>添付資料 1.11.8 ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.9 ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.10 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.11 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>添付資料 1.11.12 使用済燃料ピットへの注水方法について</p> <p>添付資料 1.11.13 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について</p> <p>添付資料 1.11.14 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>添付資料 1.11.15 使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.11.16 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視対応フロー 添付資料 1.11.17 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について 添付資料 1.11.18 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）		添付資料 1.11.18 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）	【大阪】 資料構成の相違（内容に相違なし） ・泊の添付資料1.11.18の内容は、大阪の添付資料1.11.16～1.11.18の内容をすべて網羅している。本資料はDR16条まとめ資料より重大事故等対処設備の監視計器の内容を抜粋した資料であり、泊は抜粋箇所をそのまま本審査項目の資料として掲載している。説明内容に相違はなく、泊の資料構成は伊方と同様。
添付資料 1.11.19 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視		添付資料 1.11.19 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	【大阪】 記載表現の相違 ・可搬型の監視計器の現場作業の成立性を示す資料に相違はなく、泊は手順名称と記載を統一。
添付資料 1.11.20 携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計について		添付資料 1.11.20 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計について	【大阪】設備の相違（相違理由⑤）
添付資料 1.11.21 手順のリンク先について		添付資料 1.11.21 重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について	【大阪、女川】記載方針の相違 ・泊は屋外作業員に対する被ばく評価対象の屋外作業を「燃料取替用ホピットへの補給（海水）」、「使用済燃料ピットへの注水確保（海水）」及び「原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）」としていることから、「使用済燃料ピットへの注水確保（海水）」の手順を整備している技術的能力1.11.21まとめ資料に被ばく評価に関する資料を添付している。
		追而理由【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】以降の「追而」標記の追而理由は、上記と同様であることから省略する。	
	添付資料 1.11.4 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧	添付資料 1.11.22 使用済燃料ピットから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への影響	【大阪】 資料構成の相違 ・RK6/7 審査知見の反映（比較結果等をとりまとめた資料上3参照）
		添付資料 1.11.23 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧	【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>＜要求事項＞</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  審査基準改正に伴う相違</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 PWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備しており、ここでは、それらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>【大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書（3 / 4号炉完本）令和2年12月現在 より引用】</p>	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。</p>	<p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。</p>	
<p>なお、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するための手順等を整備する必要がある。使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は隣接する他の区域とは区画されていることから、影響範囲は使用済燃料ピット区域に設置する使用済燃料ピットの監視に用いる設備となり、これらの設備は、使用済燃料ピットから発生する水蒸気による高温、高湿度の環境で使用設計とし、「1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等」に示す手順を整備している。</p>	<p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>また、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するための手順等を整備する必要がある。使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は隣接する他の区域とは区画されていることから、影響範囲は使用済燃料ピット区域に設置する使用済燃料ピットの監視に用いる設備となり、これらの設備は、使用済燃料ピットから発生する水蒸気による高温、高湿度の環境で使用設計とし、「1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等」に示す手順を整備している。</p>	
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      使用済燃料ピットを冷却するための設計基準対象施設の冷却設備として、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器等の使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設置している。また、使用済燃料ピットへ注水するための設計基準対象施設の注水設備として、燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ及びN o. 3 淡水タンクを設置している。</p> <p>これらの冷却又は注水を行うための設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備の機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの漏えいが発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11.1 図、第1.11.2 図）。(以下「機能喪失原因対策分析」という。)</p> <p>使用済燃料ピットから大量の水が漏えいし使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p>	<p>1.11.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      使用済燃料プールの冷却機能を有する設計基準対象施設として、燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系（燃料プール水の冷却）を設置している。また、使用済燃料プールの注水機能を有する設備として、残留熱除去系（燃料プール水の補給）及び復水補給水系を設置している。</p> <p>これらの冷却及び注水機能が故障等により喪失した場合、又は使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11-1 図）。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プールの小規模な漏えい発生時において、発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>使用済燃料プールから大量の水が漏えいし、使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料プールへのスプレイにより使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>なお、使用済燃料プール内の燃料体等をボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに貯蔵することにより、未臨界は維持される。</p>	<p>1.11.1 対応手段と設備の選定                      (1) 対応手段と設備の選定の考え方                      使用済燃料ピットの冷却機能を有する設計基準対象施設として、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器等の使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設置している。また、使用済燃料ピットの注水機能を有する設備として、燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水ピット、2次系補給水ポンプ及び2次系純水タンクを設置している。</p> <p>これらの冷却又は注水機能が故障等により喪失した場合、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破断等による使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11.1 図）。</p> <p>使用済燃料ピットから大量の水が漏えいし、使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料ピットへのスプレイ又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水により使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>なお、使用済燃料ピット内の燃料体等をボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに配置制限し貯蔵することにより、未臨界は維持される。</p>	<p>【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違                      ・泊は冷却機能喪失 or 注水機能喪失であり、冷却機能喪失時のみ場合は設計基準対象施設による注水機能を使用する方針であり、大阪と相違なし。</p> <p>【大阪】記載方針の相違                      ・泊は女川の審査実績を反映して機能喪失原因対策分析を第1.11.1図にまとめて記載している。</p> <p>・大阪は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時の機能喪失原因対策分析を第1.11.1 図、使用済燃料ピット水の大量の水の漏えいの発生に関する機能喪失原因対策分析を第1.11.2 図に記載している。</p> <p>【女川】                      BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・泊は「臨界を防止」を記載し以降の記載表現と統一。(大阪と同様)</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      ・泊は臨界防止のためピット内での配置制限が必要。(燃料の配置制限が必要なのは大阪と同様)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定する対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十四条及び技術基準規則第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.1、1.11.2）</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい若しくは使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※</sup>を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラントの状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十四条及び「技術基準規則」第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい若しくは使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※</sup>を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラントの状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十四条及び「技術基準規則」第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.1、1.11.2）</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
<p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.11.1表～第1.11.3表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段と設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時に、使用済</p>	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、使用済燃料プールの冷却設備若しくは注水設備が故障等により機能喪失した場合、使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合、又は使用済燃料プールからの大量の水が漏えいし、使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定する。</p> <p>設計基準対象施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.11-1表に整理する。</p> <p>a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料プール代替注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時に、</p>	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、使用済燃料ピットの冷却設備若しくは注水設備が故障等により機能喪失した場合、使用済燃料ピットに接続する配管の破断等による使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合、又は使用済燃料ピットからの大量の水が漏えいし、使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定する。</p> <p>設計基準対象施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.11.1表に整理する。</p> <p>a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの小規模な水の漏えい発生時に、</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p>



泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料ビットへの注水により貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>燃料取替用水ビットから使用済燃料ビットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取替用水ビット</li> <li>・燃料取替用水ポンプ</li> </ul>	<p>使用済燃料プールへの注水により使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>i. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプ1）</li> <li>・淡水貯水槽（No.1）</li> <li>・淡水貯水槽（No.2）</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・ホース・注水用ヘッダ・接続口</li> <li>・燃料プール冷却浄化系配管・弁</li> <li>・使用済燃料プール</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>なお、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプI）</li> <li>・淡水貯水槽（No.1）</li> <li>・淡水貯水槽（No.2）</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・ホース・注水用ヘッダ</li> <li>・使用済燃料プール</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>なお、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p>	<p>使用済燃料ビットへの注水により使用済燃料ビット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>i. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ビットへの注水</p> <p>燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ビットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取替用水ポンプ</li> <li>・燃料取替用水ビット</li> <li>・非常用炉心冷却設備 配管・弁</li> <li>・燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁</li> <li>・使用済燃料ビット</li> </ul>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>・泊との比較は後段の「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水」にて実施する。</p> <p>【大飯】</p> <p>文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・管路と給電に使用する設備の記載</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>No. 3 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 3 淡水タンク</li> </ul> <p>【比較のため後段の記載より再掲】</p> <p>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次系純水タンク</li> <li>・ 1次系補給水ポンプ</li> </ul> <p>No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備（屋内消火栓又は屋外消火栓を使用する。）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 2 淡水タンク</li> </ul> <p>ポンプ車によるNo. 3 淡水タンクから使用済燃料ピット</p>	<p>iii. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ろ過水ポンプ</li> <li>・ ろ過水タンク</li> <li>・ ろ過水系配管・弁</li> <li>・ 補給水系配管・弁</li> <li>・ 残留熱除去系配管・弁</li> <li>・ 燃料プール冷却浄化系配管・弁</li> <li>・ 使用済燃料プール</li> <li>・ 常設代替交流電源設備</li> </ul>	<p>・ 非常用交流電源設備</p> <p>ii. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次系補給水ポンプ</li> <li>・ 2次系純水タンク</li> <li>・ 給水処理設備 配管・弁</li> <li>・ 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 常用電源設備</li> </ul> <p>iii. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次系補給水ポンプ</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> <li>・ 給水処理設備 配管・弁</li> <li>・ 化学体積制御設備 配管・弁</li> <li>・ 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 常用電源設備</li> </ul> <p>iv. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動機駆動消火ポンプ</li> <li>・ ディーゼル駆動消火ポンプ</li> <li>・ ろ過水タンク</li> <li>・ 火災防護設備 消火栓設備 配管・弁</li> <li>・ 給水処理設備 配管・弁</li> <li>・ 消防ホース</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 常用電源設備</li> </ul> <p>v. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車</p>	<p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】設備の相違(相違理由①)</p> <p>【大阪】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・ 管路と給電に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映) 【大阪】運用の相違(相違理由①) ・ 優先順位の相違による記載順序の相違。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・ 管路と給電に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大阪】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大阪】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・ 管路と給電に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映) 【大阪】設備の相違(相違理由③)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>トへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 3 淡水タンク</li> <li>・ ポンプ車</li> </ul> <p>ポンプ車によるNo. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 2 淡水タンク</li> <li>・ ポンプ車</li> </ul> <p>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次系純水タンク</li> <li>・ 1次系補給水ポンプ</li> </ul> <p>海水から使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水車</li> </ul> <p>・ 軽油ドラム缶</p>	<p>【比較のため上段からの記載を再掲】</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水                  燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大容量送水ポンプ（タイプI）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No. 1）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No. 2）</li> <li>・ ホース延長回収車</li> <li>・ ホース・注水用ヘッダ</li> <li>・ 使用済燃料プール</li> </ul> <p>・ 燃料補給設備</p> <p>なお、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p> <p>(b) 漏えい抑制                  使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料</p>	<p>による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・ 代替給水ピット</li> <li>・ 可搬型ホース</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 燃料補給設備</li> </ul> <p>vi. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水                  原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・ 原水槽</li> <li>・ 2次系純水タンク</li> <li>・ ろ過水タンク</li> <li>・ 可搬型ホース</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 燃料補給設備</li> </ul> <p>vii. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水                  海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型大型送水ポンプ車</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型ホース</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 非常用取水設備</li> <li>・ 燃料補給設備</li> </ul> <p>(b) 漏えい抑制                  使用済燃料ピットに接続する配管の破断等により、燃料</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）                  【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由①）                  ・ 優先順位の相違による記載順序の相違。                  前段の泊の記載箇所にて大阪を再掲し比較している。</p> <p>【大阪】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載                  ・ 泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して載している。</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備                      機能喪失原因対策分析の結果により選定した、使用済燃料ピットへの注水に使用する設備のうち送水車、軽油ドラム缶はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、貯蔵槽内燃料体等の冷却、放射線の遮蔽、及び臨界を防止することが可能である。                      また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ</li> </ul> <p>燃料取替用水ピットは、事故時に原子炉等へ注水する必要がある場合に水源として使用すること、定期検査時において燃料取替時の原子炉キャビティへの水張りに使用することから、必要な水量が確保できない</p>	<p>プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象による使用済燃料プール水漏えいが発生した場合に、使用済燃料プールのサイフォン防止機能を有するサイフォンブレイク孔により、サイフォン現象の継続を防止することで、漏えいを停止する手段がある。                      漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。                      ・サイフォン防止機能</p> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      燃料プール代替注水で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ(タイプI)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口、燃料プール冷却浄化系配管・弁、使用済燃料プール及び燃料補給設備を重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)として位置付ける。                      漏えい抑制で使用する設備のうち、サイフォン防止機能は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。                      (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することができる。                      また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>ピット冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象による使用済燃料ピット水漏えいが発生した場合に、使用済燃料ピットのサイフォン防止機能を有するサイフォンブレイク孔により、サイフォン現象の継続を防止することで、漏えいを停止する手段がある。                      漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。                      ・サイフォン防止機能</p> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      使用済燃料ピットへの注水で使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、使用済燃料ピット、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>漏えい抑制で使用する設備のうち、サイフォン防止機能は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。                      (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することができる。                      また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ、非常用炉心冷却設備配管・弁、燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁、使用済燃料ピット、非常用交流電源設備</li> </ul> <p>燃料取替用水ピットは、事故時に発電用原子炉等へ注水する必要がある場合に水源として使用すること、定期事業者検査時において燃料取替時の原子炉キャビティへの水張りに使用することから、必要な水量が</p>	<p>【女川】設備の相違(相違理由②、⑦)                      【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)                      【大阪】                      記載方針の相違(女川審査実績の反映)                      ・管路と燃料補給に使用する設備の記載                      ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑥)                      【大阪】                      記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)                      【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)                      ・管路と給電に使用する設備の記載                      【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>場合があるが、使用済燃料ピットへ注水するためには有効である。</p> <p>・ N o . 3 淡水タンク</p> <p>耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p><b>【比較のため後段の記載より再掲】</b></p> <p>・ 1 次系純水タンク、1 次系補給水ポンプ</p> <p>耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ N o . 2 淡水タンク</p> <p>消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ N o . 3 淡水タンク、ポンプ車</p> <p>N o . 3 淡水タンクは耐震性がないものの、健全であればポンプ車を使用して、使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ N o . 2 淡水タンク、ポンプ車</p> <p>N o . 2 淡水タンクは消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければポンプ車を使用して、使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p>	<p>ろ過水ポンプ、ろ過水タンク、ろ過水系配管・弁</p> <p>耐震性は確保されておらず、大容量送水ポンプ（タイプ1）に比べ、注水量が少ないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへの注水を確保するための手段となり得る。</p>	<p>確保できない場合があるが、使用済燃料ピットへ注水するためには有効である。</p> <p>・ 2 次系補給水ポンプ、2 次系純水タンク、給水処理設備配管・弁、燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁、使用済燃料ピット、常用電源設備</p> <p>耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ 1 次系補給水ポンプ、1 次系純水タンク、給水処理設備配管・弁、化学体積制御設備配管・弁、燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁、使用済燃料ピット、常用電源設備</p> <p>耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ 電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク、火災防護設備消火栓設備配管・弁、給水処理設備配管・弁、消防ホース、使用済燃料ピット、常用電源設備</p> <p>消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ 可搬型大型送水ポンプ車、代替給水ピット、可搬型ホース、使用済燃料ピット、燃料補給設備</p> <p>代替給水ピットは耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>・ 可搬型大型送水ポンプ車、原水槽、2 次系純水タンク、ろ過水タンク、可搬型ホース、使用済燃料ピット、燃料補給設備</p> <p>原水槽は耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由①）                  【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と給電に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由①）                  【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と給電に使用する設備の記載</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）                  【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と給電に使用する設備の記載                  【女川】記載表現の相違</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）                  【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載                  【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）                  【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p> <p>b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段と設備 (a) 対応手段 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料ピットへのスプレーにより燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、燃料損傷時にできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレーで使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・ 送水車</p> <p>・ スプレーヘッダ</p>	<p>b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備 (a) 燃料プールのスプレー 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料プールへのスプレーにより、燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>i. 燃料プールのスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー 燃料プールのスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレーで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大容量送水ポンプ（タイプ1）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No.1）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No.2）</li> <li>・ ホース延長回収車</li> <li>・ ホース・注水用ヘッダ・接続口</li> <li>・ 燃料プール冷却浄化系配管・弁</li> <li>・ スプレーノズル</li> <li>・ 使用済燃料プール</li> <li>・ 燃料補給設備</li> </ul> <p>なお、燃料プールのスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレーは、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p> <p>ii. 燃料プールのスプレー系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー 燃料プールのスプレー系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレーで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大容量送水ポンプ（タイプ1）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No.1）</li> <li>・ 淡水貯水槽（No.2）</li> <li>・ ホース延長回収車</li> <li>・ ホース・注水用ヘッダ</li> <li>・ スプレーノズル</li> <li>・ 使用済燃料プール</li> </ul>	<p>b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットへのスプレー 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料ピットへのスプレーにより、燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>i. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレー 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレーで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・ 可搬型ホース</li> <li>・ 可搬型スプレーノズル</li> <li>・ 使用済燃料ピット</li> <li>・ 非常用取水設備</li> </ul>	<p>【大阪】運用の相違（相違理由①） ・ 優先順位の相違による記載順序の相違。 前段の泊の記載箇所にて大阪を再掲し比較している。</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・軽油ドラム缶</p>	<p>・燃料補給設備</p> <p>なお、燃料プールスプレイ系による使用済燃料プールへのスプレイは、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p>	<p>・燃料補給設備</p> <p>ii. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイ                      代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> <li>・可搬型スプレイノズル</li> <li>・代替給水ビット</li> <li>・使用済燃料ビット</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>iii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイ                      原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> <li>・可搬型スプレイノズル</li> <li>・原水槽</li> <li>・2次系純水タンク</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・使用済燃料ビット</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul>	<p>【大阪】                      記載方針の相違(女川審査実績の反映)                      ・ 管路と燃料補給に使用する設備の記載                      ・ 泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、燃料が損傷した場合に、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水によりできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ（放水砲用）</li> <li>・放水砲</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> <p>使用済燃料ピット内側から漏えいしている場合に、設備を用いて漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>使用済燃料ピットからの漏えい緩和で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴムシート</li> <li>・鋼板</li> <li>・防水テープ</li> <li>・吸水性ポリマー</li> <li>・補修材</li> <li>・ロープ（吊り降ろし用）</li> </ul>	<p>iii. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレー</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレーで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型化学高所放水車</li> <li>・化学消防自動車</li> <li>・ろ過水タンク</li> <li>・ホース・接続口</li> <li>・燃料プール冷却浄化系配管・弁</li> <li>・スプレーノズル</li> <li>・使用済燃料プール</li> </ul> <p>(b) 漏えい緩和</p> <p>使用済燃料プール内側から漏えいしている場合に、シール材を張り付けたステンレス鋼板を使用済燃料プール開口部付近までロープで吊り下ろし、漏えいするプール水の流れやプールによる水圧を利用して開口部を塞ぐことで漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>この手段では、漏えいを緩和できない場合があること、重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから、今後得られた知見を参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。</p> <p>漏えい緩和で使用する資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シール材</li> <li>・接着剤</li> <li>・ステンレス鋼板</li> <li>・吊り下ろしロープ</li> </ul>	<p>(b) 漏えい緩和</p> <p>使用済燃料ピット内側から漏えいしている場合に、ガスケット材を張り付けたステンレス鋼板を使用済燃料ピット開口部付近までロープで吊り下ろし、漏えいするピット水の流れやピットによる水圧を利用して開口部を塞ぐことで漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>この手段では、漏えいを緩和できない場合があること、重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから、今後得られた知見を参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。</p> <p>漏えい緩和で使用する資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスケット材</li> <li>・ガスケット接着剤</li> <li>・ステンレス鋼板</li> <li>・吊り下ろしロープ</li> </ul>	<p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・泊は下取の「(c) 大気への放射性物質の拡散抑制」にて整理する。</p> <p>【大阪】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑦）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段からの記載を再掲】</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、燃料が損傷した場合に、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水によりできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ（放水砲用）</li> <li>・放水砲</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、使用済燃料ピットへのスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する設備のうち、送水車、スプレイヘッド、軽油ドラム缶、</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーはいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>(c) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>重大事故等により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気へ放射性物質が拡散するおそれがある場合は、放水設備により大気への放射性物質の拡散を抑制する手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプII）</li> <li>・ホース</li> <li>・放水砲</li> <li>・ホース延長回収車</li> <li>・燃料補給設備</li> <li>・貯留堰</li> <li>・取水口</li> <li>・取水路</li> <li>・海水ポンプ室</li> </ul> <p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の操作手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>燃料プールのスプレイで使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、燃料プール冷却浄化系配管・弁、スプレイノズル、使用済燃料プール及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」〔解釈〕1b)項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース、放水砲、ホース延長回収車、燃料補給設備、貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>(c) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気へ放射性物質が拡散するおそれがある場合は、放水設備により大気への放射性物質の拡散を抑制する手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>・可搬型ホース</li> <li>・放水砲</li> <li>・非常用取水設備</li> <li>・燃料補給設備</li> </ul> <p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の操作手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイで使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、可搬型スプレイノズル、使用済燃料ピット、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型ホース、放水砲、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・流路と燃料補給に使用する設備の記載 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯蔵槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・流路と燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯蔵槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、燃料の著しい損傷の進行の緩和、臨界の防止及び燃料損傷時にできる限り環境への放射性物質の放出を低減することが可能である。</p> <p>また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴムシート、銅板、防水テープ、吸水性ポリマー、補修材、ロープ（吊り降ろし用）</li> </ul> <p>漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があり、また、プラントの状況によって使用済燃料ピットへ近づけない場合があるが、使用できれば漏えい緩和として有効である。</p>	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.1）</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止すること及び放射性物質の放出を低減することができる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シール材、接着剤、ステンレス銅板及び吊り下ろしロープ</li> </ul> <p>プラントの状況によって使用済燃料プールへのアクセスができない場合があり、また、漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があるため効果に不確実さはあるものの、大量の水の漏えいを緩和する手段となり得るため、使用できれば漏えいを抑制する手段として有効である。</p> <p>化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンク                  化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンクについては、耐震性は確保されていないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへのスプレイの代替手段となり得る。</p>	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.1）</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止すること及び放射性物質の放出を低減することができる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、可搬型スプレインゾル、代替給水ピット、使用済燃料ピット、燃料補給設備                      代替給水ピットは耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</li> <li>・可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、可搬型スプレインゾル、原水槽、2次系純水タンク、ろ過水タンク、使用済燃料ピット、燃料補給設備                      原水槽は耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</li> <li>・ガスケット材、ガスケット接着剤、ステンレス銅板及び吊り下ろしロープ</li> </ul> <p>プラントの状況によって使用済燃料ピットへのアクセスができない場合があり、また、漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があるため効果に不確実さはあるものの、大量の水の漏えいを緩和する手段となり得るため、使用できれば漏えいを抑制する手段として有効である。</p>	<p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段と設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性にわたり測定するための下記の対応手段として使用済燃料ピットの監視設備がある。</p> <p>使用済燃料ピットの監視で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット水位（AM用）</li> <li>・可搬式使用済燃料ピット水位</li> <li>・使用済燃料ピット温度（AM用）</li> <li>・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視カメラ</li> <li>・使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット水位</li> <li>・使用済燃料ピット温度</li> <li>・使用済燃料ピット区域エアモニタ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型水温計</li> <li>・携帯型水位計</li> <li>・携帯型水位、水温計</li> </ul> <p>代替電源からの給電の確保で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>	<p>c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 使用済燃料プールの監視</p> <p>重大事故等時において、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための手段がある。</p> <p>使用済燃料プールの監視で使用する設備（監視計器）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</li> <li>・使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</li> <li>・使用済燃料プール監視カメラ</li> </ul> <p>(b) 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合において、使用済燃料プールの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料プール監視計器へ給電する手段がある。</p> <p>代替電源による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備</li> </ul>	<p>c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 使用済燃料ピットの監視</p> <p>重大事故等時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための手段がある。</p> <p>使用済燃料ピットの監視で使用する設備（監視計器）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット水位（AM用）</li> <li>・使用済燃料ピット水位（可搬型）</li> <li>・使用済燃料ピット温度（AM用）</li> <li>・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。）</li> <li>・使用済燃料ピットエアモニタ</li> <li>・使用済燃料ピット水位</li> <li>・使用済燃料ピット温度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型水温計</li> <li>・携帯型水位計</li> <li>・使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計</li> </ul> <p>(b) 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合において、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手段がある。</p> <p>代替電源による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> <li>・所内常設蓄電式直流電源設備</li> </ul>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は通常時の使用済燃料ピットの状態監視に使用する監視計器を自主対策設備として整理している。（大阪と同様）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大阪】 文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊は可搬型タンクローリーによる燃料補給に使用するディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを含め「〇〇電源設備」として整理している。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される使用済燃料ピットの監視に使用する設備のうち、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラ、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備を用いて、使用済燃料ピットにかかる重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり、使用済燃料ピットの水位、水温、上部の空間線量率の測定を行うことで、使用済燃料ピットの継続的な状態監視を行うことが可能である。</p> <p>また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p>	<p>・常設代替直流電源設備                  ・可搬型代替直流電源設備</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>使用済燃料プールの監視に使用する設備（監視計器）のうち、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>代替電源による給電に使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定することが可能である。</p> <p>【比較のため参考とした記載を 1.11.1b. (d)より再掲】</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・可搬型代替直流電源設備</p> <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>使用済燃料ピットの監視に使用する設備（監視計器）のうち、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。）は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>代替電源による給電に使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定することが可能である。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。</p> <p>・泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている（詳細はSA基準適合性57条にて整理している）。</p> <p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊は可搬型タンクローリーによる燃料補給に使用するディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを含め「○○電源設備」として整理している。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。</p> <p>・泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている（詳細はSA基準適合性57条にて整理している）。</p> <p>【大阪】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット区域エリアモニタ</p> <p>使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピット区域エリアモニタは、耐震性を有していないものの、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。</p> <p>・携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計</p> <p>携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計は、計測者が使用済燃料ピット近傍へ接近しないと使用できないが、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。</p>	<p>d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ電源を供給することで燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する手段がある。</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料プール冷却浄化系ポンプ</li> <li>・使用済燃料プール</li> <li>・燃料プール冷却浄化系熱交換器</li> <li>・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ</li> <li>・原子炉補機代替冷却水系</li> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬型代替交流電源設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に使用する設備のうち燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プール、燃料プール冷却浄化系熱交換器、燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ、原子炉補機代替冷却水系、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>・使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタ</p> <p>使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタは、耐震性を有していないものの、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。</p> <p>・携帯型水温計、携帯型水位計、使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計</p> <p>携帯型水温計、携帯型水位計及び使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計は、計測者が使用済燃料ピット近傍へ接近しないと使用できないが、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違</p> <p>・泊は通常時の使用済燃料ピットの状態監視に使用する監視計器を自主対策設備として整理している。（大阪と同様）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】 BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 手順等</p> <p>上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段にかかる手順を整備する。</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.11.4表）。</p> <p>また、使用済燃料ピットの計測設備については、全交流動力電源喪失時に、代替電源から給電する手順を整備する（第1.11.5表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※2</sup>、当直課長、運転員等<sup>※3</sup>及び緊急安全対策要員<sup>※4</sup>の対応として、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の手順等に定める（第1.11.1表～第1.11.3表）。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.11.4表）。</p>	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失により起動できない場合においても、燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、使用済燃料プールを除熱することができる。</p> <p>e. 手順等</p> <p>上記「a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」、「b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」、「c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備」及び「d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、運転員及び重大事故等対応要員の対応として非常時操作手順書(徴候ベース)、非常時操作手順書(プラント停止中)、非常時操作手順書(設備別)及び重大事故等対応要領書に定める（第1.11-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する（第1.11-2表、第1.11-3表）。</p> <p>(添付資料 1.11.2)</p>	<p>d. 手順等</p> <p>上記「a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」、「b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」及び「c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、発電課長(当直)、運転員、災害対策要員及び運転班員の対応として、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順等に定める（第1.11.1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する（第1.11.2表、第1.11.3表）。</p> <p>(添付資料 1.11.2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 BWR固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違(女川審査実績の反映) ・後段の泊の記載箇所にて比較する</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違(女川審査実績の反映) ・泊は上段の「c.」に左記の記載が含まれる。</p> <p>【大阪】記載方針の相違(相違理由①) 【女川、大阪】手順書名称の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</p>	<p>1.11.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 燃料プール代替注水</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ I）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</li> <li>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。（燃料プール注水接続口（北）を使用する場合の手順は、燃料プール注水接続口（東）を使用する場合の手順と同様）。</p> <p>手順の対応フローを第 1.11-2 図、第 1.11-3 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-5 図に、タイムチャートを第 1.11-6 図、第 1.11-7 図及び第 1.11-8 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水の準備開始を依頼する。</p> <p>②<sup>a</sup> 燃料プール注水接続口（東）を使用する場合</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。</p> <p>②<sup>b</sup> 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放を指示する。</p> <p>②<sup>c</sup> 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故</p>	<p>1.11.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>文章の構成相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>・泊は常設配管を使用しない手順であるため比較対象なし。女川と同等の対応手段の比較については、後段の女川「b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」と泊「g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて実施する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放及びホース敷設を指示する。</p> <p>③ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて燃料プール代替注水系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④<sup>灰</sup> 燃料プール注水接続口(東)を使用する場合                      重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④<sup>灰</sup> 燃料プール注水接続口(建屋内)を使用する場合                      運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施し、発電課長に報告する。重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④<sup>灰</sup> 燃料プール注水接続口(建屋内)を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)                      運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施する。運転員(現場)B及びC並びに重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤ 発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に大容量送水ポンプ(タイプI)による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の起動、燃料プール注水・スプレイ(常設配管)弁及び原子炉建屋東側燃料プール代替注水元弁の開操作を実施し、燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 運転員(中央制御室)Aは、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)、使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高</p>		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長は、使用済燃料プール水位が水位低レベルから水位低レベルより約 300mm 低い位置の間で維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）による間欠注水又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.11.3）</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E. L. +33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.11.3 図に、タイムチャートを第 1.11.4 図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等へ燃料取替用水ピットによる注水の準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、現場で燃料取替用水ピットによる注水の系統構成を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で系統構成完了を確認し、当直課長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で燃料取替用水ポンプを起動し、注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>【比較のため参考とした記載を 1.11.2.1a. より再掲】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽 (No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2)）を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ I）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として燃料取替用水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T. P. +32.58m 以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.11.2 図に、タイムチャートを第 1.11.3 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A 及び運転員（現場）B は、燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施する。</p> <p>③ 運転員（現場）B は、系統構成完了を確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）A は、燃料取替用水ポンプを起動し、注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B は、使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は運転員の要員名称に「(中央制御室)」又は「(現場)」と記載し、アルファベットにより識別。</li> <li>・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント固有の設計による操作場所の相違。</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント固有の設計による操作場所の相違。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.4)</p> <p>(2) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.5図に、タイムチャートを第1.11.6図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等へNo. 3淡水タンクによる注水の準備を指示する。</p>	<p>【比較のため参考とした記載を1.11.2.1a.より再掲】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで35分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.4、1.11.5)</p> <p>b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、2次系純水タンクを水源として2次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合に、燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水ができない場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.4図に、タイムチャートを第1.11.5図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水準備を指示する。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映、記載の適正化)</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・泊は手順着手の判断基準を明確にした。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 運転員等は、現場でNo. 3淡水タンクによる注水の系統構成を実施し、当直課長へ報告する。</p> <p>③ 当直課長は、運転員等へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時及び使用済燃料ピットの注水機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>④ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット補給弁の開操作を行い、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約25分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.5)</p>	<p>② 運転員(中央制御室)Aは、2次系純水タンクを水源として、2次系補給水ポンプが運転中であることを確認する。運転していない場合は、中央制御室で2次系補給水ポンプを起動する。</p> <p>③ 運転員(現場)Bは、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施し、発電課長(当直)へ報告する。</p> <p>④ 発電課長(当直)は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>⑤ 運転員(現場)Bは、使用済燃料ピットへの注水ラインの弁の開操作により、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員(現場)Bは、使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.4、1.11.6)</p>	<p>② 運転員(中央制御室)Aは、2次系純水タンクを水源として、2次系補給水ポンプが運転中であることを確認する。運転していない場合は、中央制御室で2次系補給水ポンプを起動する。</p> <p>③ 運転員(現場)Bは、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施し、発電課長(当直)へ報告する。</p> <p>④ 発電課長(当直)は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>⑤ 運転員(現場)Bは、使用済燃料ピットへの注水ラインの弁の開操作により、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員(現場)Bは、使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.4、1.11.6)</p>	<p>【大飯】設備の相違(相違理由①)                  ・泊は、タンク循環ラインにてポンプを起動した後、注水ラインの手動弁を開とし注水を開始する。                  ・大飯の「No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」手順は重力注水。</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(記載の適正化)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由①)                  【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較表のため1.11.2.1(7)の記載より再掲】</b></p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.19図に、タイムチャートを第1.11.20図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する系統構成を実施し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p>	<p><b>【比較のため参考とした記載を1.11.2.1a.より再掲】</b></p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクを水源として1次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合に、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.6図に、タイムチャートを第1.11.7図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）Aは、1次系純水タンクを水源として、1次系補給水ポンプが運転中であることを確認する。運転していない場合は、中央制御室で1次系補給水ポンプを起動する。</p> <p>③ 運転員（現場）Bは、1次系補給水ポンプによる注水の系統構成を実施し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、使用済燃料ピットへの注水ラインの弁を開操作し、1次系補給水ポンプによる注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）Bは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p>	<p><b>【大阪】運用の相違（相違理由①）</b></p> <p><b>【大阪】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【大阪】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【大阪】運用の相違（相違理由①）</b></p> <p><b>【大阪】設備の相違（相違理由⑥）</b></p> <p><b>【大阪】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【大阪】設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はタンク循環ラインにてポンプを起動した後、注水ラインの手動弁を開とし注水を開始する。</li> </ul> <p><b>【大阪】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【大阪】設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はタンク循環ラインにてポンプを起動した後、注水ラインの手動弁を開とし注水を開始する。</li> </ul> <p><b>【大阪】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は冷却機能喪失時と漏えい発生時の注水手順を各々記載。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較表のため1.11.2.1(7)の記載より再掲】</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬式照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.10)</p>	<p>【比較のため参考とした記載を1.11.2.1a.より再掲】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>⑦ 運転員（現場）Bは、使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで25分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.4、1.11.7)</p> <p>d. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、ろ過水タンクを水源として屋内消火栓を使用し、電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプ（以下「消火ポンプ」という。）により使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>ただし、ろ過水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
<p>(3) No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、屋内消火栓を使用し、No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>ただし、No. 2 淡水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L. +33.06m 以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>№. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順（屋内消火栓）の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.11.7 図に、タイムチャートを第 1.11.8 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.9 図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ№. 2 淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ№. 2 淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で屋内消火栓を使用し、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑧ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p>		<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. #32.58m 以下まで低下している場合に、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能の喪失及び1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水ができない場合又は注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.11.8 図に、タイムチャートを第 1.11.9 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.11 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水準備を指示する。</p> <p>② 運転員（現場）B は、消防ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員へ消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）B は、消火ポンプを起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員（中央制御室）A は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）B は、使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>・泊は手順着手の判断基準を明確にした。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>・泊は、冷却機能喪失時と漏えい発生時の注水手順を各々記載。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑨ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性                      上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は、約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、No. 2淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.11.3、1.11.6）</p> <p>（4）No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）                      使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、屋外消火栓を使用し、No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>ただし、No. 2淡水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p>		<p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>（c）操作の成立性                      上記の操作は運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。また、消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して消防ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.11.4、1.11.8）</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE. L. +33.06m以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>№. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順（屋外消火栓）の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.10図に、タイムチャートを第1.11.11図に、ホース敷設ルート図を第1.11.12図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ№. 2 淡水タンク（屋外消火栓）から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 屋内及び屋外の緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>③ 屋内の緊急安全対策要員は、管理区域境界の扉を開放する。</p> <p>④ 屋内の緊急安全対策要員は、現場で屋内及び屋外に敷設された可搬型ホースを接続し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ№. 2 淡水タンク（屋外消火栓）から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で屋外消火栓を使用し、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p>			<p>【大阪】設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は、約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、No. 2淡水タンク（屋外消火栓）から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.11.3、1.11.7)</p> <p>(5) ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、ポンプ車を使用し、No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.13図に、タイムチャートを第1.11.14図に、ホース敷設ルート図を第1.11.15図に示す。</p>		<p>e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.+32.58m以下まで低下している場合に、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合又は注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.11図に、タイムチャートを第1.11.12図に、ホース敷設ルート図を第1.11.13図に示す。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊は手順着手の判断基準を明確にした。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを配置し、敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で淡水タンクブロー弁の開操作を行う。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等</p>		<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>④ 災害対策要員は、ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへの注水が可能となれば、災害対策要員へ注水開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑫ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・ポンプ車設置、ホース敷設及びポンプ車起動手順を記載していることに相違なし。</p> <p>【大阪】設備の相違 ・泊は吸管により水を汲み上げるため、弁操作不要。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・大阪はポンプ車の運転状態確認を操作手順(8)に記載。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・泊は冷却機能喪失時に漏えい発生時の注水手順を各々記載。</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順(8)に記載。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は、約4.8時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>また、ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料1.11.3、1.11.8)</p> <p>(6) ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、ポンプ車を使用し、No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p>	<p>【比較のため参考とした記載を1.11.2.1a. より再掲】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員3名に作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料1.11.3、1.11.8)</p> <p>f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピット水の小規模な水の漏えいが発生した場合に、原水槽を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) ・後段の海水を使用する手順の記載の見直しに併せて修正。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) ・対応手段名の記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L. +33.06m 以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>ポンプ車による N o. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.11.16 図に、タイムチャートを第 1.11.17 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.18 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へポンプ車による N o. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを配置し、敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ N o. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で淡水タンクブロー弁の操作を行う。</p>		<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. +32.58m 以下まで低下している場合において、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合に、代替給水ピットが使用できない場合、又は代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を開始した場合に、原水槽が使用できることを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.11.14 図に、タイムチャートを第 1.11.15 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.16 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>④ 災害対策要員は、ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへの注水が可能となれば、災害対策要員へ注水開始を指示する。</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由⑨）          【大阪】記載方針の相違          ・泊は手順着手の判断基準を明確にした。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）          【大阪】          記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】          記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違          ・ポンプ車設置、ホース敷設及びポンプ車起動手順を記載していることに相違なし。</p> <p>【大阪】設備の相違          ・泊は吸管により水を汲み上げるため、弁操作不要。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は、約4.8時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。                  また、ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑫ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑬ 発電課長（当直）は、原水槽の水位が低くなれば、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで215分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。                  また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。                  作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。                  また、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑫ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑬ 発電課長（当直）は、原水槽の水位が低くなれば、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで215分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。                  また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                  また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。                  作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。                  また、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を</p>	<p>【大阪】記載表現の相違                  ・大阪はポンプ車の運転状態確認を操作手順⑧に記載。</p> <p>【大阪】記載方針の相違                  ・泊は、冷却機能喪失時と漏えい発生時の注水手順を各々記載。</p> <p>【大阪】記載表現の相違                  ・泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順⑧に記載。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)                  ・後段の海水を使用する手順の記載の見直しに併せて修正。</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)                  ・対応手段名の記載表現の相違</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.3、1.11.9)</p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.19図に、タイムチャートを第1.11.20図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する系統構成を実施し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水</p>		<p>考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.4、1.11.10)</p>	<p>【大阪】                  記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由①）                  ・泊の同等の手順は1.11.2.1(d) e.にて整理しており、泊の記載場所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>位等の監視を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.10)</p> <p>(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、送水車を使用し、海水から使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合。</p>	<p>b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源とし大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</li> <li>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</li> </ul>	<p>g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P. #32.58m以下まで低下している場合において、燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合に、原水槽が使用できない場合、又は原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を開始した場合。</p>	<p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</li> </ul> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は手順着手の判断基準となる使用済燃料ピットの温度及び水位を明確に記載している。（大阪と同様）</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 操作手順</p> <p>送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第 1.11.21 図に、タイムチャートを第 1.11.22 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.23 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で送水車を配置するとともに可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設及び接続を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水ができない場合又は1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合、緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順の概要（原子炉建屋大物搬入口経由）は以下のとおり（原子炉建屋扉を経由して使用済燃料プールへ注水する場合も同様）。</p> <p>なお、ホース敷設ルートとして原子炉建屋大物搬入口経路を優先することとし、使用できない場合は原子炉建屋扉を経由する。手順の対応フローを第 1.11-2 図、第 1.11-3 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-9 図に、タイムチャートを第 1.11-10 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、<b>発電所対策本部</b>に燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて燃料プール代替注水系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④ 運転員（現場）B、C及び重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置及びホースの敷設、接続を実施し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤ 発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、<b>発電所対策本部</b>に大容量送水ポンプ（タイプI）による送水開始を依頼する。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概要図を第 1.11.17 図に、タイムチャートを第 1.11.18 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.19 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、<b>運転員及び災害対策要員</b>に海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>④ 災害対策要員は、ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、海水取水箇所近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへの注水が可能となれば、災害対策要員へ注水開始を指示する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している</li> </ul> <p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電課長（当直）が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。（女川の操作手順⑤、⑥も同様）</li> </ul> <p>【記載方針相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視計器を含めた電源の健全性確認は、手順着手の判断前に確認している事項のため、操作手順には記載しない。（大阪と同様）</li> </ul> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪は、送水車の設置、可搬型ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を②～④で記載している。</li> <li>・女川は、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を④で記載している。</li> <li>・泊は、可搬型大型送水ポンプ車の設置、可搬型ホース敷設及び注水準備完了報告に関する内容を②～⑦で記載しており、他の審査項目の可搬型大型送水ポンプの手順と記載表現を統一している。</li> </ul> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p>



泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、運転状態に異常のないことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員5名により作業を実施し、所要時間は、約2.7時間と想定する。</p>	<p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び燃料プール注水・スプレイ弁の操作を実施し、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモス）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長は、使用済燃料プール水位が水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間で維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）による間欠注水又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで380分以内で可能である。</p>	<p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、送水車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、通常水位の範囲内になるように注水流量を調整し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時に漏えい箇所が隔離できない場合においては、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持するように注水流量を調整する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑫ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑬ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑭ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで240分以内で可能である。</p>	<p>【女川】記載表現の相違                  ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。（大阪と同様）</p> <p>【大阪、女川】記載方針の相違                  ・泊は冷却機能喪失時と漏えい発生時の注水手順を各々記載。                  ・女川は注水流量調整の手順を⑩に記載している。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪、女川】記載表現の相違                  ・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違（記載箇所の相違）                  ・泊は注水流量調整の手順を⑩に記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊は燃料補給が必要な設備に対して燃料補給を実施する手順を記載している。（大阪と同様）</p> <p>【大阪】設備の相違                  ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行うことに相違なし。</p> <p>【大阪】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>また、海水から使用済燃料ビットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p>	<p>また、使用済燃料ビットのみに燃料体を貯蔵している期間においては、運転員（中央制御室）1名及び災害対策要員7名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水開始まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>なお、想定される重大事故等のうち「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」等発生時は炉心溶融が起り、可搬型ホース敷設及び可搬型大型送水ポンプ車準備における線量が高くなり、作業員の被ばくが懸念される。これらの作業における対応手順、所要時間、原子炉格納容器からの漏えい率及びアニュラス空気浄化設備等から被ばく評価した結果、作業員の被ばく線量は100mSvを下回る。                      （添付資料1.11.21）</p>	<p>【大阪、女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は、定期事業者検査中の使用済燃料ビットのみに燃料体を貯蔵している期間は、炉心に燃料体がないが、使用済燃料ビットに保管している燃料体の崩壊熱が大きく、使用済燃料ビットの水が沸騰するまでの時間も短くなることから、災害対策要員7名で実施する手順を整備しており、炉心に燃料がある場合とない場合の2つのケースの成立性について記載している。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違の相違</p> <p>【大阪、女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は屋外作業員に対する被ばく評価対象の屋外作業を「燃料取替用ビットへの補給（海水）」、「使用済燃料ビットへの注水確保（海水）」及び「原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）」としていることから、「使用済燃料ビットへの注水確保（海水）」の手順を整備している技術的能力1.11まとめ資料に被ばく評価に関する資料を添付している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.11)</p>	<p>(添付資料 1.11.3)</p> <p>e. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、ろ過水タンクを水源として、ろ過水ポンプにより、ろ過水系配管、補給水系配管、残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至り、ろ過水ポンプが使用可能な場合※。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。</li> <li>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</li> </ul> <p>※設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順の概要（残留熱除去系（A）配管使用）は以下のとおり（残留熱除去系（B）配管を使用して使用済燃料プールへ注水する手順も同様。）。</p> <p>手順の対応フローを第 1.11-2 図、第 1.11-3 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-11 図に、タイムチャートを第 1.11-12 図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。</p> <p>②運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源並びに電源容量が確保されていることを状態表示にて確認する。</p>	<p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.10)</p>	<p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違(女川審査実録の反映)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>淡水を注水する機能としては泊の自主対策設備による注水手段と相違はないが、設備構成が異なり手順も相違することから操作手順の比較は対象外とする。(自主対策設備による対応手段の相違)</li> </ul>



泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③運転員（中央制御室）Aは、復水補給水バイパス流防止として、TIB 緊急時隔離弁、RIBB1F 緊急時隔離弁及びRIB1F 緊急時隔離弁の全開操作を実施する。</p> <p>④運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプの起動操作を実施し、ろ過水ポンプ出口圧力が上昇したことを確認する。</p> <p>⑤運転員（中央制御室）Aは、FW系連絡第一弁及びFW系連絡第二弁の全開操作を実施する。</p> <p>⑥運転員（現場）B、Cは、RHRA系FPC供給連絡弁及びFPCRHR 戻り連絡弁の全開操作を実施し、発電課長へろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水の準備完了を報告する。</p> <p>⑦発電課長は、運転員にろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始を指示する。</p> <p>⑧運転員（中央制御室）Aは、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁の開操作を実施する。</p> <p>⑨運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が始まったことを使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。                  円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.3)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順                      送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p> <p>(10) 優先順位                      使用済燃料ビットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用水ビットからの注水を優先し、次に純水で注水までの所要時間が短いNo. 3淡水タンクからの注水を優先する。その次に淡水で注水までの所要時間が短いNo. 2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓）からの注水を優先する。その次にポンプ車によるNo. 3淡水タンクからの注水、ポンプ車によるNo. 2淡水タンクからの注水を優先し、タンク容量の小さい1次系純水タンクからの注水の順に使用する。</p> <p>なお、燃料取替用水ビットについては、原子炉等へ注水する必要がない場合において使用する。No. 2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓又はポンプ車による注水。）については、構内に火災が発生していない場合に使用する。</p> <p>海水からの注水に使用する送水車は重大事故等対処設備であるが、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ビット等の機能が喪失した場合又は燃料取替用水ビット等から使用済燃料ビットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合に使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第 1.11.24 図に示す。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.11.12）</p>			<p>【大阪】                      文章構成の相違(女川審査実績の反映)                      ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p> <p>【大阪】                      文章構成の相違(女川審査実績の反映)                      ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</p>	<p>1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 燃料プールスプレイ</p> <p>a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、大容量送水ポンプ（タイプI）により、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</li> <li>・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要は以下の通り（燃料プールスプレイ接続口（北）を使用する場合の手順は、燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合の手順と同様）。手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-13図に、タイムチャートを第1.11-14図、第1.11-15図及び第1.11-16図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を依頼する。</p> <p>②a 燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>②b 燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放を指示する。</p> <p>②c 燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに</p>	<p>1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p>	<p>【大飯】              記載表現の相違(女川審査実績の反映)              文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）              ・泊は常設配管を使用しない手順であるため比較対象なし。女川と同等の対応手段の比較については、後段の女川「b.燃料プールスプレイ系（可搬型）」による使用済燃料プールへのスプレイ」と泊「a.海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて実施する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>よる影響がある場合) 発電課長は、運転員に燃料プールのスプレイ系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放及びホース敷設を指示する。</p> <p>③運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて燃料プールのスプレイ系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④a 燃料プールのスプレイ接続口(東)を使用する場合重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④b 燃料プールのスプレイ接続口(建屋内)を使用する場合運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施し、発電課長に報告する。重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④c 燃料プールのスプレイ接続口(建屋内)を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施する。運転員(現場)B及びC並びに重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に大容量送水ポンプ(タイプI)による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の起動、燃料プール注水・スプレイ(常設配管)弁及び原子炉建屋東側燃料プールのスプレイ元弁の開操作を実施し、燃料プールのスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦運転員(中央制御室)Aは、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式)により確認し、発電課長へ報告する。</p>		



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレーヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレーする手順を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。</li> </ul> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.3）</p> <p>b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレーを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレーを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p>	<p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレーを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p>	<p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</li> </ul> <p>【大阪】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E. L.+31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。</p> <p>b. 操作手順                      送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第 1.11.25 図に、タイムチャートを第 1.11.26 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.27 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ送水車による使用済燃料ピットへのスプレイの準備を指示する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</li> <li>使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順                      燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要（原子炉建屋大物搬入口経由）は以下のとおり（原子炉建屋扉を経由して使用済燃料プールへスプレイする場合も同様）。</p> <p>なお、ホース敷設ルートとして原子炉建屋大物搬入口経由を優先することとし、使用できない場合は原子炉建屋扉を経由する。</p> <p>手順の対応フローを第 1.11-2 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-17 図に、タイムチャートを第 1.11-18 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電課長は、運転員に燃料プールのスプレイ系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて燃料プールのスプレイ系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (T. P.+31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。</p> <p>(b) 操作手順                      海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概要図を第 1.11.20 図に、タイムチャートを第 1.11.21 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.22 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員、災害対策要員及び運転班員に海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイの準備を指示する。</p>	<p>【大阪】設備の相違                      ・配管設置レベルの相違                      【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。</p> <p>【女川】運用の相違                      ・泊は発電課長（当直）が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。（女川の操作手順⑤、⑥も同様）</p> <p>【大阪】記載方針の相違                      ・監視計器を含めた電源の健全性確認は、手順着手の判断前に確認している事項のため、操作手順には記載しない。（大阪と同様）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、現場で送水車を配置するとともにスプレイヘッド等を準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設及び接続を行うとともにスプレイヘッドの配置を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、運転状態に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。)</p>	<p>④ 運転員（現場）B、C及び重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホースの敷設、接続及びスプレイノズルの設置を実施し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤ 発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、<b>発電所対策本部に大容量送水ポンプ（タイプI）による送水開始を依頼する。</b></p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び燃料プール注水・スプレイ弁の開操作を実施し、燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始を、<b>発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</b></p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）により確認し、発電課長へ報告する。</p>	<p>② 災害対策要員及び運転班員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設するとともに可搬型スプレイノズルの配置を行う。</p> <p>④ 災害対策要員及び運転班員は、ホース延長・回収車（<b>送水車用</b>）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、海水取水箇所近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへのスプレイが可能となれば、災害対策要員へスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員及び運転班員は、<b>現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへのスプレイを開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</b></p> <p>⑩ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 運転員（<b>中央制御室</b>）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、<b>使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</b></p> <p>⑫ 災害対策要員及び運転班員は、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。)</p>	<p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪は、送水車の設置、可搬型ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を②～④で記載している。</li> <li>・女川は、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を④で記載している。</li> <li>・泊は、可搬型大型送水ポンプ車の設置、可搬型ホース敷設及び注水準備完了報告に関する内容を②～④で記載して掲げ、他の審査項目の可搬型大型送水ポンプの手順と記載表現を統一している。</li> </ul> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。（大阪と同様）</li> </ul> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。</li> </ul> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は燃料補給が必要な設備に対して燃料補給を実施する手順を記載している。（大阪と同様）</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行うことに相違なし。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員7名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。</p> <p>(添付資料 1.11.13、1.11.14)</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>また、送水車による使用済燃料ピットへのスプレー時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プールスプレー系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレー開始まで380分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業を開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.11.3)</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員7名及び運転班員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー開始まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備等を整備する。</p> <p>また、速やかに作業を開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレー時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>(添付資料 1.11.12、1.11.13)</p> <p>b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレーを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載方針の相違の相違</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) ・対応手段名の記載表現の相違</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 操作手順</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.23図に、タイムチャートを第1.11.24図に、ホース敷設ルート図を第1.11.25図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイの準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設するとともに可搬型スプレイノズルの配置を行う。</p> <p>④ 災害対策要員は、ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへのスプレイが可能となれば、災害対策要員へスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへのスプレイを開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員3名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業を開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.12, 1.11.14）</p> <p>e. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 操作手順</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.26図に、タイムチャートを第1.11.27図に、ホース敷設ルート図を第1.11.28図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び運転班員に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイの準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び運転班員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、可搬型ホース等を使用済燃料ピットまで敷設するとともに可搬型スプレイノズルの配置を行う。</p> <p>④ 災害対策要員及び運転班員は、ホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホース等を敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員及び運転班員は、原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピットへのスプレイが可能となれば、災害対策要員へスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員及び運転班員は、可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへのスプレイを開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、原水槽の水位が低くなれば、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイが使用可能※であり、使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</li> <li>・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</li> </ul> <p>※ 設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員7名及び運転班員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業を開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</p> <p>(添付資料 1.11.12, 1.11.15)</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備相違（相違理由③）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>が確保されており、消火を必要とする火災が発生していない場合で、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置完了時間より早い場合。</p> <p>(b) 操作手順                      化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要は以下の通り。                      手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-19図に、タイムチャートを第1.11-20図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を依頼する。</p> <p>②発電課長は、運転員に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車及び大型化学高所放水車の設置並びにホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、現場にて原子炉建屋北側燃料プールのスプレイ元弁の開操作並びに化学消防自動車及び大型化学高所放水車の起動を実施する。初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ開始を発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式）により確認し、発電課長へ報告する。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水                      使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>b. 操作手順                      操作手順は、「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)b.「大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和                      使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、あらかじめ準備している漏えい抑制のための設備を用いて、使用済燃料ピット内側からの漏えいを緩和する手順を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ開始まで 125 分以内で可能である。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。                      また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.11.3）</p> <p>(2) 漏えい緩和                      a. 使用済燃料プール漏えい緩和                      使用済燃料プールからの大量の水の漏えいが発生している場合において、あらかじめ準備している漏えい抑制のための資機材を用いて、使用済燃料プール内側からの漏えいを緩和する。</p>	<p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水                      使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P.+31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      操作手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)d.「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(2) 漏えい緩和                      a. 使用済燃料ピット漏えい緩和                      使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生している場合において、あらかじめ準備している漏えい抑制のための資機材を用いて、使用済燃料ピット内側からの漏えいを緩和する。</p>	<p>【女川】文章構成の相違                      ・女川は「1.11.2.5 その他の手順項目」について考慮する手順にて大気への拡散抑制の手順を技術的1.12ヘリシタさせる記載としている。                      ・泊は手順着手の判断基準までを本審査項目に記載し操作手順を技術的能力1.12ヘリシタさせる構成としており、技術的能力1.12でも手順着手の判断基準を含めて手順を整理している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】                      文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E.L.+31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に使用済燃料ピット近傍へ近づける場合。</p> <p>b. 操作手順                      使用済燃料ピットからの漏えい緩和の手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.11.28図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ設備を用いた使用済燃料ピットからの漏えい緩和の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で銅板、ゴムシート及びロープ（吊り降ろし用）等を準備する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で銅板、ゴムシートにロープ（吊り降ろし用）を取り付け、使用済燃料ピットの貫通穴付近まで吊り下げる。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で銅板、ゴムシートが貫通穴からの流路を塞ぎ、使用済燃料ピットからの漏えいが緩和されたことを使用済燃料ピット水位により確認する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で漏えいが緩和された位置でロープ（吊り降ろし用）を固縛、固定する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で防水テープ、吸水性ポリマー、補修材を用いて、配管等の漏えい箇所の補修を行う。</p> <p>c. 操作の成立性                      上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明及び通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料取替床へアクセスできる場合。                      ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。                      ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回る水位低下を使用済燃料プール水位/温度にて確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      使用済燃料プールからの漏えい緩和手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11-21図に、タイムチャートを第1.11-22図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に使用済燃料プールからの漏えい緩和の実施を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部は、保修班員に使用済燃料プールからの漏えい緩和の実施を指示する。</p> <p>③ 保修班員は、ステンレス鋼板にシール材を接着させ、吊り降ろし用のロープを取り付けた後、貫通穴付近まで吊り下げ、手すり等に固縛・固定し、漏えい緩和措置が完了したことを発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>④ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールからの漏えい量が減少したことを使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルス式）にて確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電課長は、運転員（中央制御室）Aからの報告に基づき、使用済燃料プールからの漏えい量が減少したことを発電所対策本部へ連絡する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び保修班員2名にて作業を実施する。作業開始を判断してから使用済燃料プールからの漏えい緩和措置完了まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (T.P.+31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に使用済燃料ピット近傍へ近づける場合。</p> <p>(b) 操作手順                      使用済燃料ピットからの漏えい緩和手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11-29図に、タイムチャートを第1.11.30図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に使用済燃料ピットからの漏えい緩和の実施を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板、ガスケット材及び吊り下ろしロープ等を準備する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板にガスケット材及び吊り下ろしロープを取り付け、使用済燃料ピットの貫通穴付近まで吊り下げる。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板、ガスケット材が貫通穴から流路を塞ぎ、使用済燃料ピットから漏えいが緩和されたことを使用済燃料ピット水位により確認する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で漏えいが緩和された位置で吊り下ろしロープを固縛、固定する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の操作は、災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから漏えい緩和措置完了まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大阪】設備の相違                      ・配管設置レベルの相違                      【女川】記載表現の相違</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違(女川審査実績の反映)                      ・泊は概要図を新たに記載した                      【女川】運用の相違                      ・泊は発電課長(当直)が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。                      (女川の操作手順②、③も同様)</p> <p>設備の相違(相違理由⑦)</p> <p>【大阪】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットからの漏えい緩和については速やかに作業ができるよう使用済燃料ピット近傍に設備を配備する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.11.15)</p> <p>(4) その他の手順項目にて考慮する手順                      送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」及び1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p> <p>(5) 優先順位                      使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。また、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に損壊がある場合又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、スプレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。                      以上の対応手順のフローチャートを第 1.11.29 図に示す。</p>	<p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。</p>	<p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.11.16)</p>	<p>【女川】                      記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】                      文章構成の相違(女川審査実績の反映)                      ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p> <p>【大飯】                      文章構成の相違(女川審査実績の反映)                      ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸散が継続し、高温（大気圧下であり、100℃以上に達することはない。）高湿度の環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び設置位置により、発生直後の蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造であることから、監視計器は事故時環境下でも使用可能である。</p> <p>なお、使用済燃料ピット監視カメラについては、冷却装置により耐環境性の向上を図る。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備により監視を行う。</p> <p>重大事故等時においては、これらの可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を、各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で、使用済燃料ピットの水位、水温、空間線量率、状態監視を行う。</p> <p>また、使用済燃料ピットの温度、水位、上部の空間線量率の監視設備及び監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電力供給が可能である。これらの監視設備を用いた使用済燃料ピットの監視は運転員等又は緊急安全対策要員が行う。</p> <p>(添付資料 1.11.16、1.11.17、1.11.18)</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>通常時の使用済燃料ピットの状態監視は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット区域エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラにより実施する。</p>	<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手順</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料プールからの大量の水の漏えいが発生した場合、使用済燃料プール監視計器の環境条件は、使用済燃料プール水の沸騰による蒸発が継続し、高温（大気圧下のため100℃を超えることはない。）、高湿度の環境が考えられるが、監視計器の構造及び位置により直接検出器の電気回路部等に接しないことから、監視計器を事故時環境下においても使用できる。</p> <p>使用済燃料プールの監視は、想定される重大事故等時においては、これらの計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で使用済燃料プールの水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。</p> <p>また、使用済燃料プールの温度、水位及び上部空間線量率の監視設備並びに監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源が給電される。これらの監視設備を用いた使用済燃料プールの監視は運転員（中央制御室）が行う。</p> <p>(1) 使用済燃料プールの状態監視</p> <p>通常時の使用済燃料プールの状態監視は、燃料貯蔵プール水位、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、燃料貯蔵プール水温度、FPC ポンプ入口温度及び燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタにより実施する。</p>	<p>1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合、使用済燃料ピット監視計器の環境条件は、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸発が継続し、高温（大気圧下のため100℃を超えることはない。）、高湿度の環境が考えられるが、監視計器の構造及び位置により直接検出器の電気回路部等に接しないことから、監視計器を事故時環境下においても使用できる。</p> <p>また、使用済燃料ピット監視カメラについては、空冷装置により耐環境性の向上を図る。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備により監視を行う。</p> <p>重大事故等時においては、これらの可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を、各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で、使用済燃料ピットの水位、水温、空間線量率及び状態監視を行う。</p> <p>また、使用済燃料ピットの温度、水位及び上部空間線量率の監視設備並びに監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源が給電される。これらの監視設備を用いた使用済燃料ピットの監視は運転員（中央制御室）が行う。</p> <p>(添付資料 1.11.18)</p> <p>(1) 使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>通常時の使用済燃料ピットの状態監視は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより実施する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は常設と可搬の監視計器により状態監視する手順（大飯と同様）。女川は常設の計器により状態監視する手順である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊の添付資料 1.11.18 は、大飯の添付資料 1.11.16～1.11.18 の内容をすべて網羅している。</p> <p>【大飯】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は常設と可搬の監視計器により状態監視する手順（大飯と同様）。女川は常設の計器により状態監視する手順であるため項目分けが不要。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑤）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。</p> <p>上記の監視計器は常設設備であり設置等が必要としないため、継続的に監視を実施する。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は配管の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を配置し中央制御室で使用済燃料ピットの状態監視を実施する手順を整備する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>また、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計を用いて、現場で使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.30図に、タイムチャートを第1.11.31図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ可搬型設備の使用済燃料ピット監視設備の設置を指示する。</p>	<p>重大事故等時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プール水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。</p> <p>上記の重大事故等対処設備による監視計器は、常設設備であり設置を必要としない。また、通常時から常時監視が可能な設備であり、継続的に監視を実施する。</p> <p>燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価（使用済燃料配置変更ごとに行う空間線量率評価）し把握した相関（減衰率）関係により使用済燃料プール空間線量率を推定する。</p>	<p>重大事故等時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。</p> <p>上記の重大事故等対処設備による監視計器は、常設設備であり設置を必要としない。また、通常時から常時監視が可能な設備であり、継続的に監視を実施する。概要図を第1.11.31図及び第1.11.32図に示す。</p> <p>b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は配管の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、あらかじめ設定している設置場所での線量率を評価し、指示値と比較・評価することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>また、携帯型水温計、携帯型水位計及び使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計を用いて、現場にて使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.+32.58m以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.32図に、タイムチャートを第1.11.33図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員へ可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視設備の設置を指示する。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は本項で常設の監視計器を整理しているため、可搬の監視計器は後段の項目に整理している。(大阪と同様)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪、女川】記載方針の相違 ・泊は自主対策設備である常設の監視計器について手順の系統概要を確認できるように概要図を整理している。</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由④) ・泊は常設と可搬による状態監視の手段を整備しているため、項目を分けて手順を整理している。(大阪と同様)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載方針の相違(相違理由③)</p> <p>【女川】 設備の相違(相違理由④、⑤)</p> <p>設備の相違(相違理由⑧)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>設備の相違(相違理由⑨)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ビット監視カメラ冷却装置を運搬、設置し、電源及びホースを接続後起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で保管場所から可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ及び可搬式使用済燃料ビット水位の吊込装置等（フロート、シンカーを含む。）を運搬、現場へ配置し、電源、信号ケーブル及びワイヤーの接続を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタの測定モジュール及び監視パソコンを設置し、電源及び信号ケーブルの接続を行う。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタの測定モジュール及び監視パソコンを起動し、中央制御室で使用済燃料ビット区域エリアモニタと可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタの指示を確認する。使用済燃料ビット区域エリアモニタが監視可能な場合は、双方の相関関係を確認しながら監視を継続する。                      使用済燃料ビット区域エリアモニタが監視不能の場合は、評価して把握した相関関係により、使用済燃料ビット上部の空間線量率を推定する。</p> <p>【比較のため、操作手順②より再掲】</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ビット監視カメラ冷却装置を運搬、設置し、電源及びホースを接続後起動する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ビット水位を起動し、指示を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で可搬式使用済燃料ビット水位、可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ、使用済燃料ビット監視カメラにより使用済燃料ビットの状態監視を実施する。また、全交流動力電源又は直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬式設備の指示を確認する。</p>		<p>② 災害対策要員は、保管場所から使用済燃料ビット水位（可搬型）の吊込装置等（フロート、シンカーを含む。）を運搬、現場へ配置し、電源、信号ケーブル及びワイヤーの接続を行う。</p> <p>③ 災害対策要員は、保管場所から使用済燃料ビット可搬型エリアモニタを運搬、現場へ配置し、鉛遮蔽の設置及び検出器用ケーブルの接続を行う。</p> <p>④ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ビットエリアモニタと使用済燃料ビット可搬型エリアモニタの指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ビットエリアモニタが監視可能な場合は、双方の指示値を確認しながら監視を継続する。                      使用済燃料ビットエリアモニタが監視不能の場合は、評価した可搬型エリアモニタ設置場所の線量率と指示値を比較・評価することで、使用済燃料ビット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置と冷却用空気配管をフレキシブルメタルホースで接続、使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置のドレンホースの準備及び電源の接続等を行う。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置による冷却空気送風のための系統構成を実施し、空気冷却設備を起動する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ビット監視カメラにより使用済燃料ビットの状態監視を実施する。また、全交流動力電源又は直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬式設備の指示を確認する。</p>	<p>【大阪】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は操作手順⑤にて空冷装置を準備する。</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は中央制御室のAM設備監視操作盤にて監視可能であるため、監視パソコンの設置は必要なし。</li> </ul> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表現、手順は異なるが、恒設の使用済燃料ビットエリアモニタが監視不能の場合の対応手順として、可搬型エリアモニタを使用することに相違なし。</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は可搬型エリアモニタ設置後に、使用済燃料ビット監視カメラ空冷装置の準備を実施する。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【大阪】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は操作手順②の完了にて指示確認が可能のため起動操作は不要。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>常設及び可搬型の使用済燃料ピット水位計、温度計が故障した場合は、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計を使用する。</p> <p>(添付資料 1.11.19、1.11.20)</p> <p>1.11.2.4 使用済燃料ピット監視計器の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」及び1.14.2.2「代替電源（直流）による給電手順等」にて整備する。</p>	<p>a. 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合、使用済燃料プールの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、災害対策要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視開始まで120分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット水位（可搬型）が監視不能の場合は、携帯型水温計、携帯型水位計及び使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計を使用する。</p> <p>(添付資料 1.11.18、1.11.19)</p> <p>c. 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替非常用発電機により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」及び1.14.2.2「直流電源及び代替電源（直流）による給電手順等」にて整備する。</p> <p>また、代替非常用発電機への燃料補給に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊は具体的な監視計器を記載することにより、故障想定を明確化した。</p> <p>【大阪】 文章構成の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大阪、女川】 記載表現の相違(対応手段の明確化)</p> <p>【女川】 記載表現の相違(リンク先の明確化)</p> <p>【大阪】記載方針の相違 ・大阪も代替電源設備への燃料補給手順を技術的能力1.11に整備している。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順</p> <p>(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を実施する。</p> <p>なお、水源であるスキマサージタンクへの補給については、「1.11.2.1(1) a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」、「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」又は「1.11.2.1(1) c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」と同様の手順にて実施する。また、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、原子炉補機代替冷却水系及び燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態<sup>※</sup>である場合。</p> <p>※設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）及び原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱手順の概要（燃料プール冷却浄化系(A)系を使用）は以下のとおり（燃料プール冷却浄化系(B)系を使用して使用済燃料プールを除熱する場合も同様。）。</p> <p>手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-3図に、概要図を第1.11-23図に、タイムチャートを第1.11-24図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の準備開始を依頼する。</p>		<p>【女川】</p> <p>BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>②発電課長は、運転員に燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系ポンプの起動に必要な補機冷却水が確保されていることをパラメータにて確認する。</p> <p>⑤運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系の系統構成のため、FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPCろ過脱塩装置出口弁、FPC熱交換器（B）入口弁の全開操作並びにFPC熱交換器（A）入口弁の全開操作を実施する。</p> <p>⑥発電課長は、燃料プール冷却浄化系の系統構成完了を確認後、運転員に、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の開始を指示する。</p> <p>⑦運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系ポンプの起動操作を実施する。</p> <p>⑧運転員（中央制御室）Aは、ポンプ起動後速やかにFPCろ過脱塩装置バイパス弁（A）の開操作を実施し、燃料プール冷却浄化系の系統流量の上昇及び使用済燃料プール水の温度の下降により使用済燃料プールの除熱が開始されたことを確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱開始まで20分以内で可能である。</p>		



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、比較表 p1.11- (1.11.2.2(4)) より再掲】</p> <p>送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」及び1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p>	<p>1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>電動弁及び中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに大容量送水ポンプ（タイプ1）への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））への水の補給手順及び水源から接続口までの大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>燃料プール冷却浄化系への原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保手順は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>代替非常用発電機の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」のうち、1.13.2.8「可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.4「可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)「大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p>	<p>【大阪】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・女川は「燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱」の手順にて電動弁の操作が必要。</p> <p>【女川】                  記載表現の相違（リンク先の明確化）</p> <p>【大阪】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）                  記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・泊は自主対策設備の淡水源である代替給水ピット又は原水槽を選択した場合は、枯渇する前に次の水源へ切り替えし最終的には海を水源として運転を継続する手順であることから淡水源への補給は不要。</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  記載表現の相違（リンク先の明確化）</p> <p>【女川】                  BWR固有の対応手段</p> <p>【大阪】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  記載表現の相違（リンク先の明確化）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手順の選択方法は以下のとおり。対応手順の選択フローチャートを第1.11-25図、第1.11-26図及び第1.11-27図に示す。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール水位低又は温度高警報の発生により事象を把握するとともに、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにて状態の監視を行う。</p> <p>【比較のため1.11.2.1(10)の記載より再掲】                  (10) 優先順位                  使用済燃料ピットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用ピットからの注水を優先し、次に純水で注水までの所要時間が短いNo.3淡水タンクからの注水を優先する。その次に淡水で注水までの所要時間が短いNo.2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓）からの注水を優先する。その次にポンプ車によるNo.3淡水タンクからの注水、ポンプ車によるNo.2淡水タンクからの注水を優先し、タンク容量の小さい1次系純水タンクからの注水の順に使用する。</p> <p>なお、燃料取替用ピットについては、原子炉等へ注水する必要がない場合において使用する。No.2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓又はポンプ車による注水。）については、構内に火災が発生していない場合に使用する。</p> <p>海水からの注水に使用する送水車は重大事故等対処設備であるが、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用ピット等の機能が喪失した場合又は燃料取替用ピット等から使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合に使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.11.24図に示す。                  （添付資料1.11.12）</p>	<p>1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手順の選択方法は以下のとおり。対応手順の選択フローチャートを第1.11-25図、第1.11-26図及び第1.11-27図に示す。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プールの水位が低下した場合は、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水を行うとともに、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用した使用済燃料プールへの注水又はスプレーが可能となるように準備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへの注水又はスプレーを実施する際は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として使用し、代替淡水源の枯渇により淡水が使用できない場合には、代替淡水源に補給した海水を使用する。また、燃料プール代替注水系（可搬型）又は燃料プールスプレー系（可搬型）よりも系統構成が容易で使用済燃料プール近傍での現場操作がなく、スロッシング等により使用済燃料プールの水位が低下しても被ばくを低減できることから、燃料プール代替注水系（常設配管）又は燃料プールスプレー系（常設配管）の使用を優先する。</p>	<p>1.11.2.5 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手順の選択方法は以下のとおり。対応手順の選択フローチャートを1.11.34図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の漏えいが発生した場合は、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより事象を把握するとともに、使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行うとともに、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の設置を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、使用済燃料ピットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用ピットによる注水を優先し、次に純水である2次系補給水ポンプによる2次系純水タンクの注水を優先する。その次に純水であり準備時間が早い1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクの注水を優先する。消火ポンプによるろ過水タンクの注水は1次系補給水ポンプによる注水の次に使用する。</p> <p>なお、燃料取替用ピットによる燃料取替用ピットの注水は、<b>発電用</b>原子炉等へ注水する必要がない場合において使用する。消火ポンプによるろ過水タンクの注水は、構内に火災が発生していない場合において使用する。</p> <p>代替給水ピット、原水槽、海水の注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は重大事故等対処設備であるが、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用ピット等による注水手段がなければ使用済燃料ピットへの注水に使用する。</p>	<p>【大飯】                  文章構成の相違（女川審査実績の反映）                  ・大飯は1.11.2.1(10)及び1.11.2.2(5)にて同等の内容を整理している。</p> <p>【大飯】                  記載箇所の相違（女川審査実績の反映）                  ・大飯は文章の最後にフローチャートの参照先を記載している。</p> <p>【大飯】                  記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  運用の相違（相違理由④）                  ・泊は常設と可搬の監視計器により状態監視する手順（大飯と同様）。女川は常設の計器により状態監視する手順である。</p> <p>【大飯】 文章構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違                  ・設備の相違による記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違                  ・使用済燃料ピットへの注水手段において、淡水源による注水手段を優先し、淡水源による注水手段がない場合に海水を注水する方針としていることに相違なし。</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由①、②）                  【大飯】 運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由①、②、⑥）                  【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】                  記載表現の相違（女川審査実績の反映）                  ・泊は文章の冒頭にフローチャートの参照先を記載している。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.11.2.2(5)の記載より再掲】</p> <p>(5) 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。また、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に損壊がある場合又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、スプレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第 1.11.29 図に示す。</p>	<p>使用済燃料プールへの注水を実施しても使用済燃料プールの水位の低下が継続する場合は、漏えい量が緩和できればその後の対応に余裕が生じることから、漏えい緩和を実施する。ただし、漏えい緩和には不確定要素が多いことから、使用済燃料プールへのスプレイを実施する。</p> <p>使用済燃料プールへのスプレイが実施できない場合は、大気への放射性物質の拡散を抑制するための対応を実施する。全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を実施する。</p>	<p>使用済燃料ピットへの注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、有効性評価における必要注水流量を十分に上回る送水能力を有しているため、使用済燃料ピットに十分な水量を確保することで淡水から海水に水源を切替えるための時間を確保することが可能であることから、淡水を優先して使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、準備時間が最も早い代替給水ピットを優先して使用し、それが使用できない場合には淡水であり保有水量の大きい原水槽を使用する。原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。ただし、ろ過水タンクは、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がない場合に使用する。すべての淡水源が使用できない場合には海水を用いる。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水を実施しても使用済燃料ピットの水位の低下が継続する場合は、漏えい量が緩和できればその後の対応に余裕が生じることから、漏えい緩和を実施する。ただし、漏えい緩和には不確定要素が多いことから、使用済燃料ピットへのスプレイを実施する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。</p> <p>また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に損壊がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型スプレイノズルよりも射程距離が長い可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための水源は、水源の切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間が最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。ただし、ろ過水タンクは、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がない場合に使用する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>・泊の可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、複数の水源を選択できることから使用する水源の優先順位を記載する。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・泊は優先順位の考え方を明確に記載している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】</p> <p>BWR 固有の対応手段（KK6/7 審査知見の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>・泊の可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための水源は、淡水である代替給水ピット及び原水槽又は海を選択できることから、使用する水源の優先順位を記載する</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

第 1.11.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 （使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	整備内容	整備する手順書	手順の分類
使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	燃料貯蔵槽用ポンプの修理等の対応手段	使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	5.1.1.1.1 表
		N <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、3次水タンク			
		N <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、2次水タンク			
		ポンプ室によるN <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、3次水タンク			
		ポンプ室によるN <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	ポンプ室			
		1次冷却水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1次冷却水タンク			
		2次冷却水タンクから使用済燃料ピットへの注水	2次冷却水タンク			
		注水車	注水車			
		給水から使用済燃料ピットへの注水	給水			
		給水タンク	給水タンク			

5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

女川原子力発電所2号炉

第 1.11-1 表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順  
 対応手段、対応設備、手順書一覧 (1/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書
重大事故等対応設備	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	大容量送水ポンプ(タイプ1)ホース延長回収車	非常時操作手順書(最終ページ)「SFP水位・温度制御」
			大容量送水ポンプ(タイプ1)ホース・注水用ヘッド・接続口	非常時操作手順書(フロント停止時)「燃料プール冷却機能喪失」、「燃料プール冷却剤供給設備」
			燃料補給設備 5.2	重大事故等対応設備 「大容量送水ポンプ(タイプ1)による使用済燃料プール注水(常設配管)」
重大事故等対応設備	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	大容量送水ポンプ(タイプ1)ホース延長回収車	非常時操作手順書(最終ページ)「SFP水位・温度制御」
			大容量送水ポンプ(タイプ1)ホース・注水用ヘッド・接続口	非常時操作手順書(フロント停止時)「燃料プール冷却機能喪失」、「燃料プール冷却剤供給設備」
			燃料補給設備 5.2	重大事故等対応設備 「大容量送水ポンプ(タイプ1)による使用済燃料プール注水(可搬型)」 「大容量送水ポンプによる送水」 5.1
自主対策設備	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	ろ過水ポンプ	非常時操作手順書(最終ページ)「SFP水位・温度制御」
			ろ過水タンク	非常時操作手順書(フロント停止時)「燃料プール冷却機能喪失」、「燃料プール冷却剤供給設備」
			ろ過水配管・弁	非常時操作手順書(最終ページ)「燃料プール冷却剤供給設備」
自主対策設備	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	燃料補給設備 5.2	非常時操作手順書(最終ページ)「燃料プール冷却剤供給設備」
			燃料補給設備 5.2	非常時操作手順書(最終ページ)「燃料プール冷却剤供給設備」
自主対策設備	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	サイフォン防止機能	非常時操作手順書(最終ページ)「燃料プール冷却剤供給設備」
			サイフォン防止機能	非常時操作手順書(最終ページ)「燃料プール冷却剤供給設備」

5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

泊発電所3号炉

第 1.11.1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順

対応手段、対応設備、手順書一覧 (1/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	整備内容	整備する手順書	手順の分類
使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	燃料貯蔵槽用ポンプから使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵槽用ポンプ	燃料貯蔵槽用ポンプの修理等の対応手段	使用済燃料ピットの水の漏れ発生時	5.1.1.1.1 表
		N <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、3次水タンク			
		N <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、2次水タンク			
		ポンプ室によるN <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	N <sub>0</sub> 、3次水タンク			
		ポンプ室によるN <sub>0</sub> 、2次水タンクから使用済燃料ピットへの注水	ポンプ室			
		1次冷却水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1次冷却水タンク			
		2次冷却水タンクから使用済燃料ピットへの注水	2次冷却水タンク			
		注水車	注水車			
		給水から使用済燃料ピットへの注水	給水			
		給水タンク	給水タンク			

5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 5.1.1.1.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

相違理由

【大阪】記載方針の相違(女川審査実績の反映)



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉

【比較のため、比較表P1.11-72より再掲】

第1.11.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
(使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書
使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ	燃料貯蔵用水ポンプからの使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵用水ポンプ	非常時操作手順書「燃料貯蔵用水ポンプ」
		N0、3脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、3脱水箱	非常時操作手順書「N0、3脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」

※1：大阪発電所 重大事故等発生時に必要となる水の供給手順等【解釈】1 b)項を満足するための代替注水機（措置）  
※2：女川2号炉の燃料貯蔵槽に使用される設備名が異なる。中略。1.5 原子炉冷却設備の冷却等のための手順等にて整備する。  
※3：重大事故等対応に用いる設備の分類  
※4：当表に適合する重大事故等対応設備 ※5：37条に適合する重大事故等対応設備 ※6：自然的現象として整備する重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対処設備	手順書
使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ	燃料貯蔵用水ポンプからの使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵用水ポンプ	非常時操作手順書「燃料貯蔵用水ポンプ」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」

※1：1.12 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等【解釈】1 b)項を満足するための代替注水機（措置）  
※2：手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。  
※3：手順は、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。  
※4：手順は、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。  
※5：手順は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

泊発電所3号炉

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/4)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対処設備	手順書
使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時	燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ 燃料貯蔵用水ポンプ	燃料貯蔵用水ポンプからの使用済燃料ピットへの注水	燃料貯蔵用水ポンプ	非常時操作手順書「燃料貯蔵用水ポンプ」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」
		N0、2脱水箱から使用済燃料ピットへの注水	N0、2脱水箱	非常時操作手順書「N0、2脱水箱」

※1：当表に適合する重大事故等対応設備 ※2：37条に適合する重大事故等対応設備 ※3：自然的現象として整備する重大事故等対応設備

相違理由

【大阪】 記載方針の相違（女川審査実証の反映）





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p>監視計器一覧（1/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">(1)燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器 *2：重大事故等時使用する計器</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			(1)燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>第 1.11.4 表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>監視計器一覧（1/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ピットへの注水</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器 *2：重大事故等時使用する計器</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ピットへの注水			a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位	
対応手段	重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目	監視計器																																																		
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																				
(1)燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																	
	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																	
水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																		
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順																																																				
(1) 使用済燃料ピットへの注水																																																				
a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>																																																	
	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>																																																	
水源の確保	・燃料取替用水ピット水位																																																			
<p>監視計器一覧（2/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">(2)No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>水源の確保</td> <td>・No. 3淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・No. 3淡水タンク水位計</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器 *2：重大事故等時使用する計器</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			(2)No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	操作	水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計		<p>監視計器一覧（2/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ピットへの注水</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>水源の確保</td> <td>・2次系純水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位<sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用）<sup>②</sup></td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・2次系純水タンク水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器 *2：重大事故等時使用する計器</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ピットへの注水			b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>	操作	水源の確保	・2次系純水タンク水位	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>	水源の確保	・2次系純水タンク水位	
対応手段	重大事故等の対応に必要な対応となる監視項目	監視計器																																																		
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																				
(2)No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																	
	操作	水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																	
水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																		
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順																																																				
(1) 使用済燃料ピットへの注水																																																				
b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却器海水流量計																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>																																																	
	操作	水源の確保	・2次系純水タンク水位																																																	
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット温度（AM用） <sup>②</sup>																																																	
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 <sup>①</sup> ・使用済燃料ピット水位（AM用） <sup>②</sup>																																																	
水源の確保	・2次系純水タンク水位																																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
監視計器一覧 (3/11)		監視計器一覧 (2/5)		監視計器一覧 (4/13)		【大阪】設備の相違（相違理由⑤） ・使用済燃料ピットの温度について、大阪のロープ式計器は、水位及び水温の測定が可能であるため、携帯型水位、水温計も記載している。 ・泊のロープ式計器は、水位のみ測定できる計器であるため記載していないが、携帯型水温計で水温の測定が可能である。設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの温度を把握するための監視計器を整備していることに相違なく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。		
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目			
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等		1.11.2 重大事故等時の手順 1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 e. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水		1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 ① 使用済燃料ピットへの注水				
(3)(4)N o. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	非常時操作手順書（巻録ベース）「SP 水位・流量制御」 「燃料プール冷却機能喪失」 「燃料プール冷却機喪失」 非常時操作手順書（巻録別）「ろ過水ポンプによる使用済燃料プール注水」	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計		
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2			使用済燃料プールの監視	・燃料プール水位低 警報 ・燃料プール温度高 警報 ・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2			電源の確保	・AC 60V 負線電圧 ・DC 48V 負線電圧 ・125V 直流士母線 2A 電圧 ・125V 直流士母線 2B 電圧 ・125V 直流士母線 2A-1 電圧 ・125V 直流士母線 2B-1 電圧	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2
	水源の確保	・N o. 2 淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計			水源の確保	ろ過水タンク水位	水源の確保	・ろ過水タンク水位 ・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計			使用済燃料プールの監視	・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・ろ過水タンク水位	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2③ ・携帯型水温計
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬型使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計			水源の確保	ろ過水タンク水位	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2③ ・携帯型水位計
	水源の確保	・N o. 2 淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1					水源の確保	・ろ過水タンク水位 ・使用済燃料ピットエリアモニタ*1
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・非気筒ガスモニタ ・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3					使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・非気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2③
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2					使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2

\*1：通常時使用する計器  
 \*2：重大事故等時使用する計器  
 \*3：可搬型設備

※1：通常時使用する計器  
 ※2：重大事故等時使用する計器  
 ※3：可搬型設備



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>監視計器一覧（4/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">                     (5)ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水                 </td> <td rowspan="2">補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・No. 3淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・可搬式使用済燃料ピット水位計**2</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの周辺放射線量率</td> <td>・携帯型水位、本温計</td> </tr> <tr> <td>・No. 3淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1</td> </tr> <tr> <td>・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**2*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な となる監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			(5)ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計	・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1	・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計	・使用済燃料ピット温度計*1	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1	・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・可搬式使用済燃料ピット水位計**2	・携帯型水位計	使用済燃料ピットの周辺放射線量率	・携帯型水位、本温計	・No. 3淡水タンク水位計	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1	・排気筒ガスモニタ		・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**2*3		・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧（5/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な 監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順                      (D) 使用済燃料ピットへの注水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">                     e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水                 </td> <td rowspan="2">補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却排水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位（可搬型）**2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピットエリアモニタ*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ**2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (D) 使用済燃料ピットへの注水			e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却排水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1	・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1	・使用済燃料ピット水位（AM用）*2	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1	・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・携帯型水温計	・使用済燃料ピット水位（可搬型）**2	使用済燃料ピットの状態監視	・携帯型水位計	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計		・使用済燃料ピットエリアモニタ*1		・排気筒ガスモニタ		・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ**2		・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>【大阪】設備の相違（相違理由⑤）                  ・使用済燃料ピットの水位について、大阪のロープ式計器は、水位及び水温の測定が可能であるため、携帯型水位、水温計も記載している。                  ・泊のロープ式計器は、水位のみ測定できる計器であるため記載していないが、携帯型水温計で水温の測定が可能である。設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの水温度を把握するための監視計器を整備していることに相違なく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な となる監視項目	監視計器																																																																								
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																																										
(5)ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計																																																																								
		・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計																																																																								
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1																																																																								
		・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																																								
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1																																																																								
		・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																																								
	水源の確保	・No. 3淡水タンク水位計																																																																								
		・使用済燃料ピット温度計*1																																																																								
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																																								
		・携帯型水温計																																																																								
使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1																																																																									
	・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																																									
水源の確保	・可搬式使用済燃料ピット水位計**2																																																																									
	・携帯型水位計																																																																									
使用済燃料ピットの周辺放射線量率	・携帯型水位、本温計																																																																									
	・No. 3淡水タンク水位計																																																																									
使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1																																																																									
	・排気筒ガスモニタ																																																																									
	・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**2*3																																																																									
	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																									
対応手段	重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視計器																																																																								
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (D) 使用済燃料ピットへの注水																																																																										
e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計																																																																								
		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却排水流量計																																																																								
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1																																																																								
		・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																																								
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1																																																																								
		・使用済燃料ピット水位（AM用）*2																																																																								
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1																																																																								
		・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																																								
	使用済燃料ピットの水位	・携帯型水温計																																																																								
		・使用済燃料ピット水位（可搬型）**2																																																																								
使用済燃料ピットの状態監視	・携帯型水位計																																																																									
	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計																																																																									
	・使用済燃料ピットエリアモニタ*1																																																																									
	・排気筒ガスモニタ																																																																									
	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ**2																																																																									
	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>監視計器一覧（5/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な対応項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(6)ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="5">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">操作</td> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3 ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・非気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			(6)ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット温度計*1	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計	操作	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3 ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計	水源の確保	・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・非気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2				<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧（6/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な対応項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 ① 使用済燃料ピットへの注水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">① 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="5">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3*4 ・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">操作</td> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・非気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・2次系純水タンク水位 ・ろ過水タンク水位</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 ① 使用済燃料ピットへの注水			① 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3*4 ・携帯型水位計	操作	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・非気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	水源の確保	・2次系純水タンク水位 ・ろ過水タンク水位							<p>【大阪】設備の相違（相違理由③）                  ・操作「水源の確保」について、泊は原水槽への補給に使用するため、2次系純水タンク水位及びろ過水タンク水位を記載。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器																																																														
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																																
(6)ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器排水流量計																																																													
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																													
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																													
		水源の確保	・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット温度計*1																																																													
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計																																																													
	操作	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3 ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計																																																													
		水源の確保	・No. 2淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1																																																													
		使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・非気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3																																																													
		使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																													
対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器																																																														
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 ① 使用済燃料ピットへの注水																																																																
① 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計																																																													
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																													
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2																																																													
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計																																																													
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3*4 ・携帯型水位計																																																													
	操作	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・非気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3																																																													
		使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																													
		水源の確保	・2次系純水タンク水位 ・ろ過水タンク水位																																																													



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p>監視計器一覧（6/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な対応項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">⑦1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="2">補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・1次系純水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">操作</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1</td> </tr> <tr> <td>・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位、水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの周囲の放射線量率</td> <td>・1次系純水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			⑦1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計	・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1	・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	水源の確保	・1次系純水タンク水位計	・使用済燃料ピット温度計*1	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1	・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3	水源の確保	・携帯型水位計	・携帯型水位、水温計	使用済燃料ピットの周囲の放射線量率	・1次系純水タンク水位計	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1	使用済燃料ピットの状態監視	・排気筒ガスモニタ	・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3		・使用済燃料ピット監視カメラ*3	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>【比較のため掲載順序入替え】</p> <p>監視計器一覧（3/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> <td>⑦⑧ 使用済燃料ピットへの注水</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">⑦1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="2">補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・1次系純水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">操作</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピット周囲の放射線量率</td> <td>・1次系純水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピットエリアモニタ*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器                  ※2：重大事故等時使用する計器                  ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順	⑦⑧ 使用済燃料ピットへの注水		⑦1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1	・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1	・使用済燃料ピット水位（AM用）*2	水源の確保	・1次系純水タンク水位	・使用済燃料ピット温度*1	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1	・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3	水源の確保	・携帯型水位計	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計	使用済燃料ピット周囲の放射線量率	・1次系純水タンク水位	・使用済燃料ピットエリアモニタ*1	使用済燃料ピットの状態監視	・排気筒ガスモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3		・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>【大飯】運用の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>・使用済燃料ピットの温度について、大飯のロープ式計器は、水位及び水温の測定が可能であるため、携帯型水位、水温計も記載している。</p> <p>・泊のロープ式計器は、水位のみ測定できる計器であるため記載していないが、携帯型水温計で水温の測定が可能である。設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの温度を把握するための監視計器を整備していることに相違なく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な対応項目	監視計器																																																																											
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																																													
⑦1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計																																																																											
		・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計																																																																											
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1																																																																											
		・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																																											
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1																																																																											
		・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																																											
	水源の確保	・1次系純水タンク水位計																																																																											
		・使用済燃料ピット温度計*1																																																																											
	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																																										
			・携帯型水温計																																																																										
使用済燃料ピットの水位		・使用済燃料ピット水位計*1																																																																											
		・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3																																																																											
水源の確保	・携帯型水位計																																																																												
	・携帯型水位、水温計																																																																												
使用済燃料ピットの周囲の放射線量率	・1次系純水タンク水位計																																																																												
	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1																																																																												
使用済燃料ピットの状態監視	・排気筒ガスモニタ																																																																												
	・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ*2*3																																																																												
	・使用済燃料ピット監視カメラ*3																																																																												
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																											
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順	⑦⑧ 使用済燃料ピットへの注水																																																																												
⑦1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計																																																																											
		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計																																																																											
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1																																																																											
		・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																																											
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1																																																																											
		・使用済燃料ピット水位（AM用）*2																																																																											
	水源の確保	・1次系純水タンク水位																																																																											
		・使用済燃料ピット温度*1																																																																											
	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																																										
			・携帯型水温計																																																																										
使用済燃料ピットの水位		・使用済燃料ピット水位*1																																																																											
		・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3																																																																											
水源の確保	・携帯型水位計																																																																												
	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計																																																																												
使用済燃料ピット周囲の放射線量率	・1次系純水タンク水位																																																																												
	・使用済燃料ピットエリアモニタ*1																																																																												
使用済燃料ピットの状態監視	・排気筒ガスモニタ																																																																												
	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2*3																																																																												
	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>監視計器一覧（7/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">(8)海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">操作</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			(8)海水から使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p> <p>第1.11-2表 重大事故等対処設備に係る監視計器                  監視計器一覧（1/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2 重大事故等時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 燃料プール代替注水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</td> <td></td> <td>燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</td> </tr> <tr> <td>b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</td> <td></td> <td>燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書（微視ベース） 「SFP水位・温度制御」</td> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書（プラント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」 「燃料プール冷却材喪失」</td> <td>電源の確保</td> <td>湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（可搬型）」</td> <td>水源の確保</td> <td>使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（常設配管）」 「大容量送水ポンプによる送水」</td> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水源の確保</td> <td>湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順			(1) 燃料プール代替注水			a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水		燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水		燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	非常時操作手順書（微視ベース） 「SFP水位・温度制御」	使用済燃料プールの監視	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧	非常時操作手順書（プラント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」 「燃料プール冷却材喪失」	電源の確保	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（可搬型）」	水源の確保	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（常設配管）」 「大容量送水ポンプによる送水」	使用済燃料プールの監視	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）		水源の確保	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）	<p>監視計器一覧（7/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 使用済燃料ピットへの注水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">E- 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">操作</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*1 ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器                  ※2：重大事故等時使用する計器                  ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ピットへの注水			E- 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*1 ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>・使用済燃料ピットの温度についての、大飯のロープ式計器は、水位及び水温の測定が可能であるため、携帯型水位、水温計も記載している。</p> <p>・泊のロープ式計器は、水位のみ測定できる計器であるため記載していないが、携帯型水温計で水温の測定が可能である。設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの温度を把握するための監視計器を整備していることに相違なく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																			
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																																																																					
(8)海水から使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計																																																																																		
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																																																																		
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2																																																																																		
	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2 ・携帯型水温計																																																																																		
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計																																																																																		
		使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3																																																																																		
		使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																																		
		手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																	
		1.11.2 重大事故等時の手順																																																																																			
		1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順																																																																																			
		(1) 燃料プール代替注水																																																																																			
		a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水		燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）																																																																																	
b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水		燃料プール水位低 警報 燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）																																																																																			
非常時操作手順書（微視ベース） 「SFP水位・温度制御」	使用済燃料プールの監視	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧																																																																																			
非常時操作手順書（プラント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」 「燃料プール冷却材喪失」	電源の確保	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）																																																																																			
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（可搬型）」	水源の確保	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（コイダパルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）																																																																																			
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ（タイプ1）による使用済燃料プール注水（常設配管）」 「大容量送水ポンプによる送水」	使用済燃料プールの監視	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）																																																																																			
	水源の確保	湧水貯水槽（No.1） 湧水貯水槽（No.2）																																																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																			
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順																																																																																					
(1) 使用済燃料ピットへの注水																																																																																					
E- 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	判断基準	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量計																																																																																		
		使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																																																																		
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2																																																																																		
	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2 ・携帯型水温計																																																																																		
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3 ・携帯型水位計																																																																																		
		使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*1 ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3																																																																																		
		使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																																		



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
<p>監視計器一覧 (8/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ**2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(D)送水車による使用済燃料ピットへのスプレー</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等			判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3	操作	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ**2	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (8/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (D) 使用済燃料ピットへのスプレー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">操作</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2③</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>a. 送水車を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (D) 使用済燃料ピットへのスプレー			判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2③	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">【女川】設備の相違 (相違理由(D))</p>					
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																																																		
判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2																																																
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3																																																
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)*2																																																
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3																																																
操作	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ*1 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ**3																																																
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ**2																																																
	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																															
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (D) 使用済燃料ピットへのスプレー																																																		
判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2																																																
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③																																																
操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用)*2																																																
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用)*2 ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)*2③																																																
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエリアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ																																																
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*2③																																																
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																
<p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	<p>監視計器一覧 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 燃料プールのスプレー</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a. 燃料プールのスプレー系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレー</td> </tr> <tr> <td colspan="3">b. 燃料プールのスプレー系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (巻終ページ) 「SFP 水位・温度制御」</td> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (プラント停止中) 「燃料プール冷却対策」</td> <td rowspan="2">電流の確保</td> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」</td> <td rowspan="3">電流の確保</td> <td>LSV 直流主母線 2A 電圧</td> </tr> <tr> <td>LSV 直流主母線 2B 電圧</td> </tr> <tr> <td>LSV 直流主母線 3A 電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」</td> <td rowspan="3">電流の確保</td> <td>LSV 直流主母線 2B-1 電圧</td> </tr> <tr> <td>送水貯水槽 (No. 1)</td> </tr> <tr> <td>送水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (可搬型)」</td> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプによる送水」</td> <td rowspan="2">電流の確保</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>送水貯水槽 (No. 1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電流の確保</td> <td>送水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 燃料プールのスプレー			a. 燃料プールのスプレー系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレー			b. 燃料プールのスプレー系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレー			非常時操作手順書 (巻終ページ) 「SFP 水位・温度制御」	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「燃料プール冷却対策」	電流の確保	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)	使用済燃料プール監視カメラ	重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」	電流の確保	LSV 直流主母線 2A 電圧	LSV 直流主母線 2B 電圧	LSV 直流主母線 3A 電圧	重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」	電流の確保	LSV 直流主母線 2B-1 電圧	送水貯水槽 (No. 1)	送水貯水槽 (No. 2)	非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (可搬型)」	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプによる送水」	電流の確保	使用済燃料プール監視カメラ	送水貯水槽 (No. 1)		電流の確保	送水貯水槽 (No. 2)	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">女川2号炉との比較対象なし</p>	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																
1.11.2 重大事故等時の手順																																																		
1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																																		
(1) 燃料プールのスプレー																																																		
a. 燃料プールのスプレー系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレー																																																		
b. 燃料プールのスプレー系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレー																																																		
非常時操作手順書 (巻終ページ) 「SFP 水位・温度制御」	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)																																																
		使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)																																																
非常時操作手順書 (プラント停止中) 「燃料プール冷却対策」	電流の確保	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)																																																
		使用済燃料プール監視カメラ																																																
重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」	電流の確保	LSV 直流主母線 2A 電圧																																																
		LSV 直流主母線 2B 電圧																																																
		LSV 直流主母線 3A 電圧																																																
重大事故等対応要領書 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (常設配管)」	電流の確保	LSV 直流主母線 2B-1 電圧																																																
		送水貯水槽 (No. 1)																																																
		送水貯水槽 (No. 2)																																																
非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプ (タイプ1) による使用済燃料プールスプレー (可搬型)」	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)																																																
		使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)																																																
非常時操作手順書 (巻終ページ) 「大容集込水ポンプによる送水」	電流の確保	使用済燃料プール監視カメラ																																																
		送水貯水槽 (No. 1)																																																
	電流の確保	送水貯水槽 (No. 2)																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手順書</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 燃料プールのスプレイ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ等 (冷却配管) を用いたスプレイ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (標準ベース) [SFP 水位・温度制御]</td> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (プラント停止時) [燃料プール冷却材喪失]</td> <td rowspan="2">電圧の確保</td> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量・低線量)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 [化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールのスプレイ (冷却配管)]</td> <td rowspan="2">水の確保</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧</td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線 2B 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>125V 直流主母線 2C 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>125V 直流主母線 2D 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ろ過水タンク水位</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">操作</td> <td>使用済燃料プールの監視</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ろ過水タンク水位</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 燃料プールのスプレイ			e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ等 (冷却配管) を用いたスプレイ			非常時操作手順書 (標準ベース) [SFP 水位・温度制御]	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	非常時操作手順書 (プラント停止時) [燃料プール冷却材喪失]	電圧の確保	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量・低線量)	使用済燃料プール監視カメラ	重大事故等対応要領書 [化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールのスプレイ (冷却配管)]	水の確保	125V 直流主母線 2A 電圧	125V 直流主母線 2B 電圧			125V 直流主母線 2C 電圧			125V 直流主母線 2D 電圧			ろ過水タンク水位		操作	使用済燃料プールの監視		使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)			使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)			使用済燃料プール監視カメラ			ろ過水タンク水位	<p>監視計器一覧 (9/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">a. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">b. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td rowspan="6">操作</td> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット周辺の放射線量率</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの状態監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器          ※2：重大事故等時使用する計器          ※3：可搬型設備</p> <p>監視計器一覧 (10/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">d. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ</td> <td rowspan="6">操作</td> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの温度</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット周辺の放射線量率</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの状態監視</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水の確保</td> <td>ろ過水タンク水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器          ※2：重大事故等時使用する計器          ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ			a. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	判断基準	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	b. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	操作	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	使用済燃料ビット周辺の放射線量率	使用済燃料ビットの状態監視	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ			c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	判断基準	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	d. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	操作	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	使用済燃料ビットの温度	使用済燃料ビットの水位	使用済燃料ビット周辺の放射線量率	使用済燃料ビットの状態監視		水の確保	ろ過水タンク水位	<p>【女川】設備の相違 (相違理由②)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由②)          泊は自主対策設備による対応手段として、代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ手段を整備。</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由②)          泊は自主対策設備による対応手段として、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ手段を整備。</p>
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																																
1.11.2 重大事故等時の手順																																																																																																		
1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																																																																																		
(1) 燃料プールのスプレイ																																																																																																		
e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールのスプレイ等 (冷却配管) を用いたスプレイ																																																																																																		
非常時操作手順書 (標準ベース) [SFP 水位・温度制御]	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)																																																																																																
		使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)																																																																																																
非常時操作手順書 (プラント停止時) [燃料プール冷却材喪失]	電圧の確保	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量・低線量)																																																																																																
		使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																
重大事故等対応要領書 [化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールのスプレイ (冷却配管)]	水の確保	125V 直流主母線 2A 電圧																																																																																																
		125V 直流主母線 2B 電圧																																																																																																
		125V 直流主母線 2C 電圧																																																																																																
		125V 直流主母線 2D 電圧																																																																																																
		ろ過水タンク水位																																																																																																
	操作	使用済燃料プールの監視																																																																																																
		使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)																																																																																																
		使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)																																																																																																
		使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																
		ろ過水タンク水位																																																																																																
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																																																																																		
(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ																																																																																																		
a. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	判断基準	使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
b. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	操作	使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
		使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
		使用済燃料ビット周辺の放射線量率																																																																																																
		使用済燃料ビットの状態監視																																																																																																
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																																																																																		
(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ																																																																																																		
c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	判断基準	使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
d. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ	操作	使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
		使用済燃料ビットの温度																																																																																																
		使用済燃料ビットの水位																																																																																																
		使用済燃料ビット周辺の放射線量率																																																																																																
		使用済燃料ビットの状態監視																																																																																																
	水の確保	ろ過水タンク水位																																																																																																



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>監視計器一覧（9/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2)大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ**3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタポスト ・モニタ車</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td colspan="2">1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)h「大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等			(2)大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ**3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	周辺環境の放射線量率	・モニタポスト ・モニタ車	操作	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)h「大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。		<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧（11/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">d. 可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td colspan="2">1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)d.「可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ			d. 可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	操作	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)d.「可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。		
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																												
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																																														
(2)大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																												
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計**3																																												
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ**3																																												
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																												
	周辺環境の放射線量率	・モニタポスト ・モニタ車																																												
操作	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)h「大容量ポンプ（放水応用）及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。																																													
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																												
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																														
(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ																																														
d. 可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																												
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*3																																												
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*3																																												
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																												
	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタリングステーション																																												
操作	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2(1)d.「可搬型大容量水送水ポンプ車及び放水槽による大気への拡散抑制」にて整備する。																																													
	<p>監視計器一覧（5/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">非常時操作手順書（燃料ベース） 「SEP水位・温度制御」</td> <td rowspan="5">判断基準</td> <td>燃料プール温度差 警報</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式） スキマサージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>最終ヒートシンクの確保</td> <td>原子炉補機冷却水高(A)系統流量 原子炉補機冷却水高(B)系統流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電線の確保</td> <td>W/V 6-2C 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>W/V 6-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>F/V 4-2C 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>F/V 4-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">重大事故等対応要領書 「原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保」</td> <td rowspan="5">操作</td> <td>使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量・長露露）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>スキマサージタンク水位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">FPCポンプ(A)出口流量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">FPCポンプ(B)出口流量</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順			(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱			非常時操作手順書（燃料ベース） 「SEP水位・温度制御」	判断基準	燃料プール温度差 警報	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式） スキマサージタンク水位	最終ヒートシンクの確保	原子炉補機冷却水高(A)系統流量 原子炉補機冷却水高(B)系統流量	電線の確保	W/V 6-2C 母線電圧	W/V 6-2D 母線電圧	F/V 4-2C 母線電圧	F/V 4-2D 母線電圧	重大事故等対応要領書 「原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保」	操作	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量・長露露）	使用済燃料プール監視カメラ	スキマサージタンク水位	FPCポンプ(A)出口流量			FPCポンプ(B)出口流量			<p>女川2号炉との比較対象なし</p>	<p>【女川】                  BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p>						
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																												
1.11.2 重大事故等時の手順																																														
1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順																																														
(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱																																														
非常時操作手順書（燃料ベース） 「SEP水位・温度制御」	判断基準	燃料プール温度差 警報																																												
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式） スキマサージタンク水位																																											
		最終ヒートシンクの確保	原子炉補機冷却水高(A)系統流量 原子炉補機冷却水高(B)系統流量																																											
		電線の確保	W/V 6-2C 母線電圧																																											
			W/V 6-2D 母線電圧																																											
	F/V 4-2C 母線電圧																																													
	F/V 4-2D 母線電圧																																													
	重大事故等対応要領書 「原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保」	操作	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）																																											
			使用済燃料プール水位/温度（ガイドバルブ式）																																											
			使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量・長露露）																																											
使用済燃料プール監視カメラ																																														
スキマサージタンク水位																																														
FPCポンプ(A)出口流量																																														
FPCポンプ(B)出口流量																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>監視計器一覧（10/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td></td> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等			(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和	判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	操作		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧（12/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">a) 使用済燃料ピット漏えい緩和</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td></td> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和			a) 使用済燃料ピット漏えい緩和	判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	操作		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																									
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																																											
(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和	判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計（AM用）*2																																								
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3																																								
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*3																																									
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																									
操作		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計（AM用）*2 ・可搬式使用済燃料ピット水位計*2*3																																								
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																									
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和																																											
a) 使用済燃料ピット漏えい緩和	判断基準	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度（AM用）*2																																								
		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3																																								
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ ・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*3																																									
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																									
操作		使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位（AM用）*2 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）*2*3																																								



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p>監視計器一覧 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(1)常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(2)可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計*1</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位、水温計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計*1</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>・可搬式使用済燃料ピット水位計***</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位、水温計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：通常時使用する計器                  *2：重大事故等時使用する計器                  *3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な となる監視項目	監視計器	1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等			(1)常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計	(2)可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1	・携帯型水温計	・携帯型水位、水温計	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1	・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2	・可搬式使用済燃料ピット水位計***	・携帯型水位計	・携帯型水位、水温計	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	<p>女川2号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (13/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な 監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 使用済燃料ピットの状態監視</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> <tr> <td>補機監視機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度*1</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水温計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位 (可搬型) *1*2*</td> </tr> <tr> <td>・携帯型水位計</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器                  ※2：重大事故等時使用する計器                  ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視計器	1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順			(1) 使用済燃料ピットの状態監視			a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計	b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1	・携帯型水温計	・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 (可搬型) *1*2*	・携帯型水位計	・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2	
対応手段	重大事故等の対応に必要な となる監視項目	監視計器																																																																														
1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等																																																																																
(1)常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1 ・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット区域エアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ																																																																														
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																														
	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器海水流量計																																																																														
(2)可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1																																																																														
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1 ・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計*1																																																																														
		・携帯型水温計																																																																														
		・携帯型水位、水温計																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計*1																																																																														
		・使用済燃料ピット水位計 (AM用) *2																																																																														
		・可搬式使用済燃料ピット水位計***																																																																														
	・携帯型水位計																																																																															
・携帯型水位、水温計																																																																																
使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エアモニタ*2*																																																																															
使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視計器																																																																														
1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順																																																																																
(1) 使用済燃料ピットの状態監視																																																																																
a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピットエアモニタ*1 ・排気筒ガスモニタ																																																																														
	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																														
	補機監視機能	・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量計																																																																														
b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1 ・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位*1 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度*1																																																																														
		・携帯型水温計																																																																														
		・使用済燃料ピット水位 (AM用) *2																																																																														
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 (可搬型) *1*2*																																																																														
		・携帯型水位計																																																																														
		・使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計																																																																														
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ*2*																																																																														
使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ*2																																																																															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>第 1.11.5 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</td> <td>使用済燃料ピット水位（AM用）</td> <td>B、C計装用電源</td> </tr> <tr> <td>可搬式使用済燃料ピット水位</td> <td>B計装用電源</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度（AM用）</td> <td>B、C計装用電源</td> </tr> <tr> <td>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ</td> <td>B計装用電源</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>A1原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置</td> <td>A2原子炉コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元	【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	使用済燃料ピット水位（AM用）	B、C計装用電源	可搬式使用済燃料ピット水位	B計装用電源	使用済燃料ピット温度（AM用）	B、C計装用電源	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	B計装用電源	使用済燃料ピット監視カメラ	A1原子炉コントロールセンタ	使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	A2原子炉コントロールセンタ	<p>第 1.11-3 表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象条文</th> <th rowspan="2">供給対象設備</th> <th colspan="2">供給元</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="24">【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</td> <td rowspan="4">燃料プール冷却浄化系ポンプ</td> <td>常設代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料プール冷却浄化系 弁</td> <td>常設代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">使用済燃料プール監視設備（監視計器）</td> <td rowspan="2">常設代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所内常設蓄電池式直流電源設備</td> <td>125V 充電器 2A</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2A-I</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">常設代替直流電源設備</td> <td>125V 充電器 2A</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2A-I</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">可搬型代替直流電源設備</td> <td>125V 充電器 2A</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2A-I</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B-I</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	供給元		設備	母線	【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料プール冷却浄化系ポンプ	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D	燃料プール冷却浄化系 弁	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D	使用済燃料プール監視設備（監視計器）	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	非常用低圧母線 MCC 2D	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	非常用低圧母線 MCC 2D	所内常設蓄電池式直流電源設備	125V 充電器 2A	125V 充電器 2B	125V 充電器 2A-I	125V 充電器 2B-I	常設代替直流電源設備	125V 充電器 2A	125V 充電器 2B	125V 充電器 2A-I	125V 充電器 2B-I	可搬型代替直流電源設備	125V 充電器 2A	125V 充電器 2B	125V 充電器 2A-I	125V 充電器 2B-I	<p>第 1.11.5 表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象条文</th> <th rowspan="2">供給対象設備</th> <th colspan="2">給電元</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</td> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替交流電源</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピット監視設備（監視計器）</td> <td>非常用低圧母線 MCC 2C</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> <tr> <td>計装用電源<sup>①</sup></td> <td>非常用低圧母線 MCC 2D</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：供給内容は監視計器</p>	対象条文	供給対象設備	給電元		設備	母線	【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	常設代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C	非常用低圧母線 MCC 2D	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C	非常用低圧母線 MCC 2D	使用済燃料ピット監視設備（監視計器）	非常用低圧母線 MCC 2C	非常用低圧母線 MCC 2D	計装用電源 <sup>①</sup>	非常用低圧母線 MCC 2D	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
対象条文	供給対象設備	給電元																																																																																		
【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	使用済燃料ピット水位（AM用）	B、C計装用電源																																																																																		
	可搬式使用済燃料ピット水位	B計装用電源																																																																																		
	使用済燃料ピット温度（AM用）	B、C計装用電源																																																																																		
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	B計装用電源																																																																																		
	使用済燃料ピット監視カメラ	A1原子炉コントロールセンタ																																																																																		
	使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	A2原子炉コントロールセンタ																																																																																		
対象条文	供給対象設備	供給元																																																																																		
		設備	母線																																																																																	
【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料プール冷却浄化系ポンプ	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
		可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
		常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
		可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
	燃料プール冷却浄化系 弁	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
		可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
		常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
		可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
	使用済燃料プール監視設備（監視計器）	常設代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
			非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
		可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																	
			非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																	
		所内常設蓄電池式直流電源設備	125V 充電器 2A																																																																																	
			125V 充電器 2B																																																																																	
			125V 充電器 2A-I																																																																																	
			125V 充電器 2B-I																																																																																	
		常設代替直流電源設備	125V 充電器 2A																																																																																	
			125V 充電器 2B																																																																																	
			125V 充電器 2A-I																																																																																	
			125V 充電器 2B-I																																																																																	
		可搬型代替直流電源設備	125V 充電器 2A																																																																																	
			125V 充電器 2B																																																																																	
			125V 充電器 2A-I																																																																																	
			125V 充電器 2B-I																																																																																	
対象条文	供給対象設備	給電元																																																																																		
		設備	母線																																																																																	
【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	常設代替交流電源設備	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																		
		非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																		
	可搬型代替交流電源	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																		
		非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																		
	使用済燃料ピット監視設備（監視計器）	非常用低圧母線 MCC 2C																																																																																		
		非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																		
計装用電源 <sup>①</sup>	非常用低圧母線 MCC 2D																																																																																			

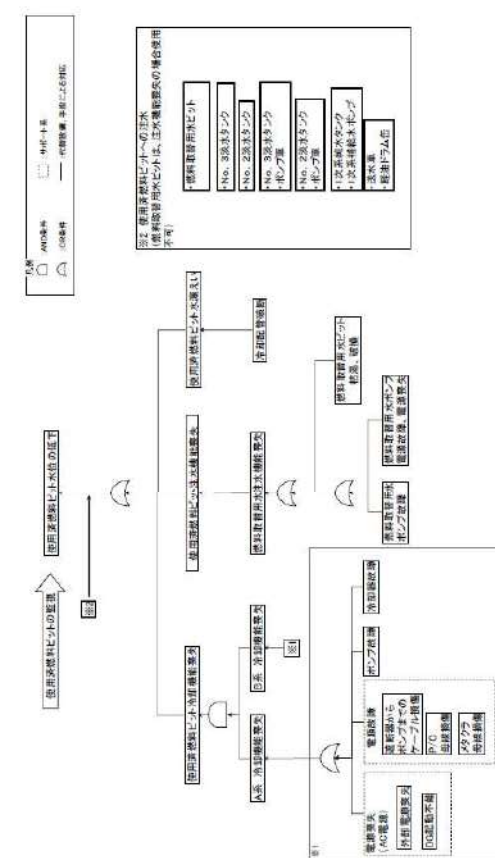
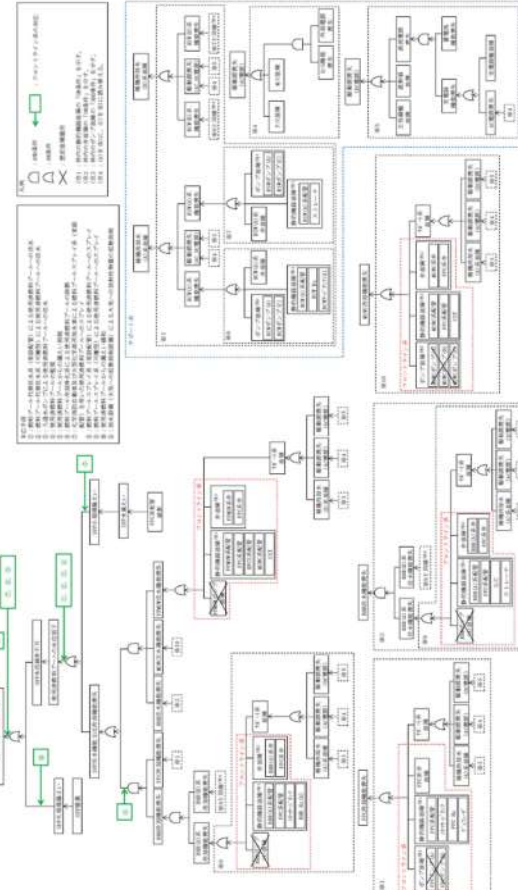
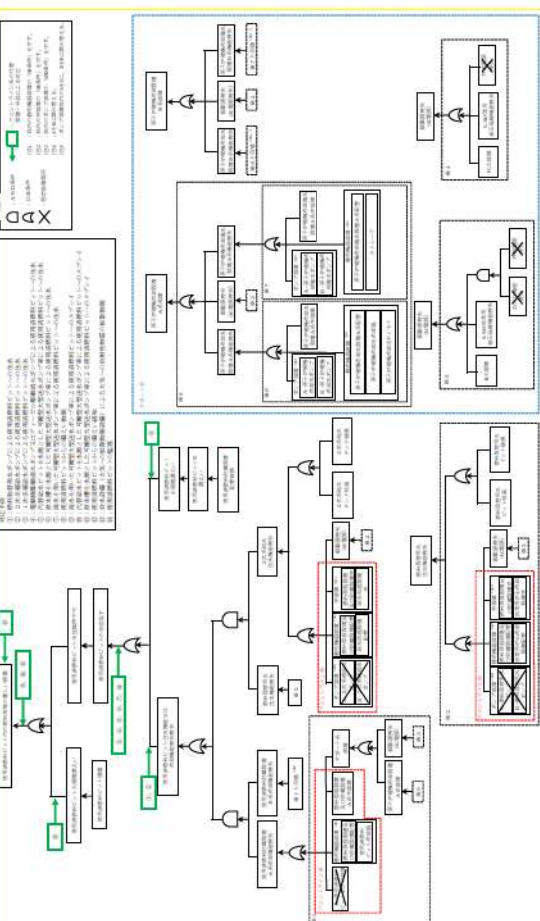


1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>第 1.11.1.1 図 機能喪失原因対策分析（使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第 1.11-1 図 機能喪失原因対策分析</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第 1.11.1 図 機能喪失原因対策分析</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントライン系の故障等を赤点線、サポート系の故障等を青点線で囲った。</li> <li>・対応手段を緑線（実線、点線）とした。</li> <li>・故障想定箇所を×印で記載。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 1.11.2 図 機能喪失原因対策分析（使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時）</p>	<p>（空欄）</p>	<p>大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第1.11.1図参照</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  ・泊は、小規模な漏えい発生時と大量の水の漏えい発生時の機能喪失原因対策分析を第1.11.1図に記載することで女川に合わせた整理とした。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 432 1350 1074" style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="734 1098 1317 1145" style="font-size: small;">                     第1.11-2図 非常時操作手順書(微候ベース)「SFP水位・温度制御」における対応フロー                 </div>	<div data-bbox="1464 770 1906 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         女川2号炉との比較対象なし                     </div>	<div data-bbox="2011 683 2163 906" style="font-size: x-small;">                         【女川】                          記載方針の相違                          ・泊の対応手順フローは重大事故等時の対応手段選択フローチャートにて示す。(大阪と同様)                     </div>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

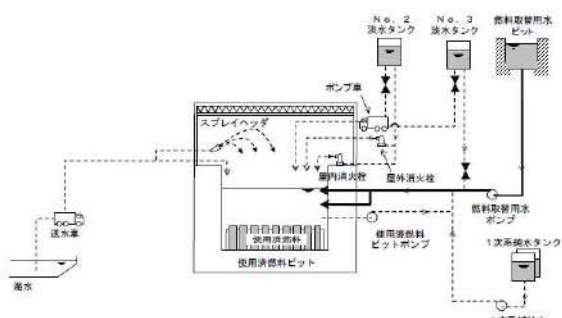
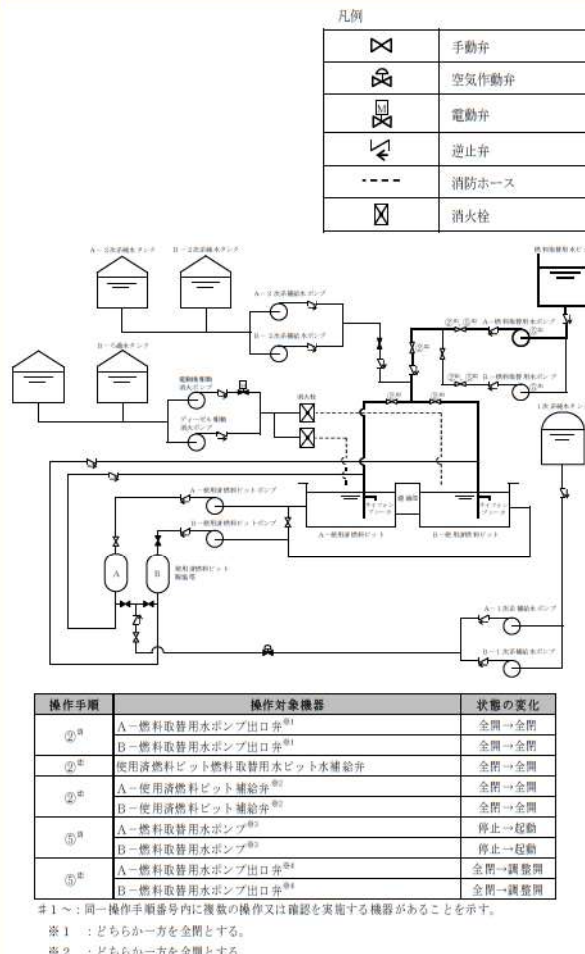
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="795 151 1288 774" style="border: 1px solid black; height: 390px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="795 782 1288 821"> <p>図1.11-3図 非常時操作手順書（プラント停止中）「燃料プール及び格納容器（SFC）」における対応フロー</p> </div> <div data-bbox="817 845 1243 1396" style="border: 1px solid black; height: 345px;"></div> <div data-bbox="817 1404 1243 1436"> <p>図1.11-4図 非常時操作手順書（プラント停止中）「燃料プール冷却喪失（SPL）」における対応フロー</p> </div>	<div data-bbox="1467 766 1915 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     女川2号炉との比較対象なし                 </div>	<div data-bbox="2004 678 2177 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・泊の対応手順フローは重大事故等時の対応手段選択フローチャートにて示す。（大阪と同様）</p> </div>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
 <p>第 1.11.3 図 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <table border="1" data-bbox="1702 255 1971 462"> <caption>凡例</caption> <tr><td></td><td>手動弁</td></tr> <tr><td></td><td>空気作動弁</td></tr> <tr><td></td><td>電動弁</td></tr> <tr><td></td><td>逆止弁</td></tr> <tr><td></td><td>消防ホース</td></tr> <tr><td></td><td>消火栓</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1411 925 1937 1141"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①<sup>#1</sup></td> <td>A-燃料取替用水ポンプ出口弁<sup>#1</sup></td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td>B-燃料取替用水ポンプ出口弁<sup>#1</sup></td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②<sup>#2</sup></td> <td>使用済燃料ピット燃料取替用水ピット水供給弁</td> <td>全開→全開</td> </tr> <tr> <td>A-使用済燃料ピット水供給弁<sup>#2</sup></td> <td>全開→全開</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③<sup>#3</sup></td> <td>B-使用済燃料ピット水供給弁<sup>#2</sup></td> <td>全開→全開</td> </tr> <tr> <td>A-燃料取替用水ポンプ<sup>#3</sup></td> <td>停止→起動</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④<sup>#3</sup></td> <td>B-燃料取替用水ポンプ<sup>#3</sup></td> <td>停止→起動</td> </tr> <tr> <td>A-燃料取替用水ポンプ出口弁<sup>#4</sup></td> <td>全開→調整開</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>#4</sup></td> <td>B-燃料取替用水ポンプ出口弁<sup>#4</sup></td> <td>全開→調整開</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。          ※1：どちらか一方を全開とする。          ※2：どちらか一方を全開とする。          ※3：どちらか一方を起動とする。          ※4：どちらか一方を調整開とする。</p> <p>第 1.11.2 図 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>		手動弁		空気作動弁		電動弁		逆止弁		消防ホース		消火栓	操作手順	操作対象機器	状態の変化	① <sup>#1</sup>	A-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#1</sup>	全開→全閉	B-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#1</sup>	全開→全閉	② <sup>#2</sup>	使用済燃料ピット燃料取替用水ピット水供給弁	全開→全開	A-使用済燃料ピット水供給弁 <sup>#2</sup>	全開→全開	③ <sup>#3</sup>	B-使用済燃料ピット水供給弁 <sup>#2</sup>	全開→全開	A-燃料取替用水ポンプ <sup>#3</sup>	停止→起動	④ <sup>#3</sup>	B-燃料取替用水ポンプ <sup>#3</sup>	停止→起動	A-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#4</sup>	全開→調整開	⑤ <sup>#4</sup>	B-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#4</sup>	全開→調整開	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査要領の反映）          ・凡例を修正。          ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
	手動弁																																								
	空気作動弁																																								
	電動弁																																								
	逆止弁																																								
	消防ホース																																								
	消火栓																																								
操作手順	操作対象機器	状態の変化																																							
① <sup>#1</sup>	A-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#1</sup>	全開→全閉																																							
	B-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#1</sup>	全開→全閉																																							
② <sup>#2</sup>	使用済燃料ピット燃料取替用水ピット水供給弁	全開→全開																																							
	A-使用済燃料ピット水供給弁 <sup>#2</sup>	全開→全開																																							
③ <sup>#3</sup>	B-使用済燃料ピット水供給弁 <sup>#2</sup>	全開→全開																																							
	A-燃料取替用水ポンプ <sup>#3</sup>	停止→起動																																							
④ <sup>#3</sup>	B-燃料取替用水ポンプ <sup>#3</sup>	停止→起動																																							
	A-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#4</sup>	全開→調整開																																							
⑤ <sup>#4</sup>	B-燃料取替用水ポンプ出口弁 <sup>#4</sup>	全開→調整開																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

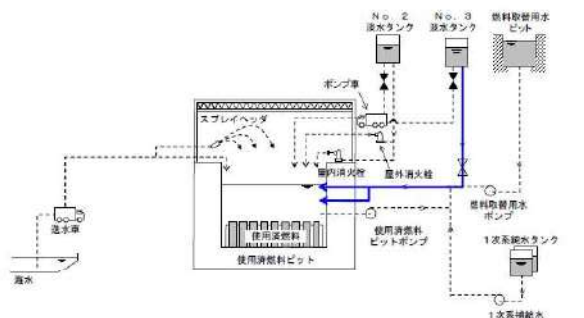
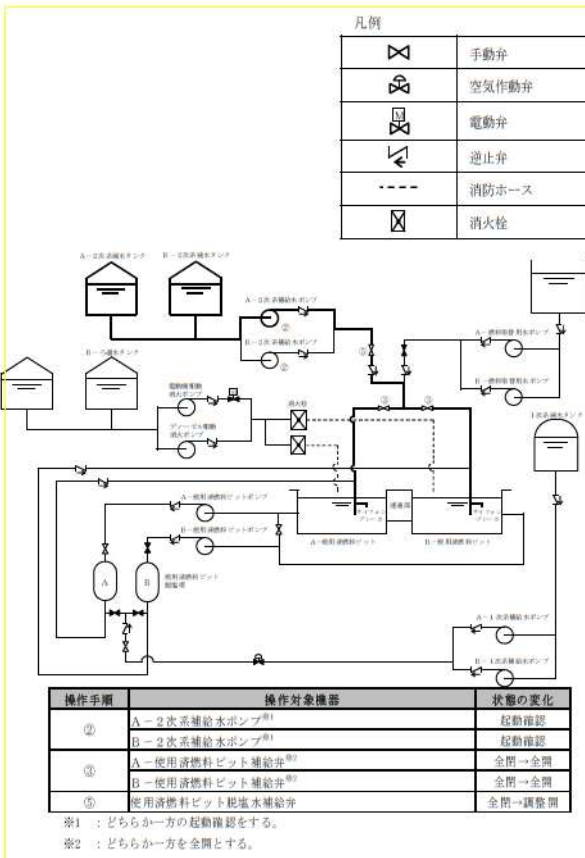
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>第 1.11.4 図 燃料取替用水ビットから使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第 1.11.3 図 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違              (女川審査実績の反映)              ・操作手順と紐づけした。              ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。              ・備考枠を追加。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 1.11.5 図 No. 3 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <p style="text-align: center;">第 1.11.4 図 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>	<p style="background-color: yellow;">【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凡例を修正。</li> <li>・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</li> </ul>

凡例

	手動弁
	空気作動弁
	電動弁
	逆止弁
	消防ホース
	消火栓

操作手順	操作対象機器	状態の変化
②	A-2次系補給水ポンプ <sup>※1</sup>	起動確認
	B-2次系補給水ポンプ <sup>※1</sup>	起動確認
③	A-使用済燃料ピット補給弁 <sup>※2</sup>	全閉→全開
	B-使用済燃料ピット補給弁 <sup>※2</sup>	全閉→全開
⑤	使用済燃料ピット配管水補給弁	全閉→調整開

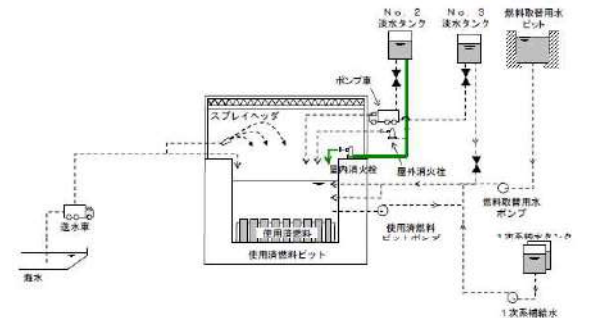
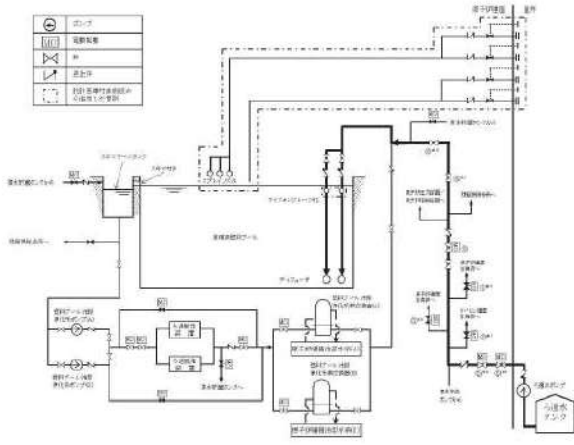
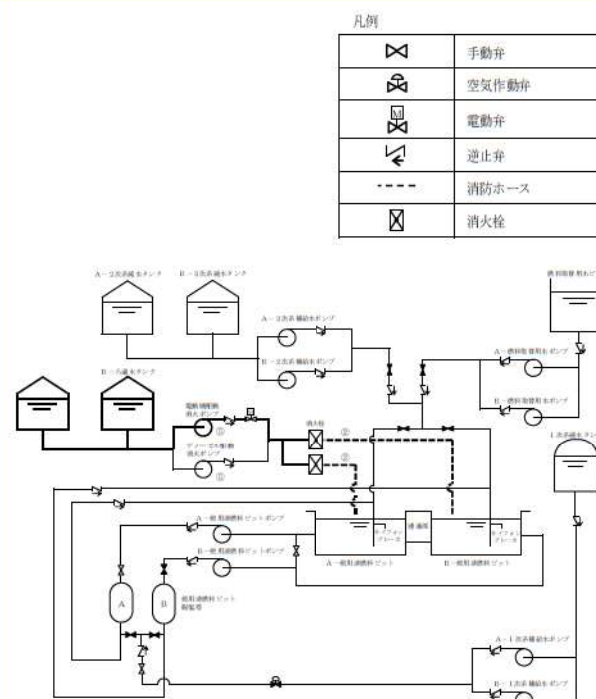
※1：どちらか一方の起動確認をする。  
 ※2：どちらか一方を全開とする。





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
 <p>第 1.11.7 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋内消火栓） 概略系統</p>	 <table border="1" data-bbox="772 813 1321 1021"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①#1</td> <td>T/B 緊急時隔離弁</td> </tr> <tr> <td>②#2</td> <td>R/B B1F 緊急時隔離弁</td> </tr> <tr> <td>③#2</td> <td>R/B 1F 緊急時隔離弁</td> </tr> <tr> <td>④#1</td> <td>FW 系連絡第一弁</td> </tr> <tr> <td>④#2</td> <td>FW 系連絡第二弁</td> </tr> <tr> <td>⑤#1</td> <td>R/R A 系 P/C 供給連絡弁</td> </tr> <tr> <td>⑤#2</td> <td>P/C R/R 戻り連絡弁</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第 1.11-11 図 る過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 概要図                  残留熱除去系 (A) を経由して注水する場合</p>	操作手順	弁名称	①#1	T/B 緊急時隔離弁	②#2	R/B B1F 緊急時隔離弁	③#2	R/B 1F 緊急時隔離弁	④#1	FW 系連絡第一弁	④#2	FW 系連絡第二弁	⑤#1	R/R A 系 P/C 供給連絡弁	⑤#2	P/C R/R 戻り連絡弁	⑥	R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁	<p>【第 1.11.6 図及び第 1.11.7 図は、比較のため掲載順序入れ替え】</p>  <table border="1" data-bbox="1713 375 1982 590"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>手動弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気作動弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮止弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防ホース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火栓</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1433 1077 1960 1165"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②</td> <td>消防ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>電動機駆動消火ポンプ※ ディーゼル駆動消火ポンプ※</td> <td>停止→起動 停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：どちらか一方を起動する。</p> <p>第 1.11.8 図 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ビットへの注水 概要図</p>	凡例			手動弁		空気作動弁		電動弁		遮止弁		消防ホース		消火栓	操作手順	操作対象機器	状態の変化	②	消防ホース	ホース接続	⑤	電動機駆動消火ポンプ※ ディーゼル駆動消火ポンプ※	停止→起動 停止→起動	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  ・凡例を修正。                  ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
操作手順	弁名称																																											
①#1	T/B 緊急時隔離弁																																											
②#2	R/B B1F 緊急時隔離弁																																											
③#2	R/B 1F 緊急時隔離弁																																											
④#1	FW 系連絡第一弁																																											
④#2	FW 系連絡第二弁																																											
⑤#1	R/R A 系 P/C 供給連絡弁																																											
⑤#2	P/C R/R 戻り連絡弁																																											
⑥	R/R ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁																																											
凡例																																												
	手動弁																																											
	空気作動弁																																											
	電動弁																																											
	遮止弁																																											
	消防ホース																																											
	消火栓																																											
操作手順	操作対象機器	状態の変化																																										
②	消防ホース	ホース接続																																										
⑤	電動機駆動消火ポンプ※ ディーゼル駆動消火ポンプ※	停止→起動 停止→起動																																										

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.8 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓） タイムチャート</p> <p>※：移動時間には防護員費用時間を含む。</p>	<p>1.11-12 図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 タイムチャート</p>	<p>1.11.9 図 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・操作手順と紐づけた。              ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。              ・備考枠を追加。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

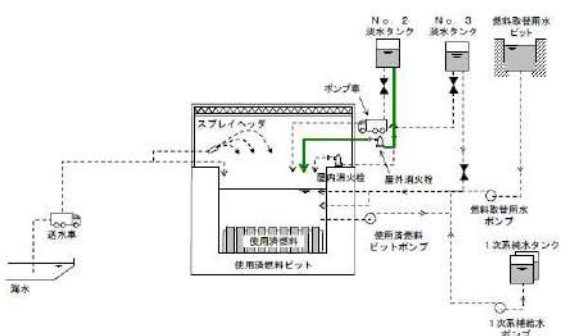
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="116 485 692 1010" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="107 1013 651 1038" data-label="Text"> <p>※囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="107 1042 651 1096" data-label="Caption"> <p>第 1.11.9 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（屋内消火栓）(2/2)</p> </div>	<div data-bbox="831 767 1245 815" data-label="Text"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1518 381 1843 1187" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1870 403 1928 1224" data-label="Caption"> <p>第 1.11.10 図 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図</p> </div>	<div data-bbox="1973 727 2004 780" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1973 317 2004 727" data-label="Text"> <p>：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
 <p>第 1.11.10 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋外消火栓） 概略系統</p> <table border="1" data-bbox="112 941 694 1069"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員（数）</th> <th colspan="8">経過時間（分）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋外消火栓）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約60分</td> <td></td> <td></td> <td>注水開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ホースの準備、設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：自動時間には防振装置動作時間を含む。</p> <p>第 1.11.11 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋外消火栓） タイムチャート</p>	手順の項目	要員（数）	経過時間（分）								備考	10	20	30	40	50	60	70	80	No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋外消火栓）	緊急安全対策要員						約60分			注水開始										ホースの準備、設置		<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">大飯3/4号炉との比較対象なし</p>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>
手順の項目			要員（数）	経過時間（分）								備考																															
	10	20		30	40	50	60	70	80																																		
No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水（屋外消火栓）	緊急安全対策要員						約60分			注水開始																																	
										ホースの準備、設置																																	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="129 161 685 671" style="border: 2px solid black; height: 320px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="129 699 651 721" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="129 726 651 778">                     第1.11.12図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（屋外消火栓）(1/2)                 </div> <div data-bbox="129 828 685 1345" style="border: 2px solid black; height: 324px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="129 1345 651 1367" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="129 1372 651 1425">                     第1.11.12図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（屋外消火栓）(2/2)                 </div>		<div data-bbox="1429 770 1944 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         大飯3/4号炉との比較対象なし                     </div>	<div data-bbox="2011 767 2159 818" style="color: red;">                         設備の相違（相違理由②）                     </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


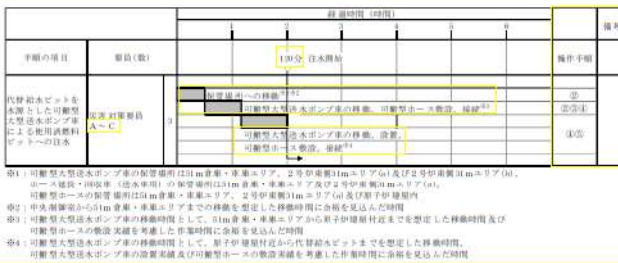
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>第 1.11.13 図 ポンプ車による No. 3 冷却水タンクから使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<table border="1" data-bbox="1429 970 1953 1056"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.11.11 図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	③	可搬型ホース	ホース接続	⑤	可搬型ホース	ホース接続	⑥	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）              ・凡例を修正。              ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
操作手順	操作対象機器	状態の変化													
③	可搬型ホース	ホース接続													
⑤	可搬型ホース	ホース接続													
⑥	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動													



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 1.11.14 図 ポンプ車による No. 3 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <p>第 1.11.12 図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>	<p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作手順と並ぶ</li> <li>・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載</li> <li>・可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載</li> <li>・備考枠を追加</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="118 379 705 1129" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 262px;"></div> <p data-bbox="141 1129 656 1152">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="141 1157 656 1209">第1.11.15図 ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（1/2）</p>	<p data-bbox="835 770 1245 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div data-bbox="1384 367 1910 1145" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 235px;"></div> <p data-bbox="1910 355 1960 1173" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1.11.13図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図（1/2）</p>	<p data-bbox="1973 300 2004 758" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

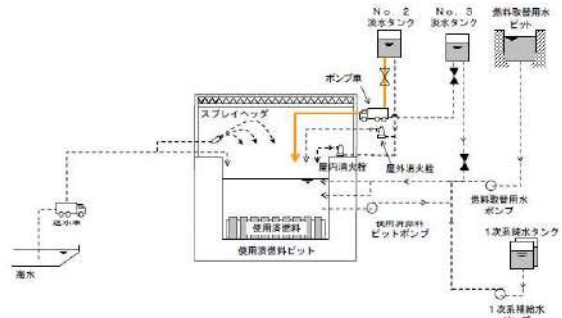
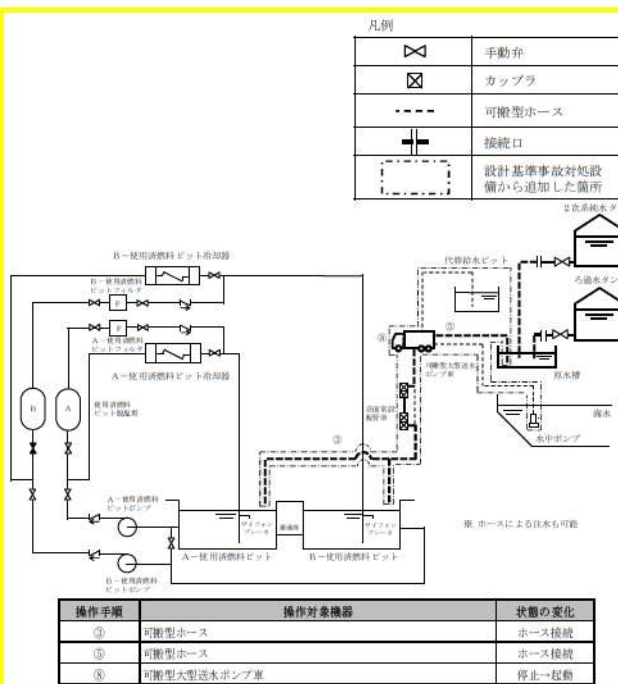
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 376 698 1123" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 261px;"></div> <div data-bbox="136 1131 651 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="136 1160 651 1211">                     第1.11.15図 ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（2/2）                 </div>	<div data-bbox="837 770 1245 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         泊3号炉との比較対象なし                     </div>	<div data-bbox="1518 363 1868 1171" style="border: 2px solid black; height: 506px; width: 156px;"></div> <div data-bbox="1877 355 1928 1174" style="font-size: 8px;">                         第1.11.13図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図（2/2）                     </div>	<div data-bbox="1973 296 2002 756" style="font-size: 8px;">                         枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                     </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 1.11.16 図 ポンプ車によるNo. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 概略系統</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <p>第 1.11.14 図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水 概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          ・凡例を修正。          ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水</p>  <p>第1.11.17図 ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水</p>  <p>第1.11.15図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作手順と紐づけた。</li> <li>・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。</li> <li>・可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。</li> <li>・備考枠を追加。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 379 698 1126" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 261px;"></div> <div data-bbox="136 1134 654 1214" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                      第1.11.18図 ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（1/2）</p> </div>	<div data-bbox="835 770 1245 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1384 400 1912 1182" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 236px;"></div> <div data-bbox="1912 421 1960 1166" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>第1.11.16図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図（1/2）</p> </div>	<div data-bbox="1973 325 2004 783" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>特囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 379 696 1129" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 257px;"></div> <div data-bbox="152 1129 667 1209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                      第1.11.18図 ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図(2/2)</p> </div>	<div data-bbox="835 767 1245 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1520 368 1868 1161" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 155px;"></div> <div data-bbox="1877 391 1928 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第1.11.16図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図(2/2)</p> </div>	<div data-bbox="1973 703 2004 756" style="border: 1px solid black; width: 14px; height: 14px; display: inline-block;"></div> <p>特図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉

第 1.11.19 図 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水概略系統

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考										
		10	20	30	40	50	60	70	80											
1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員(中央制御室) 緊急安全対策要員(現場)	1			約60分	注水開始														

※：稼働時刻には詰保員作業時間を含む。

第 1.11.20 図 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水タイムチャート

女川原子力発電所2号炉

泊3号炉との比較対象なし

泊発電所3号炉

【比較のため掲載順序入替え】

凡例

	手動弁
	空気作動弁
	電動弁
	逆止弁
	消防ホース
	消火栓

操作手順	操作対象機器	状態の変化
②	A-1次系補給水ポンプ <sup>※</sup>	起動確認
	B-1次系補給水ポンプ <sup>※</sup>	起動確認
③ <sup>※</sup>	A-使用済燃料ピット配管塔入口弁	全開→全閉
④ <sup>※</sup>	B-使用済燃料ピット配管塔入口弁	全開→全閉
⑤ <sup>※</sup>	使用済燃料ピット配管塔逆洗水絞り弁	調整開確認
⑥ <sup>※</sup>	A-使用済燃料ピット配管塔逆洗弁	全閉→全開
⑦ <sup>※</sup>	B-使用済燃料ピット配管塔逆洗弁	全閉→全開
⑧ <sup>※</sup>	A-使用済燃料ピットフィルタ出口絞り弁	調整開確認
⑨ <sup>※</sup>	B-使用済燃料ピットフィルタ出口絞り弁	調整開確認
⑩	配管塔補給水止め弁	全閉→全開

※1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。  
 ※：どちらか一方の起動確認をする。

第 1.11.6 図 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図

【大阪】運用の相違 (相違理由①)  
 【大阪】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)  
 ・凡例を修正。  
 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>手順の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="8">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td> <td>緊急安全対策要員(中央制御室) 1</td> <td></td> <td></td> <td>中央制御室操作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急安全対策要員(現場) 2</td> <td></td> <td>移動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>注水開始</td> <td></td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：移動時間には防護具着用時間を含む。</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考	10	20	30	40	50	60	70	80	1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員(中央制御室) 1			中央制御室操作						①		緊急安全対策要員(現場) 2		移動					注水開始		②	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>【比較のため掲載順序入替え】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="8">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>運転員(中央制御室) 1</td> <td></td> <td></td> <td>1次系補給水ポンプ起動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運転員(現場) 1</td> <td></td> <td></td> <td>移動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>注水開始</td> <td></td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間          ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考	10	20	30	40	50	60	70	80	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	運転員(中央制御室) 1			1次系補給水ポンプ起動						①		運転員(現場) 1			移動				注水開始		②	<p>記載方針の相違                  (女川審査実録の反映)                  ・操作手順と紐づけした。                  ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。                  ・備考欄を追加。</p>
手順の項目			要員(数)	経過時間(分)								備考																																																																									
	10	20		30	40	50	60	70	80																																																																												
1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員(中央制御室) 1			中央制御室操作						①																																																																											
	緊急安全対策要員(現場) 2		移動					注水開始		②																																																																											
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考																																																																											
		10	20	30	40	50	60	70	80																																																																												
1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	運転員(中央制御室) 1			1次系補給水ポンプ起動						①																																																																											
	運転員(現場) 1			移動				注水開始		②																																																																											

第 1.11.20 図 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水タイムチャート

第 1.11.7 図 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水タイムチャート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="790 691 1332 762"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①<sup>※1</sup></td> <td>燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁</td> </tr> <tr> <td>②<sup>※2</sup></td> <td>原子炉建屋側燃料プール代替注水弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～4：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第1.11-5図 燃料プール代替注水系（常設配管）概要図</p> <p>第1.11-6図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水タイムチャート</p>	操作手順	弁名称	① <sup>※1</sup>	燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁	② <sup>※2</sup>	原子炉建屋側燃料プール代替注水弁	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">女川2号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center; background-color: yellow;">【女川】設備の相違（相違理由①）</p>
操作手順	弁名称								
① <sup>※1</sup>	燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁								
② <sup>※2</sup>	原子炉建屋側燃料プール代替注水弁								



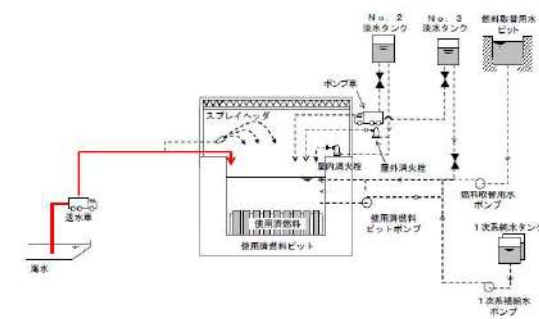
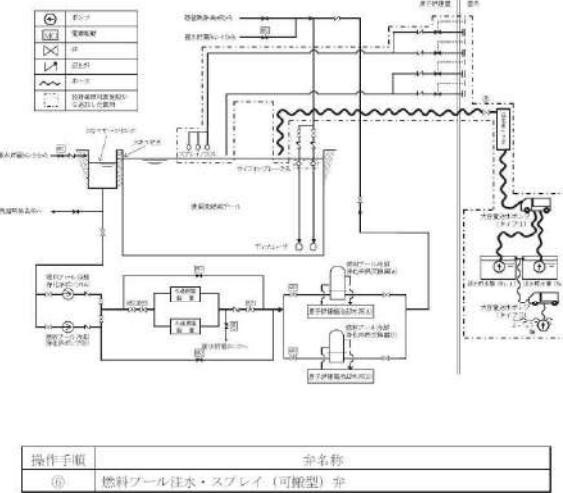
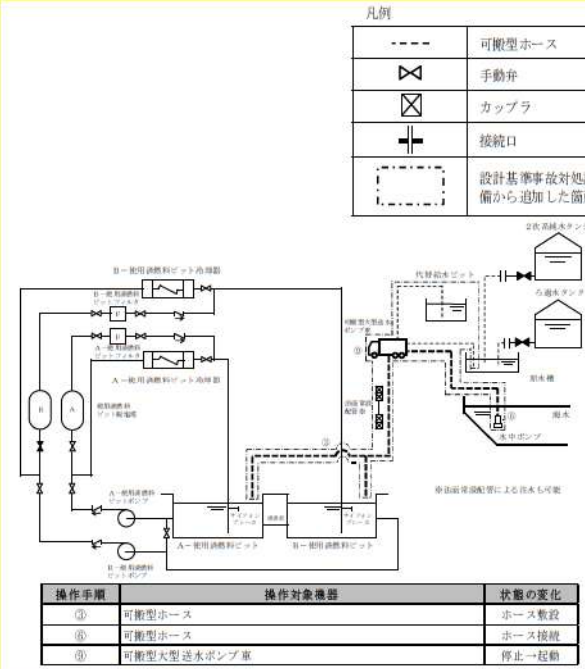
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1.11-7図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水タイムチャート</p> <p>第1.11-8図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水タイムチャート</p>	<p>女川2号炉との比較対象なし</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容


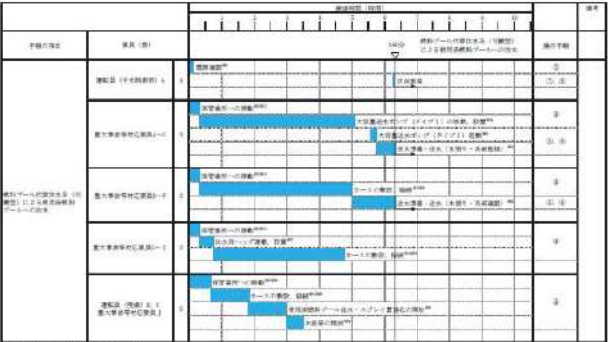
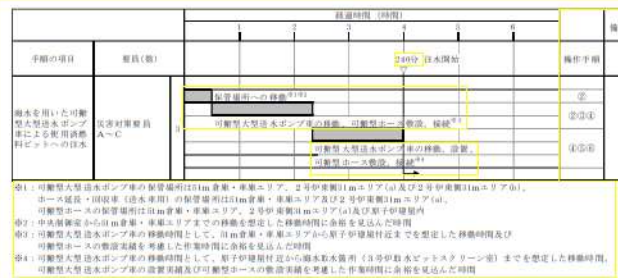

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第 1.11.21 図 海水から使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p>	 <p>第 1.11-9 図 燃料プール代替注水系（可搬型） 概要図</p> <table border="1" data-bbox="772 941 1310 989"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順	弁名称	①	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁	 <p>第 1.11.17 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 概要図</p> <table border="1" data-bbox="1411 997 1960 1085"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース敷設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止一起動</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	①	可搬型ホース	ホース敷設	②	可搬型ホース	ホース接続	③	可搬型大型送水ポンプ車	停止一起動	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          ・凡例を修正          ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
操作手順	弁名称																		
①	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁																		
操作手順	操作対象機器	状態の変化																	
①	可搬型ホース	ホース敷設																	
②	可搬型ホース	ホース接続																	
③	可搬型大型送水ポンプ車	停止一起動																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 1.11.22 図 海水から使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>  <p>※：移動時間は当該係長責任期間を含む。</p>	<p>第 1.11-10 図 燃料ゲル代替注水系（可搬型）による使用済燃料ゲルへの注水</p>  <p>※1：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア、2号炉車庫1mエリア(a)及び2号炉車庫1mエリア(b)。          ※2：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア及び2号炉車庫1mエリア(a)。          ※3：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、10m倉庫・車庫エリアから貯蔵タンク付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。          ※4：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、貯蔵タンク付近から海水取水箇所（3号炉取水ボックス）までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置支線及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。</p>	<p>第 1.11.18 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2)</p>  <p>※1：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア、2号炉車庫1mエリア(a)及び2号炉車庫1mエリア(b)。          ※2：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア及び2号炉車庫1mエリア(a)。          ※3：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、10m倉庫・車庫エリアから貯蔵タンク付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。          ※4：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、貯蔵タンク付近から海水取水箇所（3号炉取水ボックス）までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置支線及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。</p> <p>第 1.11.18 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (2/2)</p>  <p>※1：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア、2号炉車庫1mエリア(a)及び2号炉車庫1mエリア(b)。          ※2：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は10m倉庫・車庫エリア及び2号炉車庫1mエリア(a)。          ※3：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、10m倉庫・車庫エリアから貯蔵タンク付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。          ※4：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、貯蔵タンク付近から海水取水箇所（3号炉取水ボックス）までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置支線及び可搬型ホースの敷設支線を考慮した作業時間に見込んだ時間。</p>	<p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）          ・操作手順と紐づけた。          ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。          ・可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。          ・備考欄を追加。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 379 696 1118" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="114 1121 651 1206" data-label="Caption"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                  第1.11.28図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート                  図（1/6）</p> </div>	<div data-bbox="840 770 1252 815" data-label="Text"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1384 416 1883 1155" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1899 338 1933 1262" data-label="Caption"> <p>第1.11.19図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 ホース敷設ルート図（1/2）</p> </div>	<div data-bbox="1966 323 1995 798" data-label="Text"> <p>：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 376 696 1126" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="107 1126 651 1150">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="107 1155 651 1209">第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（2/6）</p>	<p data-bbox="840 770 1252 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div data-bbox="1518 397 1854 1182" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 150px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1865 339 1899 1262" style="text-align: right;">第1.11.19図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図（2/2）</p> <p data-bbox="1966 323 2000 788" style="text-align: right;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 376 696 1123" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="114 1123 651 1206" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                      第 1.11.28 図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート                      図 (3/6)</p> </div>		<div data-bbox="1406 687 1948 820" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>大飯3 / 4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第 1.11.19 図参照</p> </div>	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 371 696 1121" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="114 1125 654 1204" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                      第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート                      図（4/6）</p> </div>		<div data-bbox="1417 719 1957 850" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>大飯3/4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第1.11.19図参照</p> </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 379 698 1126" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 258px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="120 1129 654 1152">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="120 1161 654 1209">第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図 (5/6)</p>		<div data-bbox="1413 676 1951 807" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 240px;">                     大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第1.11.19図参照                 </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

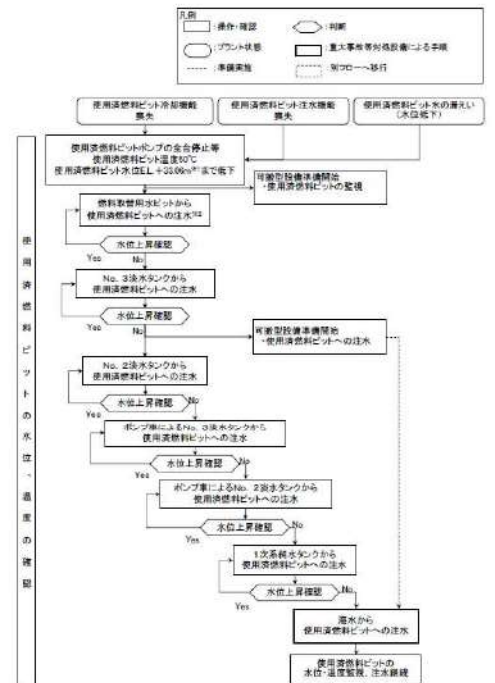
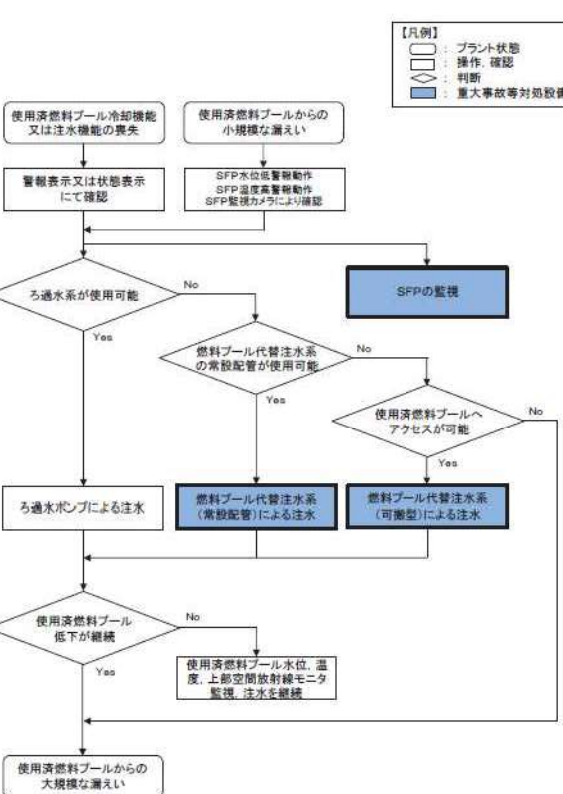
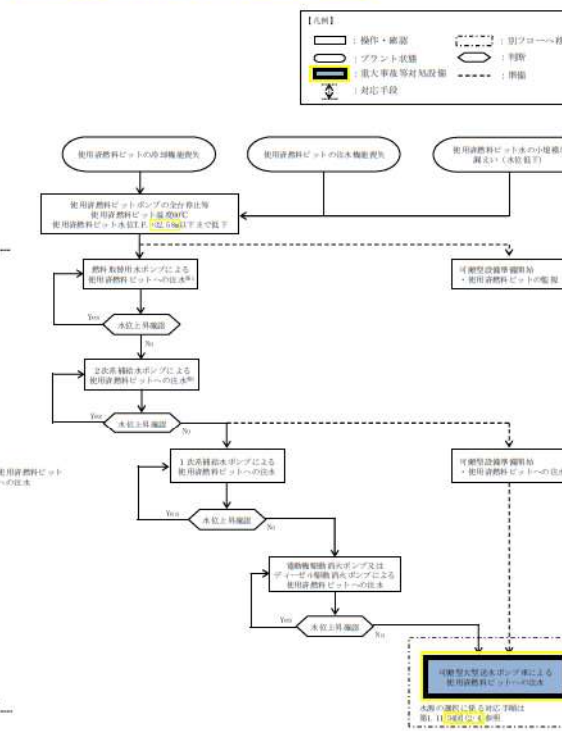
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 383 694 1117" style="border: 2px solid black; height: 460px; width: 255px;"></div> <div data-bbox="116 1120 651 1206"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第 1.11.23 図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート                      図 (5/6)</p> </div>		<div data-bbox="1422 689 1960 821" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>大飯3/4号炉との比較対象は                              泊3号炉の第 1.11.19 図参照</p> </div>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>【凡例】              □：操作・確認              ○：プラント状態              ◇：判断              ○：準備実施              □：重大事象等対応設備による手続              ○：オフロー→移行              ○：判断              ○：重大事象等対応設備</p> <p>使用済燃料ピット冷却機能喪失、使用済燃料ピット注水機能喪失、使用済燃料ピット水の漏れ(水位低下)</p> <p>使用済燃料ピットポンプの全合停止等              使用済燃料ピット温度が<math>40^{\circ}\text{C}</math>以上              使用済燃料ピット水位が<math>\text{LL} + 23.00\text{m}^{\text{R}}</math>まで低下</p> <p>燃料貯蔵槽水圧ピットから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 3取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 2取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 1取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>ポンプ車によるNo. 3取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 2取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 1取水タンクから              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>電水から              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの              水位・温度監視、注水継続</p> <p>(注) オフロー配管の注水手段については、複数の手段の準備又は注水を平行して実施することがある。              また、水源の使用可否等に応じて手順を切り替えて対応することがある。              ※1: 使用済燃料ピット水位異常警報の発生時              ※2: 使用済燃料ピットの注水機能喪失の場合は使用不可</p> <p>第 1.11.24 図 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏れ発生時の対応手順</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>【凡例】              □：プラント状態              ○：操作・確認              ◇：判断              ○：準備実施              □：重大事象等対応設備</p> <p>使用済燃料プール冷却機能又は注水機能の喪失              使用済燃料プールからの小規模な漏れ</p> <p>警報表示又は状態表示にて確認              SFP水位異常警報動作              SFP温度異常警報動作              SFP監視カメラにより確認</p> <p>SFPの監視</p> <p>ろ過水系が使用可能              No              燃料プール代替注水系の常設配管が使用可能              No              使用済燃料プールへアクセスが可能              No              ろ過水ポンプによる注水              燃料プール代替注水系(常設配管)による注水              燃料プール代替注水系(可搬型)による注水</p> <p>使用済燃料プール低下が継続              No              使用済燃料プール水位、温度、上部空間放射線モニタ監視、注水を継続</p> <p>使用済燃料プールからの大規模な漏れ</p> <p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p> <p>第 1.11-25 図 重大事象等時の対応手段選択フローチャート (1/3)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>【凡例】              □：操作・確認              ○：プラント状態              ◇：判断              ○：準備実施              □：重大事象等対応設備              ○：オフロー→移行              ○：判断              ○：重大事象等対応設備</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失              使用済燃料ピットの注水機能喪失              使用済燃料ピット水の漏れ(水位低下)</p> <p>使用済燃料ピットポンプの全合停止等              使用済燃料ピット温度が<math>40^{\circ}\text{C}</math>以上              使用済燃料ピット水位が<math>\text{LL} + 23.00\text{m}^{\text{R}}</math>まで低下</p> <p>燃料貯蔵槽水圧ピットによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 3取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 2取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 1取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>ポンプ車によるNo. 3取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 2取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>水位上昇確認              Yes              No. 1取水タンクによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>電水から              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットへの注水</p> <p>可搬型大型注水ポンプによる              使用済燃料ピットへの注水</p> <p>本図の適用に関する対応手順は              第 1.11.24 図を参照</p> <p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p> <p>(1) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏れ発生時の対応手段の選択(1/2)</p> <p>第 1.11. 34 図 重大事象等時の対応手段選択フローチャート (1/4)</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違              (女川審査実績の反映)</p>

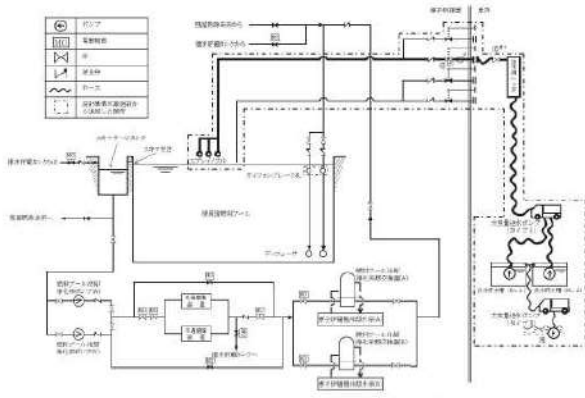

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 767 607 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     泊3号炉との比較対象なし                 </div>		<div data-bbox="1377 327 1993 430" style="background-color: yellow; padding: 5px;">                     【比較のため、掲載順序入れ替え】                      (1) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時、使用済燃料ピット水の                      小規模な漏えい発生時の対応手段の選択 (2/2)                 </div> <div data-bbox="1377 478 1993 1085" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1377 1141 1993 1173" style="background-color: yellow; padding: 5px;">                     第 1.11.34 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/4)                 </div>	<div data-bbox="2016 678 2161 901" style="color: red;">                     【大阪】設備の相違(相違理由①)                      ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車の水源の選択の手順を本フローで整理している。                 </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	 <table border="1" data-bbox="784 694 1299 774"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>平名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1</td> <td>燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td>原子炉建屋車間燃料プールスプレー元弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第1.11-13図 燃料プールスプレー系（常設配管） 概要図</p>  <p>第1.11-14図 燃料プールスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレータイムチャート</p>	操作手順	平名称	※1	燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁	※2	原子炉建屋車間燃料プールスプレー元弁	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">女川2号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">【女川】設備の相違（相違理由①）</p>
操作手順	平名称								
※1	燃料プール注水・スプレー（常設配管）弁								
※2	原子炉建屋車間燃料プールスプレー元弁								

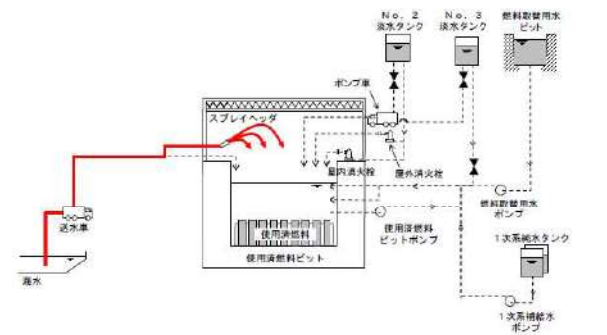
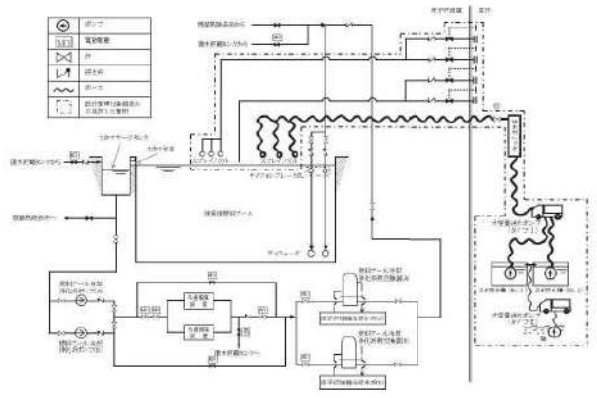
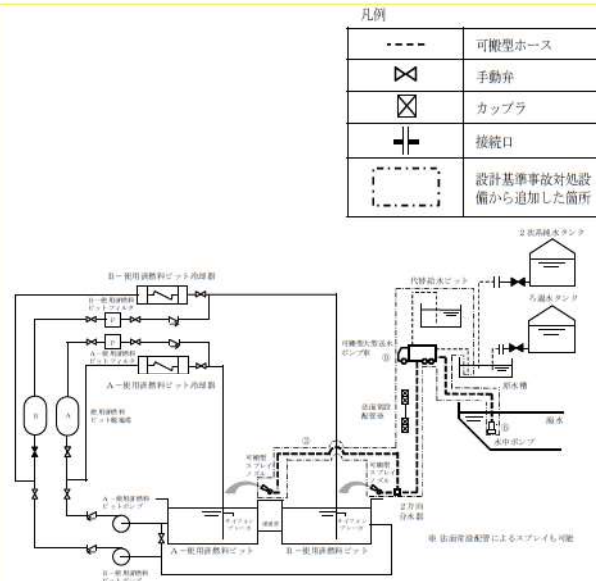




灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第 1.11.25 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 概略系統</p>	 <table border="1" data-bbox="784 917 1299 973"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>燃料プール注水・スプレイ（可搬型）弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.11-17 図 燃料プールのスプレイ系（可搬型） 概要図</p>	操作手順	弁名称	①	燃料プール注水・スプレイ（可搬型）弁	 <table border="1" data-bbox="1411 1013 1960 1109"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース敷設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止～起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.11.20 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	①	可搬型ホース	ホース敷設	②	可搬型ホース	ホース接続	③	可搬型大型送水ポンプ車	停止～起動	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川審査要領の反映）          ・凡例を修正          ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
操作手順	弁名称																		
①	燃料プール注水・スプレイ（可搬型）弁																		
操作手順	操作対象機器	状態の変化																	
①	可搬型ホース	ホース敷設																	
②	可搬型ホース	ホース接続																	
③	可搬型大型送水ポンプ車	停止～起動																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.26 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイトイムチャート</p>	<p>1.11-18 図 燃料プールのスプレイトイムチャート (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイトイムチャート</p>	<p>1.11.21 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイトイムによる使用済燃料ピットへのスプレイトイムチャート</p>	<p>記載方針の相違 (女川審査実績の反映)          ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記 (※) として記載          ・可搬型設備の保管場所を注記 (※) として記載          ・備考枠を追加</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="116 379 698 1125" style="border: 2px solid black; height: 467px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="116 1129 654 1152">[枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。]</p> <p data-bbox="116 1161 654 1209">第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図（1/12）</p>	<p data-bbox="846 770 1249 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div data-bbox="1384 459 1899 1216" style="border: 2px solid black; height: 474px; width: 230px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1899 497 1953 1189" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1.11.22図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ ホース敷設ルート図（1/2）</p> <p data-bbox="1966 379 1998 837" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">[ ]：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 373 696 1126" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="107 1129 651 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません                 </div> <div data-bbox="107 1158 651 1211" style="margin-top: 5px;">                     第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ビットへのスプレーへのホース敷設ルート図 (2/12)                 </div>	<div data-bbox="840 770 1252 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         泊3号炉との比較対象なし                     </div>	<div data-bbox="1509 411 1863 1238" style="border: 2px solid black; height: 518px; width: 158px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1870 488 1921 1179" style="font-size: 8px; margin-top: 10px;">                         第 1.11.22 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ビットへのスプレー ホース敷設ルート図 (2/2)                     </div>	<div data-bbox="1966 360 1995 762" style="font-size: 8px; margin-top: 10px;">                         枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                     </div>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 368 703 1129" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 263px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="107 1129 658 1153">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="107 1158 658 1211">第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (8/12)</p>		<div data-bbox="1424 740 1964 871" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                     大飯3/4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第 1.11.22 図参照                 </div>	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 371 698 1129" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 258px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="114 1134 663 1155">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="114 1166 663 1217">第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (4/12)</p>		<div data-bbox="1422 683 1960 813" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                     大飯3/4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第 1.11.22 図参照                 </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="118 379 696 1126" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 258px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="112 1126 654 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="112 1155 654 1211" style="margin-top: 5px;">                     第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (5/12)                 </div>		<div data-bbox="1417 719 1957 852" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;">                         大飯3/4号炉との比較対象は                          泊3号炉の第 1.11.22 図参照                     </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="118 379 696 1123" style="border: 2px solid black; height: 466px; width: 258px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="114 1125 651 1209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図（6/12）</p> </div>		<div data-bbox="1424 742 1964 871" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 100px auto; width: fit-content;"> <p>大飯3/4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第1.11.22図参照</p> </div>	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 384 696 1123" style="border: 2px solid black; height: 463px; width: 257px;"></div> <div data-bbox="112 1123 649 1149" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="112 1152 649 1208" style="padding: 2px;"> <p>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図（7/12）</p> </div>		<div data-bbox="1417 729 1960 860" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>大飯3/4号炉との比較対象は                      泊3号炉の第1.11.22図参照</p> </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="116 379 696 1126" style="border: 2px solid black; height: 468px; width: 259px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="112 1129 651 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="112 1158 651 1211" style="font-size: small;">                     第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (8/12)                 </div>		<div data-bbox="1420 721 1960 852" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                         大飯3/4号炉との比較対象は                          泊3号炉の第 1.11.22 図参照                     </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="116 376 698 1129" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="116 1134 654 1153">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="116 1163 654 1214">第 1.11.27 図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (9/12)</p>		<div data-bbox="1408 743 1948 871" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: fit-content;">                     大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第 1.11.22 図参照                 </div>	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="114 376 696 1129" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="107 1129 651 1150" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="107 1161 651 1214" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図（10/12）                 </div>		<div data-bbox="1424 711 1962 842" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;">                         大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第1.11.22図参照                     </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 379 696 1125" style="border: 2px solid black; height: 467px; width: 257px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="114 1125 654 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="114 1153 654 1209" style="margin-top: 5px;">                     第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図（11/12）                 </div>		<div data-bbox="1422 719 1960 852" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;">                         大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第1.11.22図参照                     </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

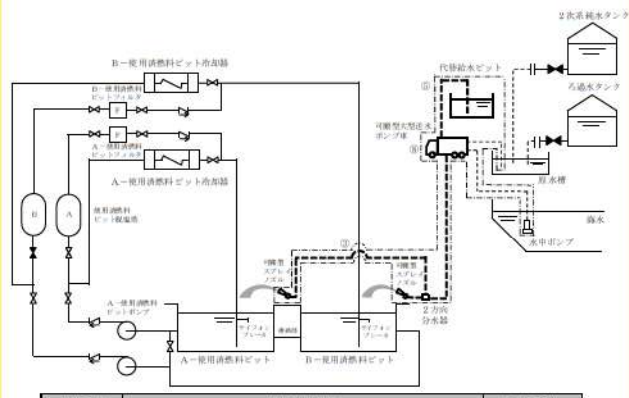
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="120 379 696 1123" style="border: 2px solid black; height: 466px; width: 257px;"></div> <div data-bbox="114 1126 656 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="114 1155 656 1209"> <p>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (12/12)</p> </div>		<div data-bbox="1424 721 1962 852" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>大飯3/4号炉との比較対象は泊3号炉の第1.11.22図参照</p> </div>	



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<div data-bbox="201 766 616 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="840 766 1254 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1377 391 2004 1045" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">凡例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">✕</td> <td>手動弁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">---</td> <td>可搬型ホース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td>接続口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[ ]</td> <td>設計基準事故対処設備から追加した箇所</td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> </div>	✕	手動弁	---	可搬型ホース	+	接続口	[ ]	設計基準事故対処設備から追加した箇所	操作手順	操作対象機器	状態の変化	③	可搬型ホース	ホース接続	④	可搬型ホース	ホース接続	⑤	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動	<div data-bbox="2016 734 2161 790" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【大飯】設備の相違（相違理由④）</div>
✕	手動弁																						
---	可搬型ホース																						
+	接続口																						
[ ]	設計基準事故対処設備から追加した箇所																						
操作手順	操作対象機器	状態の変化																					
③	可搬型ホース	ホース接続																					
④	可搬型ホース	ホース接続																					
⑤	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動																					

第 1.11.23 図 代替給水ビッドを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビッドへのスプレイ 概要図

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<div data-bbox="203 758 611 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="842 770 1249 812" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1370 438 2000 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">経過時間（時間）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">130分/スプレイ開始</td> <td>操作手続</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車の移動</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレインズルの移動</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車の稼働</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td style="background-color: #cccccc;">0</td> <td>③④</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">                     ①：中央風機室から51m倉庫・車庫エリアまでの移動を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間                      ②：可搬型大型送水ポンプ車の保管庫厚10m倉庫・車庫エリア、2号炉東側10mエリア(6)及び2号炉西側10mエリア(6)、                      ③：ホース延長・吐出車（送水車用）及び可搬型スプレインズルの保管庫厚10m倉庫・車庫エリア及び2号炉東側10mエリア(6)、                      ④：可搬型ホースの保管庫厚10m倉庫・車庫エリア、2号炉東側10mエリア(6)及び原子炉建屋内                      ⑤：可搬型大型送水ポンプ車の稼働時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した稼働時間及び                      可搬型ホースの敷設・実働を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ⑥：可搬型スプレインズルの設置・実働を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ⑦：可搬型大型送水ポンプ車の稼働時間として、原子炉建屋付近から代替給水ピットまでを想定した稼働時間                      ⑧：可搬型大型送水ポンプ車の設置・実働及び可搬型ホースの敷設・実働を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                 </p> </div> <div data-bbox="1370 782 2000 877" style="margin-top: 10px;"> <p>第 1.11.24 図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイタイムチャート</p> </div>			経過時間（時間）						備考			1	2	3	4	5	6	手順の項目	要員(数)	130分/スプレイ開始						操作手続	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	可搬型大型送水ポンプ車の移動	0	0	0	0	0	0	②	可搬型スプレインズルの移動	0	0	0	0	0	0	②	可搬型大型送水ポンプ車の稼働	0	0	0	0	0	0	③④	可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	0	0	0	0	0	0	③④	<div data-bbox="2016 758 2161 805" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【大飯】設備の相違（相違理由④）</div>
		経過時間（時間）						備考																																																						
		1	2	3	4	5	6																																																							
手順の項目	要員(数)	130分/スプレイ開始						操作手続																																																						
代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	可搬型大型送水ポンプ車の移動	0	0	0	0	0	0	②																																																						
	可搬型スプレインズルの移動	0	0	0	0	0	0	②																																																						
	可搬型大型送水ポンプ車の稼働	0	0	0	0	0	0	③④																																																						
	可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	0	0	0	0	0	0	③④																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small; text-align: right;">                 第1.11.25図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイン/ズルによる使用済燃料ピットへのスプレインホース敷設ルート図(1/2)                  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。             </p>	<p style="text-align: center;">【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

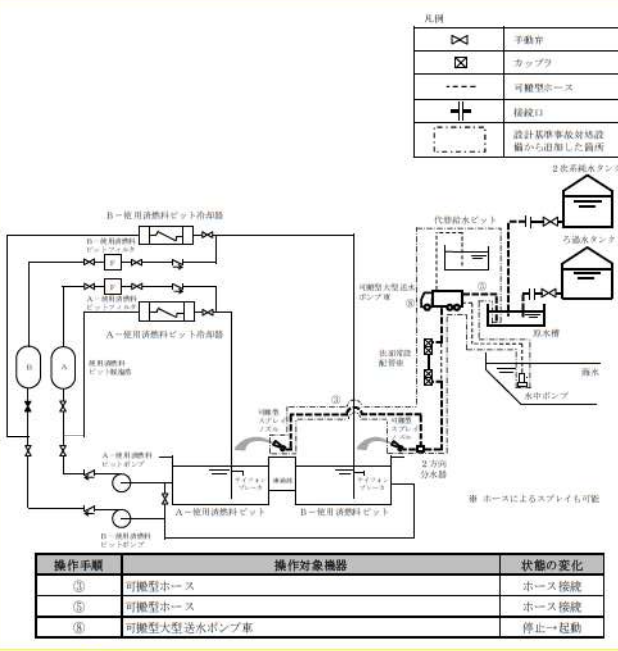
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 766 616 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="840 766 1254 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1478 430 1836 1260" style="border: 2px solid black; width: 160px; height: 520px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1848 438 1892 1252" style="font-size: 8px; margin-top: 10px;">                     第1.11.25図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図(2/2)                 </div>	<div data-bbox="1937 391 1971 845" style="font-size: 8px; margin-bottom: 10px;">                     □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> <div data-bbox="2004 766 2161 813" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">                     【大阪】設備の相違（相違理由④）                 </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="201 766 616 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="840 766 1254 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1377 359 1993 1013" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  </div>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査要領の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凡例を修正</li> <li>・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載</li> </ul>

第1.11.26図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ 概要図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<div data-bbox="203 758 611 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="842 770 1249 812" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1366 534 2004 957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員(名)</th> <th>120分 スケイタイム</th> <th>備考</th> <th>操作手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">                     原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ                 </td> <td>                     長次対策要員                      女、B                 </td> <td>2</td> <td>                     原水槽車への移動<sup>※1</sup>                      可搬型大型送水ポンプ車、接続、可搬型スプレインズルの設置<sup>※2,※3</sup>                      可搬型ホース敷設、接続<sup>※4</sup> </td> <td>                     ②                      ②③                      ④                 </td> </tr> <tr> <td>                     長次対策要員                      女、B                 </td> <td>3</td> <td>                     原水槽車への移動<sup>※1</sup>                      可搬型大型送水ポンプ車の移動、設置、可搬型ホース敷設、接続<sup>※4</sup> </td> <td>                     ②                      ②③                 </td> </tr> <tr> <td>                     長次対策要員                      女、G                 </td> <td>2</td> <td>                     原水槽車への移動<sup>※1</sup>                      可搬型ホース敷設、接続<sup>※4</sup> </td> <td>                     ②                      ②④                 </td> </tr> <tr> <td>                     運転班員                 </td> <td>1</td> <td></td> <td>②④</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">                     ※1：中央制御室から30m倉庫・車庫エリアまでの移動を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間                      ※2：可搬型大型送水ポンプ車の保管場所は30m倉庫・車庫エリア、2号炉東側30mエリア(a)及び2号炉南側30mエリア(b)、ホース延長・回収車(送水車用)及び可搬型スプレインズルの保管場所は30m倉庫・車庫エリア及び2号炉東側30mエリア(a)、可搬型ホースの保管場所は30m倉庫・車庫エリア、2号炉東側30mエリア(a)及び原子炉建屋内                      ※3：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、30m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ※4：可搬型スプレインズルの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ※5：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、30m倉庫・車庫エリアから原水槽車までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ※6：可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                      ※7：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、30m倉庫・車庫エリアから原水槽車までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間                 </p> </div> <div data-bbox="1366 965 2004 1013" style="font-size: small;">                     第 1.11.27 図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ タイムチャート                 </div>	手順の項目	要員(名)	120分 スケイタイム	備考	操作手順	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	長次対策要員 女、B	2	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型大型送水ポンプ車、接続、可搬型スプレインズルの設置 <sup>※2,※3</sup> 可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②③ ④	長次対策要員 女、B	3	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型大型送水ポンプ車の移動、設置、可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②③	長次対策要員 女、G	2	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②④	運転班員	1		②④	<div data-bbox="2011 754 2159 802" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【大飯】設備の相違（相違理由④）</div>
手順の項目	要員(名)	120分 スケイタイム	備考	操作手順																					
原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	長次対策要員 女、B	2	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型大型送水ポンプ車、接続、可搬型スプレインズルの設置 <sup>※2,※3</sup> 可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②③ ④																					
	長次対策要員 女、B	3	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型大型送水ポンプ車の移動、設置、可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②③																					
	長次対策要員 女、G	2	原水槽車への移動 <sup>※1</sup> 可搬型ホース敷設、接続 <sup>※4</sup>	② ②④																					
	運転班員	1		②④																					

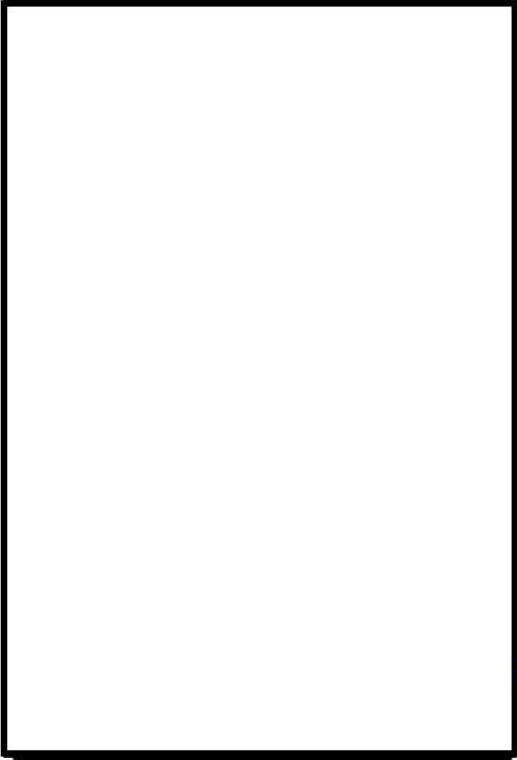


泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">第1.11.28図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレインノズル設置ルート図(1/2)                  □：枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

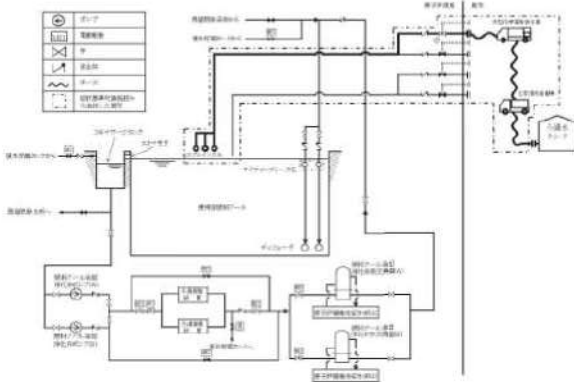

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small; padding: 5px;">                     第1.11.28図 原水槽を水源とした可搬型大型造水ポンプ車及び可搬型スプレイレイン/スルによる使用済燃料ピットへの可搬型大型造水ポンプ車及び可搬型スプレイレイン/スルによる                 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> </div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">：特図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="font-size: small;">【大阪】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

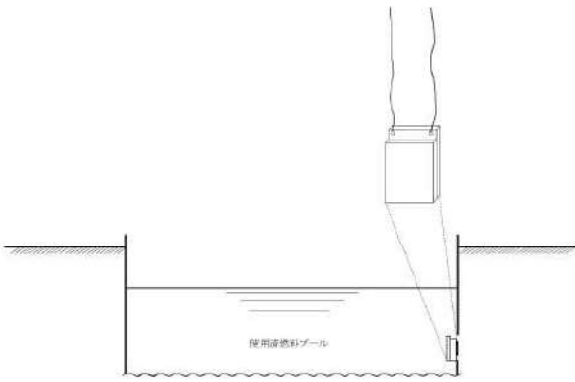
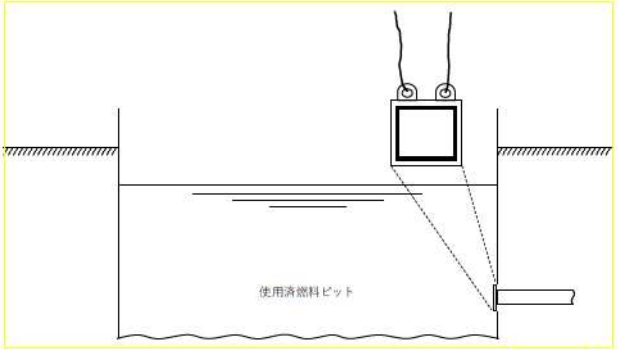
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	 <table border="1" data-bbox="795 718 1332 774"> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>原子炉建屋北側燃料プールスプレイ元弁</td> </tr> </table> <p data-bbox="828 821 1299 869">第1.11-19図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管） 概要図</p>  <p data-bbox="840 1268 1288 1308">第1.11-20図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールのスプレイタイムチャート</p>	操作手順	弁名称	⑤	原子炉建屋北側燃料プールスプレイ元弁	<p data-bbox="1456 750 1904 798" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">女川2号炉との比較対象なし</p>	<p data-bbox="2016 758 2161 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【女川】設備の相違（相違理由③）</p>
操作手順	弁名称						
⑤	原子炉建屋北側燃料プールスプレイ元弁						



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

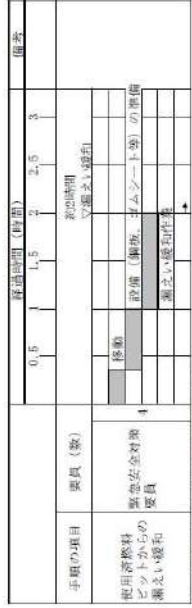
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	 <p style="text-align: center;">第1.11-21図 使用済燃料プールからの漏えい緩和 概要図</p>	 <p style="text-align: center;">第1.11.29図 使用済燃料ピットからの漏えい緩和 概要図</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>第 1.11.28 図 使用済燃料ピットからの漏えい緩和 タイムチャート</p>	<p>第 1.11-23 図 使用済燃料プールの漏えい緩和 タイムチャート</p>	<p>第 1.11.30 図 使用済燃料ピットからの漏えい緩和 タイムチャート</p>	<p>記載方針の相違                  (女川審査実績の反映)                  ・操作手順を細分化した。                  ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。                  ・備考欄を追加。</p>



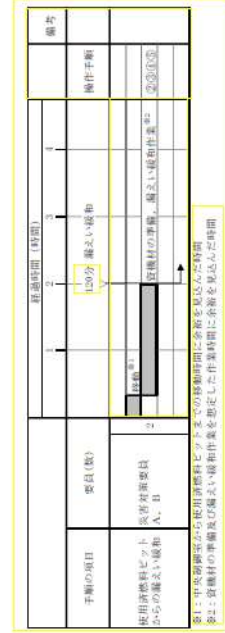
※：移動時間には防護器具着脱時間を含む。

第 1.11.28 図 使用済燃料ピットからの漏えい緩和  
タイムチャート



※：移動時間には防護器具着脱時間を含む。

第 1.11-23 図 使用済燃料プールの漏えい緩和 タイムチャート

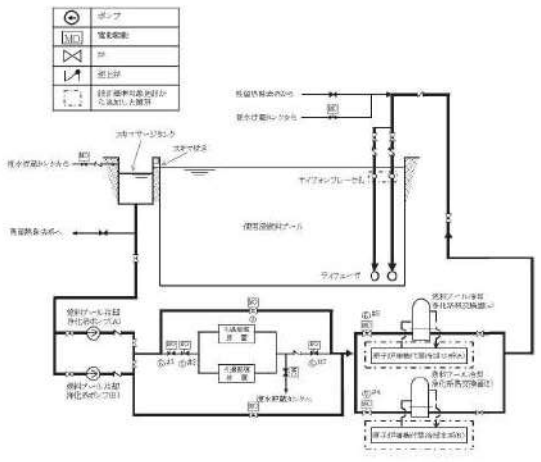



※1：中央制御室から使用済燃料ピットまでの移動時間に余裕を見込んだ時間  
 ※2：各機材の手配及び漏えい緩和作業を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

第 1.11.30 図 使用済燃料ピットからの漏えい緩和 タイムチャート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	 <table border="1" data-bbox="784 766 1310 933"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>平名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤<sup>#1</sup></td> <td>FPCろ過脱塩装置入口第一弁</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>#2</sup></td> <td>FPCろ過脱塩装置入口第二弁</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>#3</sup></td> <td>FPCろ過脱塩装置出口弁</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>#4</sup></td> <td>FPC熱交換器 (B) 入口弁</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>#5</sup></td> <td>FPC熱交換器 (A) 入口弁</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>FPCろ過脱塩装置バイパス弁 (A)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="750 933 1332 965">#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p data-bbox="761 1037 1332 1093">第1.11-23図 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 概要図              原子炉補機代替冷却水系 (A) を使用する場合</p>  <p data-bbox="884 1292 1243 1332">第1.11-24図 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱              タイムチャート</p>	操作手順	平名称	⑤ <sup>#1</sup>	FPCろ過脱塩装置入口第一弁	⑤ <sup>#2</sup>	FPCろ過脱塩装置入口第二弁	⑤ <sup>#3</sup>	FPCろ過脱塩装置出口弁	⑤ <sup>#4</sup>	FPC熱交換器 (B) 入口弁	⑤ <sup>#5</sup>	FPC熱交換器 (A) 入口弁	⑤	FPCろ過脱塩装置バイパス弁 (A)	<p data-bbox="1456 758 1915 805" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">女川2号炉との比較対象なし</p>	<p data-bbox="2004 734 2177 853" style="background-color: yellow;">【女川】              BWR 固有の対応手段 (KK6/7 審査知見の反映)</p>
操作手順	平名称																
⑤ <sup>#1</sup>	FPCろ過脱塩装置入口第一弁																
⑤ <sup>#2</sup>	FPCろ過脱塩装置入口第二弁																
⑤ <sup>#3</sup>	FPCろ過脱塩装置出口弁																
⑤ <sup>#4</sup>	FPC熱交換器 (B) 入口弁																
⑤ <sup>#5</sup>	FPC熱交換器 (A) 入口弁																
⑤	FPCろ過脱塩装置バイパス弁 (A)																



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 1.11.29 図 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p>	<p>第 1.11-26 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p> <p>(2) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段の選択 (1/2)</p> <p>第 1.11.34 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/4)</p>	<p>記載方針の相違          (女川審査実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 810" data-label="Text"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="842 770 1252 810" data-label="Text"> <p>泊3号炉との比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1384 598 1921 986" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1451 1002 1883 1029" data-label="Caption"> <p>第 1.11.31 図 使用済燃料ピット状態監視 概要図 (1)</p> </div>	<div data-bbox="2011 683 2168 906" data-label="Text"> <p>記載方針の相違              ・泊3号炉は、多様性拡張設備である常設の使用済燃料ピットの監視計器の概略系統を整理している。</p> </div>



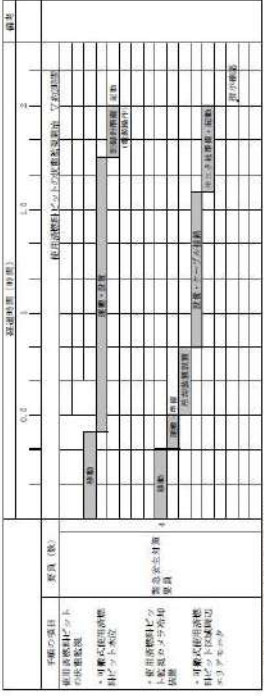
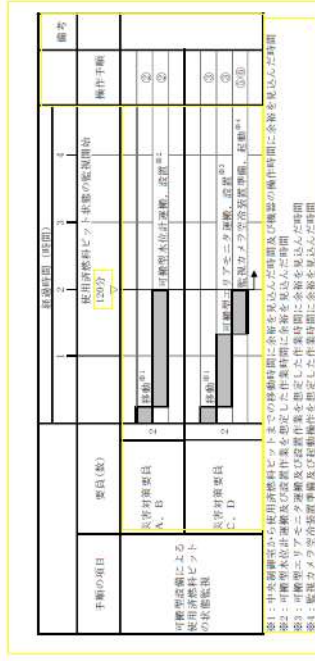
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>屋外 可搬式SFP区域周辺エリアモニタ</p> <p>原子炉周辺建屋 E.L. +33.6m SFP水位(AW用) SFP監視カメラ 換気 空気配管 SFP監視カメラ 制御装置 SFP温度(AW用) 可搬式SFP水位</p> <p>第1.11.80図 重大事故等時の使用済燃料ピットの状態監視概略系統</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>手動弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計基準事故対処設備から追加した箇所</td> </tr> </table> <p>燃料貯蔵ラック 燃料貯蔵槽 T.P=33.1m 屋外</p> <p>① 使用済燃料ピット監視カメラ ② 使用済燃料ピット水位(可搬型) ③ 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ④ 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置 ⑤ SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁 ⑥ 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置</p> <p>① 可搬型エリアモニタ ② 可搬型エリアモニタ ③ 可搬型エリアモニタ ④ 可搬型エリアモニタ ⑤ 可搬型エリアモニタ ⑥ 可搬型エリアモニタ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②</td> <td>使用済燃料ピット水位(可搬型)</td> <td>接続</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</td> <td>接続</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置</td> <td>接続</td> </tr> <tr> <td>⑤<sup>1)</sup></td> <td>SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>⑥<sup>2)</sup></td> <td>使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置</td> <td>停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</p> <p>第1.11.32図 使用済燃料ピット状態監視概要図 ②</p>		手動弁		設計基準事故対処設備から追加した箇所	操作手順	操作対象機器	状態の変化	②	使用済燃料ピット水位(可搬型)	接続	③	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	接続	④	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	接続	⑤ <sup>1)</sup>	SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁	全閉→全開	⑥ <sup>2)</sup>	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	停止→起動	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）          ・凡例を修正。          ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p>
	手動弁																								
	設計基準事故対処設備から追加した箇所																								
操作手順	操作対象機器	状態の変化																							
②	使用済燃料ピット水位(可搬型)	接続																							
③	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	接続																							
④	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	接続																							
⑤ <sup>1)</sup>	SFP監視カメラ空冷設備空冷装置出口弁	全閉→全開																							
⑥ <sup>2)</sup>	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	停止→起動																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: center;">  <p>第 1.11.31 図 重大事故等時の使用済燃料ピットの状態監視タイムチャート</p> </div>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<div style="text-align: center;">  <p>第 1.11.33 図 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視タイムチャート</p> </div>	<p>記載方針の相違              (女川審査実績の反映)              ・操作手順を詳しくした。              ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいくことを注記(※)として記載。              ・備考特記追加。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1.11-27図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;">女川2号炉との比較対象なし</p>	<p>【女川】                  BWR固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p>



比較対象プラント選定の詳細（技術的能力）

【1.11 : SFP】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯3 / 4号炉
	具体的理由	当該審査項目は、発電用原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3 / 4号炉を選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。 ② 資料構成の比較*：当該審査項目のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3 / 4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【凡例】 ○：記載あり  
 ×：記載なし  
 (○)：本文の資料他箇所記載  
 △：他本文の資料などに記載

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

プラント		泊3号炉作成状況		まとの資料の作成を不要とした理由	まとの資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとの資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料	添付資料					
添付資料1.11.1 審査基準、基準用則と対処設備との対応表	添付資料1.11.1 審査基準、基準用則と対処設備との対応表	○	×→○			
添付資料1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図	添付資料1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図	×→○	×→○			
添付資料1.11.3 重大事故等対策の成立性 1. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 2. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 3. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 4. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 5. 燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 6. 化学消防自動車及び大型化学高圧放水車による燃料プールのスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ	添付資料1.11.3 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビレットへの注水 添付資料1.11.3 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ビレットへの注水 添付資料1.11.14 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ビレットへのスプレイ	○	×→○			当該審査項目は、発電用原子炉施設に共通の要求に係る点であるが、PWRとBWRの使用済燃料ビレット（プール）配置の相違などによって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較するため大館3/4号炉との比較を行う。
	添付資料1.11.5 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ビレットへの注水	○	×→○			
	添付資料1.11.6 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ビレットへの注水	○	×→○			
	添付資料1.11.7 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ビレットへの注水	○	×→○			
	添付資料1.11.9 代替給水ビレットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビレットへの注水	○	×→○			
	添付資料1.11.10 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビレットへの注水	○	×→○			
	添付資料1.11.15 代替給水ビレットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ビレットへのスプレイ	○	×→○			
	添付資料1.11.16 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ビレットへのスプレイ	○	×→○			
添付資料1.11.4 解析一覧	添付資料1.11.23 解析一覧	×→○	×→○			当該資料に整理している手順書判断基準に係るパラメータの設定値や、操作手順に係るパラメータの調整値、操作する弁の名称等については、設工認及び保安規定における審査にて説明することとしていたが、更なる説明性の向上を目的として、今後作成する。
	添付資料1.11.3 自主対策設備仕様	○	×→○			
	添付資料1.11.4 使用済燃料ビレットの水位低下及び過積に関する評価について	○	×→○			
	添付資料1.11.12 使用済燃料ビレットへの注水方法について	○	×→○			
	添付資料1.11.13 使用済燃料ビレットへのスプレイ系側の妥当性について	○	×→○			
	添付資料1.11.17 使用済燃料ビレット漏えい確認	○	×→○			
	添付資料1.11.18 使用済燃料ビレット監視設備（重大事故等対策設備）	○	×→○			
	添付資料1.11.19 可搬型設備による使用済燃料ビレットの状態監視	○	×→○			
	添付資料1.11.20 使用済燃料ビレット監視機等型ロース水位計について	○	×→○			
	添付資料1.11.21 重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について	○	×			PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較するため大館3/4号炉との比較を行うが、大館3/4号炉と被ばく評価の対象となる対応手段が異なる。大館3/4号炉は放射線能力1.6にて整理している。放射線能力1.11ではなく、放射線能力1.6にて比較表を作成する。
	添付資料1.11.22 使用済燃料ビレットから発生する水蒸気による重大事故等対策設備への影響	○	×			RK6/7審査知員の反映として、PWR先行プラントの審査実績を踏まえた泊3号炉の基準への適合方針に対する補足説明を添付資料として新たに追加したものであり大館3/4号と比較対象がないため比較表は作成していない。